

東日本大震災に対する武蔵野市の取り組みと 今後の防災対応指針

～武蔵野市地域防災計画の見直しへ向けて～

平成24年2月

武 蔵 野 市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という我が国観測史上最大規模の地震とともに大津波を引き起こし、東北地方から関東地方にいたる広範囲に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となりました。

今回の大震災の特徴は、揺れによる直接的な被害に加えて、地震で引き起こされたさまざまな事象により、従来の災害の概念を超える大規模な複合型災害となったことです。

地震発生後に首都圏では、電話やメールの発着信が困難になり、鉄道の運行停止による帰宅困難者の大量発生、主要道路の大渋滞、沿岸部の液状化などにより都市機能が著しく低下しました。

また、津波で破壊された東京電力福島第一原子力発電所では、炉心溶融や水素爆発が起きました。その結果、放射性物質が広範囲に拡散し、大量の避難者や放射能による土壤汚染など、1年近く経った現在もなお社会的混乱が続いています。

さらに、突発的な大規模停電を防ぐため、東京電力は3月14日から計画停電に踏み切り、大きな混乱が起きました。その後も、夏期の電力供給不足を乗り切るため、節電対策が実施されるなど、電力供給やエネルギー問題に大きな波紋を投げかけました。

このような中、武蔵野市は発災直後に市制施行初となる災害対策本部を設置し、自分たちのまちは自分たちで守るという自治の取り組みとともに、互いに助け合う連携の重要性から被災自治体への支援や関係機関の連携など、「自治と連携」を基本的視点として次々に発生する事象に対応を重ねてきました。こうした経験から、武蔵野市の抱える防災上の課題が浮き彫りとなり、基礎自治体として果たすべき責務や役割、地域コミュニティのあり方、広域連携の重要性などをあらためて認識することとなりました。

そこで、今回の経験から学んだことを整理したうえで、緊急に対処していく課題を含め、今後の防災対策の指針を取りまとめました。

今後は、この防災対応指針に沿い、広く市民や防災関係者等の意見を伺い、実効性のある地域防災計画の見直しを進めます。そして、武蔵野市の地域防災力を一層高め、近い将来発生するといわれている首都直下型地震をはじめ、あらゆる地震への備えを強化し、「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた安全・安心のまちづくりを推進します。

平成24年2月

武蔵野市長

邑上守正

目 次

第 1 章 東日本大震災の概要	1
1 地震の概要	3
2 全国の主な被害状況	4
2-1. 人的被害、建物被害等	4
2-2. 死因・年齢構成	5
2-3. 市町村庁舎の被災	5
3 地震一覧（M6.5以上または最大震度6強以上）	6
4 津波の高さ（最大波）	7
5 浸水範囲の面積	7
6 地盤沈下	9
7 福島原子力発電所事故に係る警戒・避難区域図	10
8 新幹線の被害と復旧	11
9 大津波の津波警報 情報入手手段調査結果	12
10 応急仮設住宅 着工・完成戸数の推移	13
11 過去の地震との比較	14
12 世界の大規模地震の発生記録	14
第 2 章 東日本大震災に対する市の取り組み	15
1 市内における地震被害状況	17
1-1. 震度等	17
1-2. 人的被害等	17
1-3. 住家被害等	18
1-4. 公共建物被害	18
1-5. その他被害	18
1-6. 被災証明発行一覧	19
2 市内被災への対応	20
2-1. 市災害対策本部会議等による対応状況	20
2-2. 帰宅困難者への対応	24
2-3. 電力危機（計画停電）への対応	29
2-4. 原子力発電所事故に伴う放射能への対応	39
2-5. 災害時要援護者への対応	49
2-6. 主な市施設の初動対応の概要	50
2-7. 各種調査結果	55
3 被災地支援	62
3-1. 被災地への武蔵野市の支援	62
3-2. 被災地への武蔵野市内各団体の支援	66
3-3. 友好都市における支援	70
3-4. 災害派遣等従事車両証明書の発行	72

4	避難者の市内受入れと支援	73
4-1	避難施設の開設	73
4-2	避難者支援	73
5	国・東京都の検討動向	77
5-1	国（内閣府）の動向	77
5-2	東京都の動向	77
5-3	今後のスケジュール	77
第3章	武蔵野市における防災対策上の課題の整理	79
1	課題整理の考え方	81
1-1	今回の震災を教訓に課題として整理するもの	81
1-2	国や東京都の検討結果等を踏まえて今後課題として整理するもの	81
2	課題整理の方法	82
3	「防災に関する市民意識調査」による市民意見の反映	82
4	武蔵野市における課題の整理	84
	【課題1 的確な情報伝達手段の確保】	84
	【課題2 初動態勢の強化】	86
	【課題3 対策本部機能の充実】	87
	【課題4 帰宅困難者対策の充実】	88
	【課題5 災害時要援護者対策事業の見直し・拡充】	90
	【課題6 福祉避難所機能の充実】	92
	【課題7 災害時医療救護体制の充実】	94
	【課題8 災害に強い都市基盤の整備】	96
	【課題9 ライフラインの災害対策】	98
	【課題10 地域防災力の向上による避難対策の充実】	100
	【課題11 避難者の多様なニーズに対応した支援】	102
	【課題12 原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する対策の推進】	104
第4章	今後の防災対応指針	107
1	防災対応指針の基本的視点	109
2	今回の課題整理により明確化した方向性と優先順位	109
2-1	緊急に取り組むべき事項	110
2-2	地域防災計画見直しの中で検討すべき事項	111
3	今後、新しい知見や広域的な視点で整理すべき課題	113
3-1	地震の規模や被害の想定の見直し等に関すること	113
	資料編	115

第1章 東日本大震災の概要

第1章 東日本大震災の概要

1 地震の概要

地震名

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日気象庁発表）

震災名

東日本大震災（平成23年4月1日 閣議了解）

発生日時

平成23年3月11日（金）14時46分

震源及び規模

震源地 三陸沖（牡鹿半島の東南東130km付近（北緯38度06.2分、東経142度51.6分））

マグニチュード 9.0（観測史上国内最大規模）

深さ 約24km

〔各地の震度〕

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

震度5強 青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、

秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・

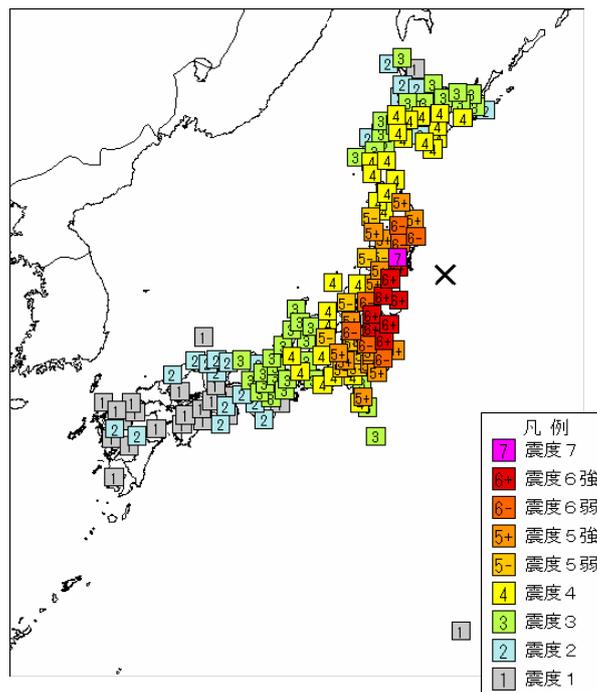
置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北

東部・南部、東京都23区・多摩東部、新

島、神奈川県東部・西部、山梨県中・西部、

山梨県東部・富士五湖

平成23年3月11日14時46分頃の三陸沖の地震
震度分布図



<出典：平成23年3月11日14時46分頃の三陸沖の地震について（H23.3.11気象庁）>

2 全国の主な被害状況

2-1. 人的被害、建物被害等

人的被害	死者：15,844名、行方不明者：3,468名 (平成23年12月27日時点)
建物被害	全壊建物：127,130戸、半壊建物：231,603戸 (平成23年12月27日時点)
災害救助法の適用	241市区町村（10都県） ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村（2県）を含む

〔都道府県別内訳（死者、行方不明者、全壊建物）〕（平成23年12月27日時点）

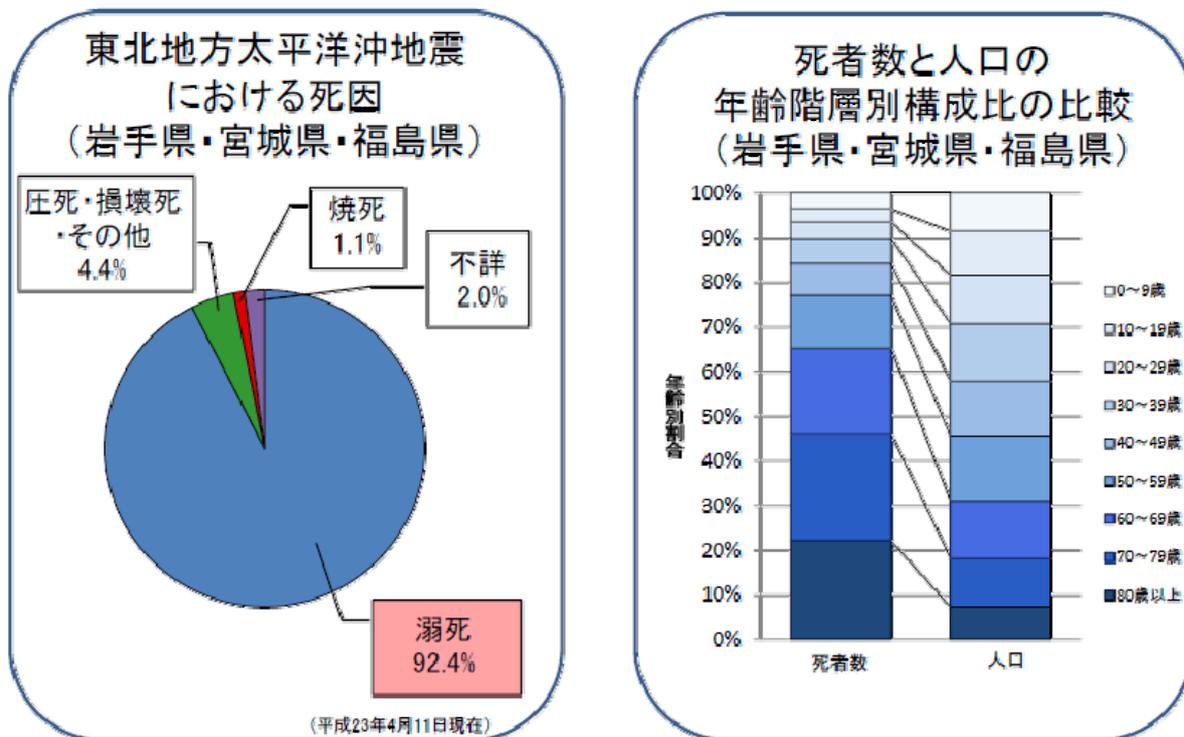
都道府県	死者（名）	行方不明者（名）	全壊建物（戸）
北海道	1	0	0
青森県	3	1	311
岩手県	4,667	1,371	20,184
宮城県	9,506	1,875	82,755
山形県	2	0	37
福島県	1,605	218	19,714
東京都	7	0	0
茨城県	24	1	3,046
栃木県	4	0	264
群馬県	1	0	0
埼玉県	0	0	22
千葉県	20	2	797
神奈川県	4	0	0
合計	15,844	3,468	127,130

<出典>

人的被害、建物被害：警察庁広報資料（平成23年12月27日）

災害救助法の適用：厚生労働省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震関連情報（災害救助法が適用された市町村）」
「長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について」

2-2. 死因・年齢構成



<出典：内閣府「中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」>

2-3. 市町村庁舎の被災

() 内の数字は本庁舎が津波による被災を受けた市町村

震度6弱以上を観測した都道府県	本庁舎が地震・津波により被災した市町村数			
	合計	移転	一部移転	移転なし
岩手県：全市町村数34	22 (6)	2 (2)	2 (1)	18 (3)
宮城県：全市町村数35	32 (3)	3 (2)	2 (1)	27 (0)
福島県：全市町村数59	36 (0)	3 (0)	3 (0)	30 (0)
茨城県：全市町村数44	34 (1)	3 (0)	5 (0)	26 (1)
栃木県：全市町村数27	26 (0)	1 (0)	2 (0)	23 (0)
群馬県：全市町村数35	18 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)
埼玉県：全市町村数64	31 (0)	1 (0)	0 (0)	30 (0)
千葉県：全市町村数54	38 (0)	0 (0)	1 (0)	37 (0)

※福島原発事故の影響による移転は含んでいない。また、「移転なし」による数字は被災程度による整理を行っていない値である。

<出典：内閣府「中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」>

3 地震一覧（M6.5以上または最大震度6強以上）

〔平成23年中の国内における「M6.5以上」または「震度6強以上」の地震発生状況〕

No.	発生日	発生時刻	震源地	規模(M)	深さ(km)	最大震度	武蔵野市の震度	備考
1	H23. 1. 13	6:34	小笠原諸島西方沖	6.6	520	2	—	国分寺市で震度1
2	H23. 3. 9	11:45	三陸沖	7.2	10	5-	2	
3	H23. 3. 10	6:24	三陸沖	6.6	10	4	1	
★4	H23. 3. 11	14:46	三陸沖	9.0	10	7	5-	発災当初、「M7.9」から訂正
5	H23. 3. 11	15:06	三陸沖	7.0	10	5-	2	杉並区、国分寺市で震度2
6	H23. 3. 11	15:15	茨城県沖	7.4	80	6-	4	杉並区、国分寺市で震度4
7	H23. 3. 11	15:26	三陸沖	7.2	10	4	2	杉並区、国分寺市で震度2
8	H23. 3. 11	16:15	福島県沖	6.8	10	4	2	杉並区、国分寺市で震度2
9	H23. 3. 11	16:29	三陸沖	6.6	浅い	5+	2	杉並区、国分寺市で震度2
10	H23. 3. 11	17:19	茨城県沖	6.7	浅い	4	2	
11	H23. 3. 12	0:13	茨城県沖	6.6	10	4	2	
12	H23. 3. 12	3:59	新潟県中越地方	6.6	10	6+	2	
13	H23. 3. 15	22:28	福島県沖	6.2	浅い	6+	3	23区、多摩東部・西部で震度3
14	H23. 3. 15	22:31	静岡県東部	6.0	10	6+	3	
15	H23. 3. 28	7:24	宮城県沖	6.5	浅い	5-	1	
16	H23. 4. 7	23:32	宮城県沖	7.4	40	6+	3	
17	H23. 4. 11	17:16	福島県浜通り	7.1	10	6-	3	
18	H23. 6. 23	6:51	岩手県沖	6.7	20	5-	1	
19	H23. 7. 10	9:57	三陸沖	7.1	10	4	2	
20	H23. 7. 23	13:34	宮城県沖	6.5	40	5+	1	
21	H23. 8. 19	14:36	福島県沖	6.8	20	5+	2	
22	H23. 11. 8	11:59	沖縄本島北西沖	6.8	220	4	—	

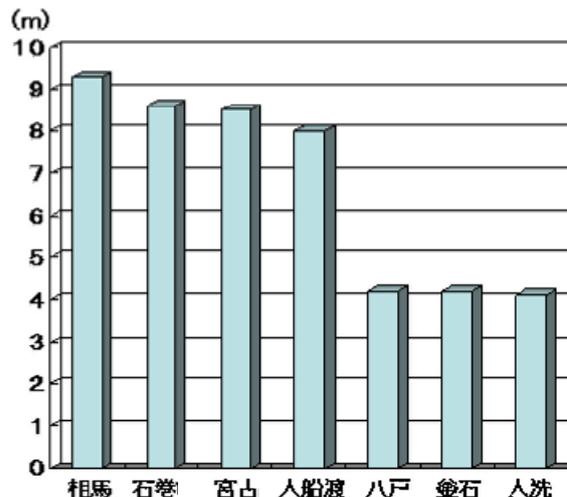
<出典：日本気象協会ホームページデータを基に作成>

4 津波の高さ（最大波）

〔主な検潮所で観測した津波の観測値〕

（平成23年6月10日21時現在）

津波観測点 名称	津波の高さ （最大波）	最大波 観測時刻
相馬	9.3 m 以上	15時51分
石巻市鮎川	8.6 m 以上	15時26分
宮古	8.5 m 以上	15時26分
大船渡	8.0 m 以上	15時18分
八戸	4.2 m 以上	16時57分
釜石	4.20 m 以上	15時21分
大洗	4.0 m	16時52分



＜出典：国土交通省「災害情報 東日本大震災（第98報）平成23年11月7日」＞

5 浸水範囲の面積 <国土地理院>

〔市区町村別津波浸水範囲面積（概略値）〕

県	市区町村	浸水面積 (km ²)	市区町村 面積 (km ²)	撮影日
青森県		24	844	
	八戸市	9	305	3月13日、4月5日
	三沢市	6	120	4月5日
	六ヶ所村	5	253	4月5日
	おいらせ町	3	72	4月5日
	階上町	0.5	94	3月13日、4月5日
岩手県		58	4,946	
	宮古市	10	1,260	3月13日、4月1日、5日
	大船渡市	8	323	3月13日、4月1日、5日
	久慈市	4	623	3月13日、4月5日
	陸前高田市	13	232	3月13日、4月1日
	釜石市	7	441	3月13日、4月1日、5日
	大槌町	4	201	3月13日、4月1日
	山田町	5	263	3月13日、4月1日、5日
	岩泉町	1	993	3月13日、4月1日、5日
	田野畑村	1	156	4月5日
	普代村	1	70	3月13日、4月5日
	野田村	2	81	3月13日、4月5日
	洋野町	1	303	3月13日
宮城県		327	2,003	
	仙台市宮城野区	20	58	3月12日、13日
	仙台市若林区	29	48	3月12日、13日
	仙台市太白区	3	228	3月13日
	石巻市	73	556	3月12日、13日、19日
	塩竈市	6	18	3月12日、13日

第1章 東日本大震災の概要

県	市区町村	浸水面積 (km ²)	市区町村面積 (km ²)	撮影日
	気仙沼市	18	333	3月12日、13日、4月1日、5日
	名取市	27	100	3月12日、13日
	多賀城市	6	20	3月12日、13日、19日
	岩沼市	29	61	3月12日、13日
	東松島市	37	102	3月12日、13日、19日
	亘理町	35	73	3月12日、13日
	山元町	24	64	3月12日、13日
	松島町	2	54	3月13日
	七ヶ浜町	5	13	3月12日、13日、19日
	利府町	0.5	45	3月13日、19日
	女川町	3	66	3月19日
	南三陸町	10	164	3月13日、19日、
福島県		112	2,456	
	いわき市	15	1,231	3月12日、3月18日(衛)、
	相馬市	29	198	3月12日
	南相馬市	39	399	3月12日、3月19日(衛)
	広野町	2	58	3月19日(衛)
	楡葉町	3	103	3月19日(衛)
	富岡町	1	68	3月19日(衛)
	大熊町	2	79	3月19日(衛)
	双葉町	3	51	3月19日(衛)
	浪江町	6	223	3月19日(衛)
	新地町	11	46	3月12日
茨城県		23	1,444	
	水戸市	1	217	3月12日
	日立市	4	226	3月12日
	高萩市	1	194	3月12日
	北茨城市	3	187	3月12日
	ひたちなか市	3	99	3月12日
	鹿嶋市	3	106	3月27日
	神栖市	3	147	3月27日
	鉾田市	2	208	3月27日
	大洗市	2	23	3月12日、27日
	東海村	3	37	3月12日
千葉県		17	689	
	銚子市	1	84	3月12日、27日
	旭市	3	130	3月12日
	匝瑳市	1	102	3月12日
	山武市	6	146	3月12日
	大網白里町	0.5	58	3月12日
	九十九里町	2	24	3月12日
	横芝光町	1	67	3月12日
	一宮町	1	23	3月12日
	長生村	1	28	3月12日
	白子町	1	27	3月12日
合計		561	12,382	

＜出典：国土地理院「平成23年東北地方太平洋沖地震 市区町村別津波浸水範囲面積（概略値）第5報 平成23年4月18日」＞

6 地盤沈下

〔各観測地点における地盤沈下調査結果〕

県名	市町村名	所在地	変動量 (cm)	点名	基準点種別
岩手県	宮古市	本町	-44	6884	一等水準点
	宮古市	津軽石第9地割	-33	6879	一等水準点
	宮古市	磯鶏第4地割	-50	藤原埠頭	四等三角点
	下閉伊郡山田町	船越第16地割	-41	6870	一等水準点
	下閉伊郡山田町	船越第2地割	-43	6868	一等水準点
	下閉伊郡山田町	船越第10地割	-53	浦の浜	四等三角点
	上閉伊郡大槌町	吉里郡吉里第13地割	-35	6866	一等水準点
	釜石市	平田第3地割	-56	6808	一等水準点
	釜石市	大平町3丁目	-66	釜石大観音	四等三角点
	大船渡市	大船渡町字地ノ森	-60	6789	一等水準点
	大船渡市	猪川町字富岡	-73	宮田	三等三角点
	大船渡市	盛町字中道下	-72	盛	四等三角点
	陸前高田市	米崎町字高畑	-58	6784	一等水準点
	陸前高田市	小友町字西の坊	-84	西の坊	四等三角点
	陸前高田市	気仙町字双六	-53	双六	四等三角点
宮城県	気仙沼市	長磯鳥子沢	-68	6768	一等水準点
	気仙沼市	唐桑町中井	-74	唐桑	四等三角点
	本吉郡南三陸町	志津川字黒崎	-60	5694	一等水準点
	本吉郡南三陸町	志津川字林	-61	林	四等三角点
	本吉郡南三陸町	志津川字深田	-69	平磯	四等三角点
	石巻市	渡波字神明	-78	5631	一等水準点
	石巻市	渡波字貉坂山	-67	根岸堤	四等三角点
	東松島市	矢本字穴尻	-43	5667	一等水準点
	東松島市	矢本字上館下	-38	寺山	二等三角点
	亶野郡亶理町	逢隈中泉字水塚	-20	5560	一等水準点
	岩沼市	押分字新田	-47	玉浦	三等三角点
福島県	相馬市	原釜字大津	-23	附27	一等水準点
	相馬市	新田字新田西	-29	南城	四等三角点

(精度は約10cm)

基準期間 2011/03/01 - 2011/03/09 (UTC)

比較期間 2011/04/03 - 2011/04/05 (UTC)

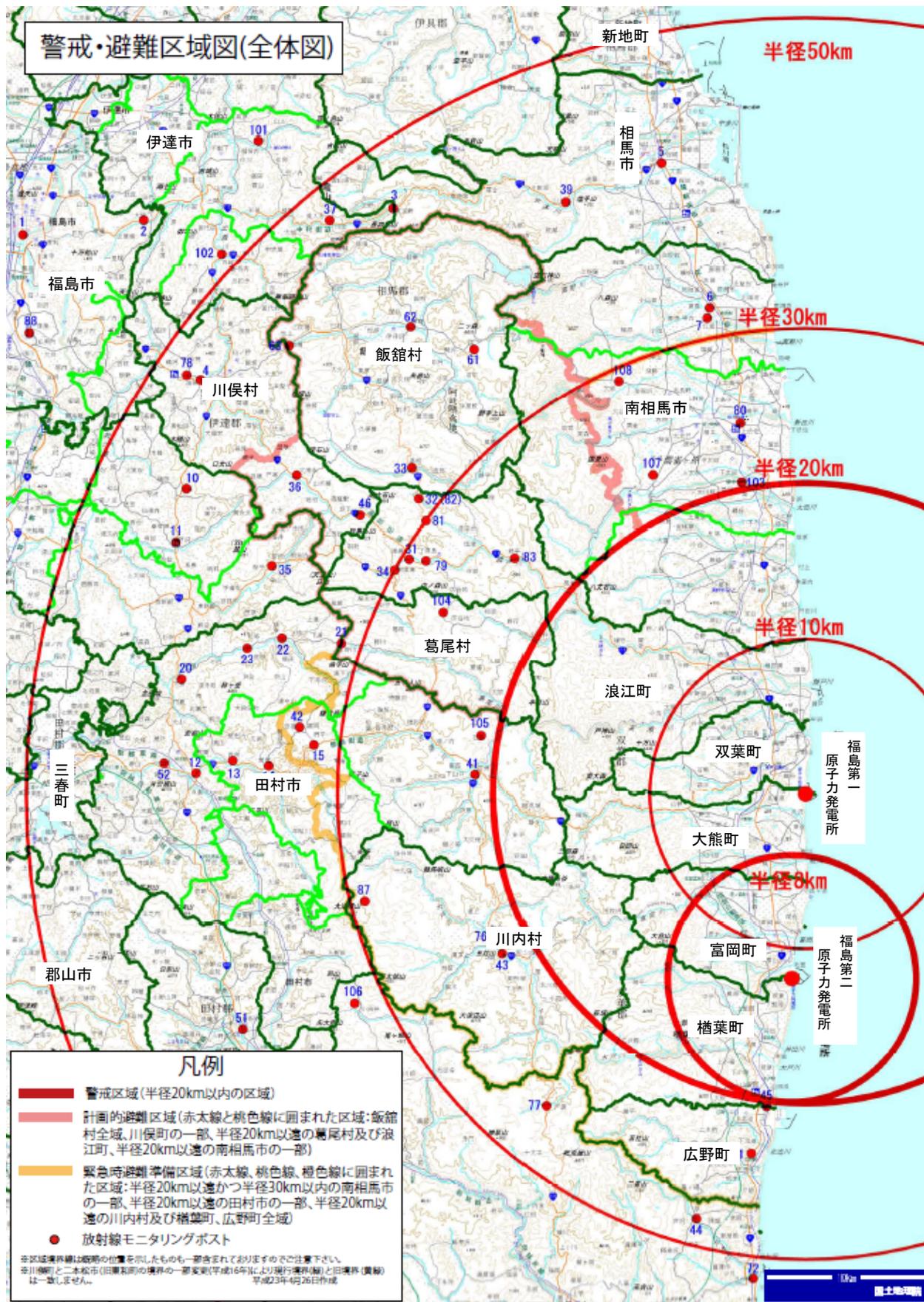
県名	市町村名	所在地	変動量 (cm)	点名	基準点種別
岩手県	宮古市	津軽石第11地割	-42	宮古	電子基準点
	下閉伊郡山田町	織笠	-54	山田	電子基準点
	釜石市	甲子町	-56	釜石	電子基準点
	大船渡市	赤崎町字鳥澤	-76	大船渡	電子基準点
宮城県	気仙沼市	笹が陣	-65	気仙沼	電子基準点
	東松島市	矢本字大溜	-47	矢本	電子基準点
	宮城郡利府町	神谷沢字後沢	-28	利府	電子基準点
	亶理郡亶理町	字沼頭	-21	亶理	電子基準点

(精度は約1cm)

<出典：国土地理院「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下調査」>

7 福島原子力発電所事故に係る警戒・避難区域図<国土地理院>

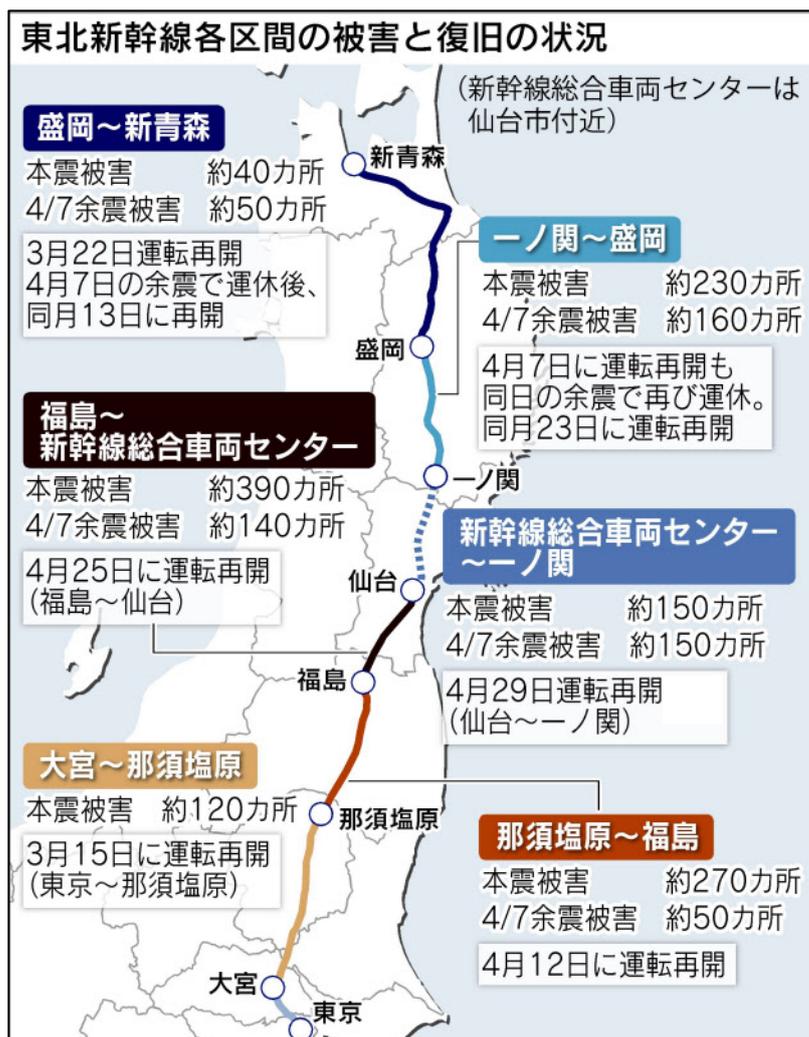
(平成23年4月26日現在)



8 新幹線の被害と復旧

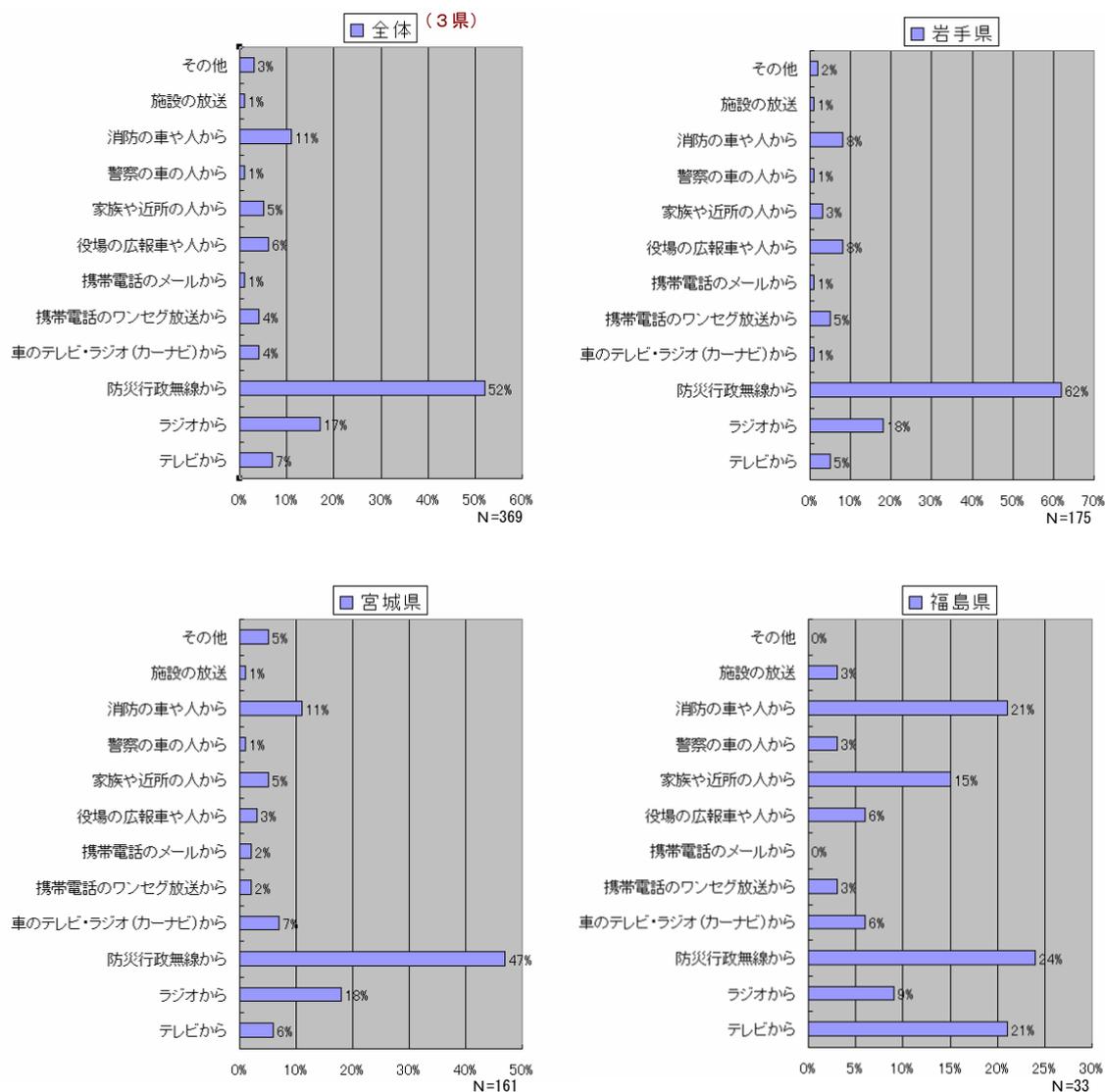
東北新幹線は東日本大震災の発生から50日目に全線復旧した。過去の震災を教訓に、高架橋の橋脚やトンネルの耐震補強を進めたため、崩落などの重大な被害を免れ、復旧まで81日を要した平成7年の阪神大震災や66日を要した平成16年の新潟県中越地震を上回るペースで復旧が実現した。

〔東北新幹線各区間の被害と復旧の状況〕



9 大津波の津波警報 情報入手手段調査結果

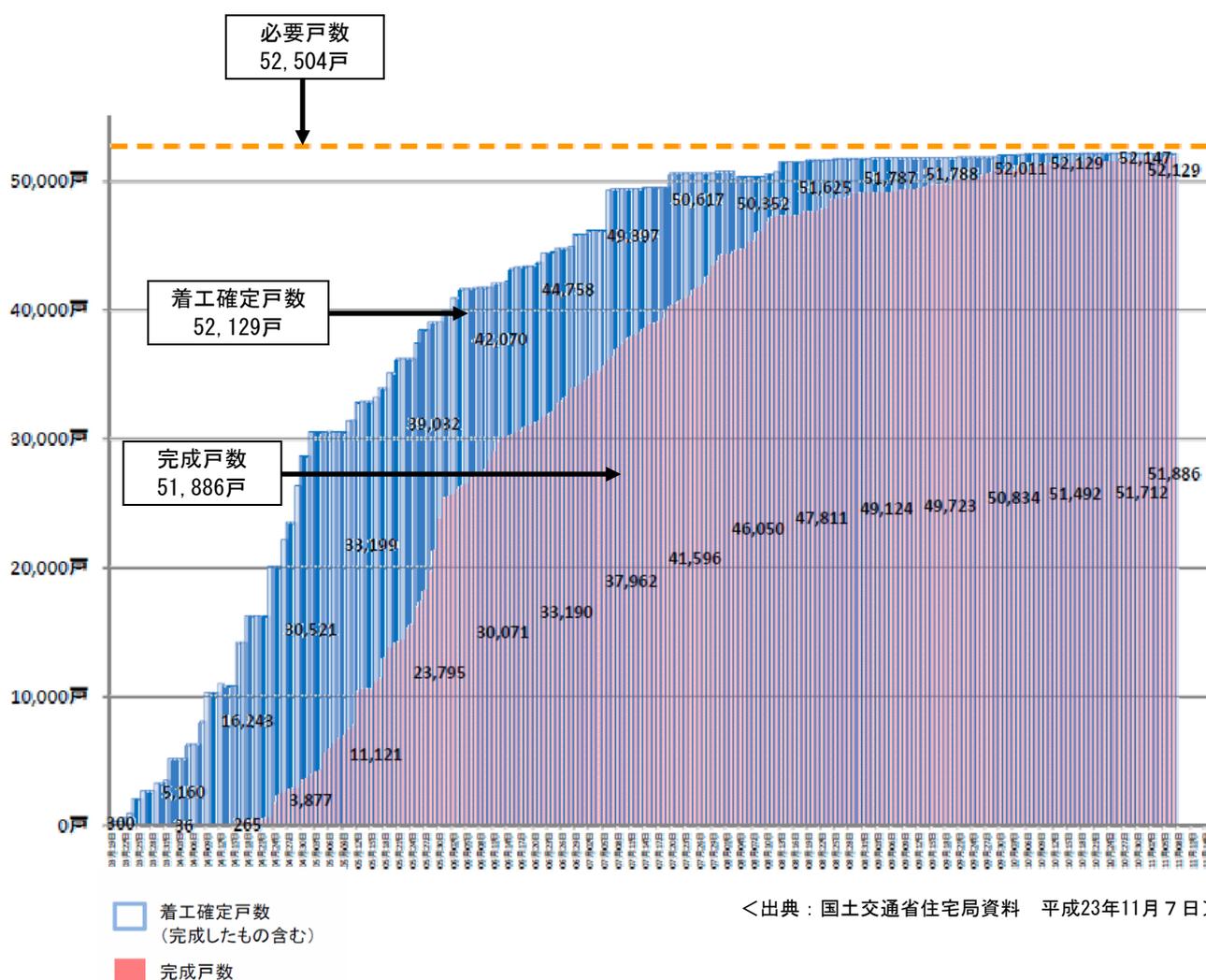
避難するまでの間に津波情報や避難の呼びかけを「見聞きした」人のうち、「大津波の津波警報」の入手手段を調査した結果、3県ともに「防災行政無線」が多く、「ラジオ」、「テレビ」と続いている。なお、福島県は「消防の車や人から」聞いた人が約21%となっている。



< 出典：内閣府「中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」 >

10 応急仮設住宅 着工・完成戸数の推移

各県が市町村から要請を受け、必要なものとして確認できている戸数（必要戸数）が52,504戸と計上されている。3月19日から着工し、4月下旬から順次応急仮設住宅が完成され被災者に提供が始まっている。震災5か月後の8月下旬には必要戸数の9割以上が完成され、11月初旬には51,886戸の応急仮設住宅が完成している状況である。



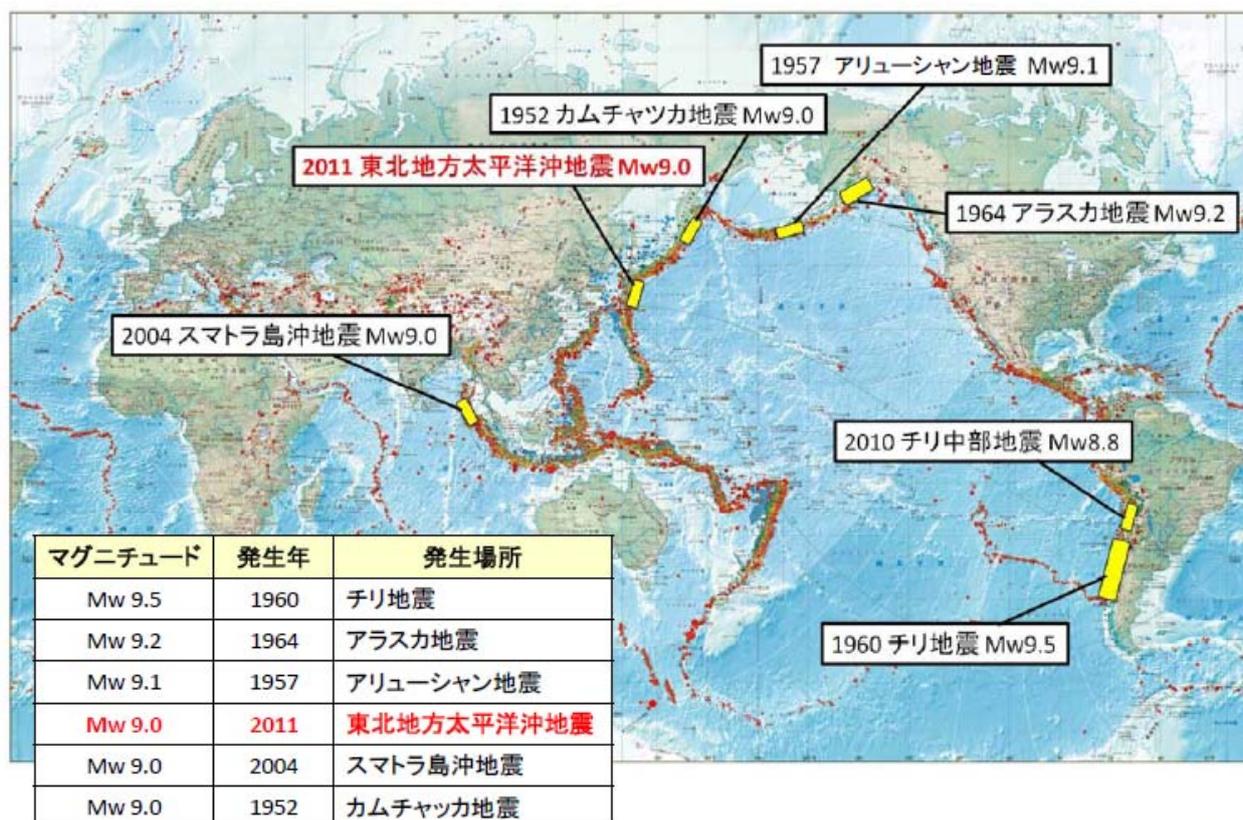
11 過去の地震との比較

地震		マグニチュード	死者(名)	行方不明者(名)	負傷者(名)	家屋被害数
海溝型地震	明治29年6月15日 (1896年) 明治三陸地震	8・1/4	21,920		3,899	7,957(戸)
	大正12年9月1日 (1923年) 関東大震災	7.9	105,385		103,733	372,659(棟)
	昭和8年3月3日 (1933年) 昭和三陸地震	8.1	1,522	1,542	1,092	6,067(棟)
	平成23年3月11日 (2011年) 東北地方太平洋沖地震	9.0	15,811	4,035	5,932	295,018(戸)
内陸直下型地震	明治24年10月28日 (1891年) 濃尾地震	8.0	7,273		17,175	222,501(棟)
	昭和23年6月28日 (1948年) 福井地震	7.1	3,769		22,203	51,851(棟)
	平成7年1月17日 (1995年) 阪神・淡路大震災	7.3	6,434	3	43,792	256,312(棟)

<出典：内閣府「中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」>

12 世界の大規模地震の発生記録

[世界の地震 (M8.5以上) の発生状況 (1900年～)]



<出典：内閣府「中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」>

第2章 東日本大震災に対する市の取り組み

第2章 東日本大震災に対する市の取り組み

1 市内における地震被害状況（※平成23年12月31日現在、市が確認したものに限る）

1-1. 震度等

震度：気象庁発表（平成23年7月1日現在。数値は確定）

震度	区市町村名
震度5強	千代田区、墨田区、江東区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、調布市、町田市、新島村（9区2市1村）
震度5弱	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、葛飾区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市（14区15市）

津波（最大波）：気象庁発表（平成23年7月1日現在。数値は後日変更される場合がある）

観測地点名	最大波	到達時刻
東京晴海	1. 5 m	3月11日 19:16
伊豆大島（岡田）	0. 73 m	3月11日 15:50
神津島（神津島港）	0. 85 m	3月12日 0:30
三宅島（坪田）	0. 85 m	3月11日 23:38
八丈島（八重根）	1. 4 m	3月12日 2:48
父島（二見）	1. 82 m	3月11日 16:46

※津波による本市被害はなし

1-2. 人的被害等

人的被害等	<p>人的被害（死者・行方不明者・負傷者）なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救助・救出活動（エレベーター閉じ込め）1件 ⇒救急隊救出（3/11 16:17） ●帰宅困難（子ども関係） <ul style="list-style-type: none"> ・保育園 両親と連絡とれずに宿泊体制の児童（87名） <ul style="list-style-type: none"> 公立保育園 42名（3/11 20:00） ⇒全員帰宅（3/12 8:00） 民間保育園 45名（3/11 20:00） ・学童クラブ 30数名（3/11 18:30） ⇒全員帰宅（3/11 22:40） ・あそべえ（地域こども館） ⇒全員帰宅（3/11 18:20） ・学校卒業遠足関係 <ul style="list-style-type: none"> 二中（読売ランド）⇒徒歩で調布に出て、バスで武蔵境へ（3/11 19:20解散） 三小・一中（ディズニーランド） <ul style="list-style-type: none"> ⇒出発（3/11 23:30）⇒武蔵野市到着、全員帰宅（3/12 5:30） ●帰宅困難で市が開設した一時避難所利用者 779名 <ul style="list-style-type: none"> ⇒駅前に一時避難所（公共施設）を8施設開設 物資（毛布・水・クラッカー）を提供 ※帰宅困難者対応はP24を参照
-------	--

1-3. 住家被害等（被災証明等で市が確認したもの）

住家被害等	住家被害 19件	全壊・半壊 なし
		一部損壊 18件
		商品破損 1件
	●明倫学舎（学生寮） 建物が傾いてひび割れあり ⇒消防署（吉祥寺化学小隊）が調査出向、「倒壊危険性はない」と判断 (3/12 00:48)	
	●ブロック塀倒壊 11件	
	●他に屋根瓦の損傷など軽微な被害あり	

1-4. 公共建物被害

公共建物被害	●市庁舎	議場の照明器具用化粧天井材の落下、全員協議室の照明器具下部パネルの落下、天井ボードのズレ等
	●総合体育館	メインアリーナの天井パネルの一部落下等
	●学校施設	体育館天井材剥離・落下、壁面亀裂、漏水、音楽室スピーカーの落下、エレベーターの停止など（16校53件）

1-5. その他被害

その他被害	<ライフライン>	
	●水道関係	
	・第一浄水場	地震の強い揺れにより配水管内の水圧低下 ⇒配水量を増加し水圧を確保
	・第二浄水場	配水ポンプ・モーター2台運転中、1台緊急停止、境・関前地区において一時的に水圧低下、にごり水発生 ⇒手動により運転し配水量、水圧確保→にごり水の解消（3/12 1:00） （にごり水・漏水の問合せ 26件 ※3/12 11:30現在）
●鉄道関係（市内駅に限る）		
	・JR中央本線（東京～国立）	一時運休→運行再開（3/12 7:36）
	・JR総武線（三鷹～御茶ノ水）	一時運休→運行再開（3/12 8:34）
	・京王井の頭線（渋谷～吉祥寺）	一時運休→運行再開（3/11 22:10）
	・西武多摩川線（武蔵境～是政）	一時運休→運行再開（3/11 23:20）

1-6. 被災証明発行一覧

番号	交付日	枚数	調査	交付	被害種類			
					一部損壊	ブロック 塀	屋根瓦	その他 非住家
1	3月18日	1	生活経済課	市民課				○
2	3月29日	2	資産税課	市民課	○		○	
3	3月30日	3	資産税課	武蔵境市政センター	○		○	
4	3月30日	1	資産税課	市民課	○		○	
5	3月30日	1	資産税課	市民課	○			
6	4月6日	1	資産税課	中央市政センター	○			
7	4月6日	1	資産税課	中央市政センター	○			
8	4月13日	1	資産税課	中央市政センター	○			
9	4月15日	1	建築指導課	武蔵境市政センター		○		
10	4月22日	1	建築指導課	武蔵境市政センター		○		
11	5月26日	1	資産税課	防災課			○	
12	5月26日	1	資産税課	防災課	○			
13	5月30日	1	資産税課	防災課	○			
14	5月30日	2	資産税課	防災課			○	
15	6月13日	2	資産税課	防災課			○	
16	6月14日	2	資産税課	防災課			○	
17	6月21日	2	資産税課	防災課	○			
18	6月22日	2	資産税課	防災課	○			
19	7月6日	1	資産税課	防災課			○	
20	7月20日	2	資産税課 建築指導課	防災課	○			
21	7月20日	5	資産税課	防災課	○			
22	7月20日	1	資産税課	防災課			○	
23	7月20日	2	資産税課	防災課	○		○	
24	7月20日	3	資産税課	防災課			○	
25	9月20日	2	資産税課	防災課	○			
26	10月25日	2	防災課	防災課	○			
27	11月16日	2	防災課	防災課	○			
28	11月29日	2	防災課 資産税課	防災課	○			
29	12月15日	1	防災課 資産税課	防災課			○	

2 市内被災への対応

2-1. 市災害対策本部会議等による対応状況

災害対策本部設置期間

平成23年3月11日（金）～平成23年6月30日（木）

日付	時間	会議	検討・指示事項概要
3月11日 （金）	15:15	第1回災害対策本部会議	○地震の影響、被害報告 ○各課被害状況報告
	16:00	第2回災害対策本部会議	○地震の影響、被害報告 ○武蔵野消防署の震災非常配備態勢、被害報告 ○各課被害状況報告
	17:00	第3回災害対策本部会議	○地震の被害報告 ○小中学校卒業遠足の児童生徒の状況報告 ○各課被害状況報告 ○帰宅困難者対策について
	20:00	第4回災害対策本部会議	○駅前滞留者状況報告 ○各課被害状況報告 ○帰宅困難者対策について
	21:30	第5回災害対策本部会議	○駅前滞留者状況報告 ○各課被害状況報告 ○帰宅困難者一時避難所開設について
3月12日 （土）	8:00	第6回災害対策本部会議	○帰宅困難者一時避難所について ○災害ゴミについて ○昼の避難所について
	10:00	第7回災害対策本部会議	○帰宅困難者の対応状況について ○各課の被害状況報告 ○消防団パトロール報告
	11:30	第8回災害対策本部会議	○帰宅困難者の対応状況について ○各課の被害状況報告 ○消防団倒壊状況報告 ○今後の対応 ○遠野市の被害状況報告 ○他市の対応報告
3月13日 （日）	20:00	第9回災害対策本部会議	○輪番停電について ○連絡体制確認
3月14日 （月）	9:00	第10回災害対策本部会議	○停電情報・対応について ○交通情報について
	17:00	第11回災害対策本部会議	○計画停電について ○帰宅困難者について ○防災安全部職員体制・職員住宅職員体制について ○友好都市への物資手配状況 ○義援金受付 ○商業施設状況 ○今後の消防団体制
	20:00	第12回災害対策本部会議	○今後の帰宅困難者対応 ○今後の対応方針について ○計画停電について

日付	時間	会議	検討・指示事項概要
3月16日 (水)	14:30	第13回災害対策本部会議	○停電対応について（エリア確認、東電より常駐要員派遣） ○原発対応について（職員体制、給食食材） ○被災者支援について（友好都市への支援物資、街頭募金） ○市民生活への対応について ○桜まつりについて
	17:00	第14回災害対策本部会議	○給油について ○義援金、募金活動について
3月17日 (木)	17:00	第15回災害対策本部会議	○停電について（パトロールによる反省と課題） ○原発について ○被災者支援について（支援物資、支援金）
3月18日 (金)	17:00	第16回災害対策本部会議	○停電について（停電の広報活動） ○被災者受け入れ施設について（市内・東京都） ○物資輸送について ○原発について ○消防団の広報活動終了 ○市夜間業務を中止
3月20日 (日)	13:00	第17回災害対策本部会議 ※コア会議	○被災避難者受入れについて（市内施設の選定） ○被災地支援について（第1次先遣隊）
3月22日 (火)	17:30	第18回災害対策本部会議	○被災避難者受入について（スクリーニング、避難者受入れ場所決定） ○被災地支援職員派遣について（都の協力要請、第2次支援隊） ○停電について（エリア細分化、停電情報の新聞広告） ○原発について（水道水中の放射能含有量の調査） ○選挙投票場所について
3月23日 (水)	15:10	第19回災害対策本部会議	○水道水の放射能測定結果について
3月24日 (木)	9:05	第20回災害対策本部会議	○ペットボトルの配布について ○計画停電について ○支援職員派遣について
3月28日 (月)	16:30	第21回災害対策本部会議	○第1次支援隊の報告について ○今後の被災地支援 ○水道水について ○計画停電について ○災害等による救済・支援制度一覧について
4月4日 (月)	10:00	第22回災害対策本部会議	○被災者支援について（避難者支援チーム設置）
	14:00	避難者支援チーム会議①	○避難者登録制度について ○相談先リストについて ○被災者へのサービスのあり方について
4月8日 (金)	14:00	避難者支援チーム会議②	○避難者登録制度について ○避難者支援相談窓口について ○広報について
4月11日 (月)	13:30	第23回災害対策本部会議	○被災地への武蔵野市の支援について ○4月8日（金）東日本大震災避難者登録制度の創設について ○4月8日（金）東日本大震災避難者支援窓口の開設について ○震災避難者への支援の基本方針について ○被災避難者一時避難所（武蔵野総合体育館）の受入可能期間の延長 ○市民からの提供住宅の避難者への情報提供 ○市関連公共施設の節電の徹底と夜間開館の再開について ○災害対策本部機能の縮小について

(1) 災害等による救済・支援制度

所管課	項目	内容
防災課	被災証明書の発行	被災証明書が必要な方には申請に基づき、被害状況調査した上で、被災したと認められる世帯に対して被災証明書を発行する。各種税・保険料の減免や保険会社等により、サービスを受けられる条件が異なる。
	災害援護資金の貸付	被害を受けた市民である世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う場合がある。
市民税課	個人市民税の災害減免	災害により納税義務者（扶養親族等を含む。）の所有する住宅又は家財に受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である場合、市民税が減免される場合がある。
資産税課	固定資産税・都市計画税の災害減免	災害により、著しく価値を減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）について、固定資産税・都市計画税が減免される。
生活経済課	小規模企業融資 あっせん	小規模企業を営む市民の方に対し事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、利子の一部を補助を受けられる。
	セーフティネット保証認定	自然災害等に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者が中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき、市長の認定を受けることにより信用保証上の特典が得られる。
保険課	国民健康保険税一部負担金（自己負担分）の減免	災害により国民健康保険被保険者の世帯主が死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき等、生活が一時的に困難になった被保険者の世帯は、一部負担金の支払が困難な場合、申請により一部負担金の減額及び免除又は徴収猶予を受けることができる。
	後期高齢者医療制度一部負担金（自己負担分）の支払の猶予	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の一部負担金等の支払が5月末まで猶予される。災害等により生活が一時的に困難になった被保険者は、申請により一部負担金及び保険料の免除を受けることができる。（常時）
市民課	国民年金保険料の免除	災害によって住宅等の財産が損害を受けた場合に、被保険者からの申請により国民年金保険料が免除される場合がある。（損害が最も大きい財産に係る損害が概ね2分の1以上）
ごみ総合対策課	一般廃棄物処理手数料の災害減免	内容については、ごみ総合対策課まで問い合わせ確認。
高齢者支援課	介護保険料・利用負担額の災害減免	天災その他の災害を受けたとき、介護保険料及び介護保険事業サービスの利用料について減免される。
子ども家庭課	子育てショートステイ施設利用料の災害減免	災害復旧等で保護者が児童を養育することができない場合に、子育てのショートステイ事業の施設利用料について全額減免される。
	児童扶養手当 特別児童扶養手当 ひとり親家庭の医療費助成	災害により住宅・家財等の財産についてその価格概ね2分の1以上の損害を受けた場合、認定請求者や扶養義務者の所得による制限を受けない。
	ひとり親家庭の住宅費助成	災害等の理由により、手続きができなかった場合、支給開始日の特例や添付書類の省略等が行われることがある。
	子ども手当 児童育成手当	災害等の理由により、手続きができなかった場合、支給開始日の特例や添付書類の省略等が行われることがある。
	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	
保育課	保育所保育料の災害減免	天災その他の災害を受けたとき、保育所の保育料が減免される。
水道部 総務課 下水道課	水道料金及び下水道料金の減免	東日本大震災による避難世帯及び避難者が同居している世帯の水道料金及び下水道料金が減免される。

所管課	項目	内容
住宅対策課	民間住宅耐震診断助成制度	昭和56年以前に建築された市内の民間住宅・分譲マンションを対象に、耐震診断する場合に助成を受けられる。
	民間建築物耐震診断助成制度	昭和57年以降の非木造住宅を対象に、耐震診断する場合に助成を受けられる。
	民間住宅耐震改修助成制度	昭和56年以前に建築された市内の民間住宅・分譲マンションを対象に、耐震改修する場合に助成を受けられる。
	安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成	昭和56年以前に建築された市内の事業用建物を対象に、耐震診断する場合に助成を受けられる。

(2) 武蔵野市消防団の活動状況

武蔵野市消防団では、発災直後から災害対策本部会議への出席、市内被害への警戒活動、計画停電広報等、様々な活動を実施した。特に3月11日はブロック塀の倒壊や屋根瓦落下の危険排除、防火パトロール、帰宅困難者対応等に152名の消防団員が出勤して、市内の安全を守る活動を実施した。警戒活動や計画停電広報に、3月11日から16日にかけて、延べ420名の団員が今回の震災対応に従事した。

(3) 燃料確保への対応

震災直後に宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、発災前の約3割に相当する処理能力が失われた。石油事業者は他地域の製油所の稼働率を引き上げる等により対応したが、広域的な計画停電や道路の通行止め等の影響により武蔵野市においても燃料の不足が生じた。市内では、給油待ちの車両による交通渋滞等が発生した。全国的な燃料の安定供給を図ることは本来国の責務であるが、今回は消費者の不安を払拭できず、買い急ぎを招く事態となった。

武蔵野市においては、計画停電開始の前日に武蔵野赤十字病院院長より武蔵野市医師会病院部会を代表して市災害対策本部へ「市内医療機関の自家発電用の軽油を調達してほしい」という要請があった。また、「被災地支援医療チームの燃料を調達してほしい」という要請もあった。さらに、3月16日以降、ガソリンスタンドでの燃料供給が停止したため、訪問看護ステーション車両やデイサービス送迎車両などの医療・福祉車両が運行できずサービス提供に支障が生じ、各事業者からも燃料調達の要請があった。

それに伴い、市災害対策本部は「災害時における石油等の供給に関する協定」「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づいて石油商業組合等へ燃料調達の協力要請を行い、また、3月22日には災害対策本部長名で東京都石油商業組合武蔵野支部長宛てに「石油などの供給について(お願い)」を文書で要請を行い、災害活動に従事する車両や安定供給すべきサービスに関わる車両における燃料の優先確保を図った。

2-2. 帰宅困難者への対応

(1) 帰宅困難者の発生

東日本大震災の発生により、公共交通機関が運転を見合わせていた影響で、都内で帰宅困難者が多数発生した。

東京都によると、公共施設など都内の1,030か所に開設された避難所に身を寄せた帰宅困難者は、翌12日の午前4時時点で、約94,000人、ピーク時には10万人を大幅に超えていたとみられている。

武蔵野市においては、ターミナル駅である吉祥寺駅において、18時30分頃からバス停・タクシー乗場に断続的に約800人～1,000人の滞留者が発生した。さらに、22時過ぎから徐々に運転を開始した井の頭線で都内23区から帰宅しようとする帰宅困難者が中央線の運休により吉祥寺駅に滞留し、一時的に約2,000人の帰宅困難者が発生した。また、市パトロール隊により、三鷹駅北口では約300人、武蔵境駅南北では約500人の帰宅困難者が確認された（21時30分時点）。そのため、市内3駅の駅前及び幹線道路沿いにある8か所の公共施設を帰宅困難者一時避難所として順次開設し、避難した約800名の帰宅困難者に毛布・水・クラッカー等を提供した。（P28「帰宅困難者一時避難所開設状況」参照）

また、このほか吉祥寺南町コミュニティセンターでは、自主的に一時避難所を開設し、コミセン委員長の指揮により、井之頭通り沿いを歩く帰宅困難者や吉祥寺駅周辺の帰宅困難者の受け入れを実施した。

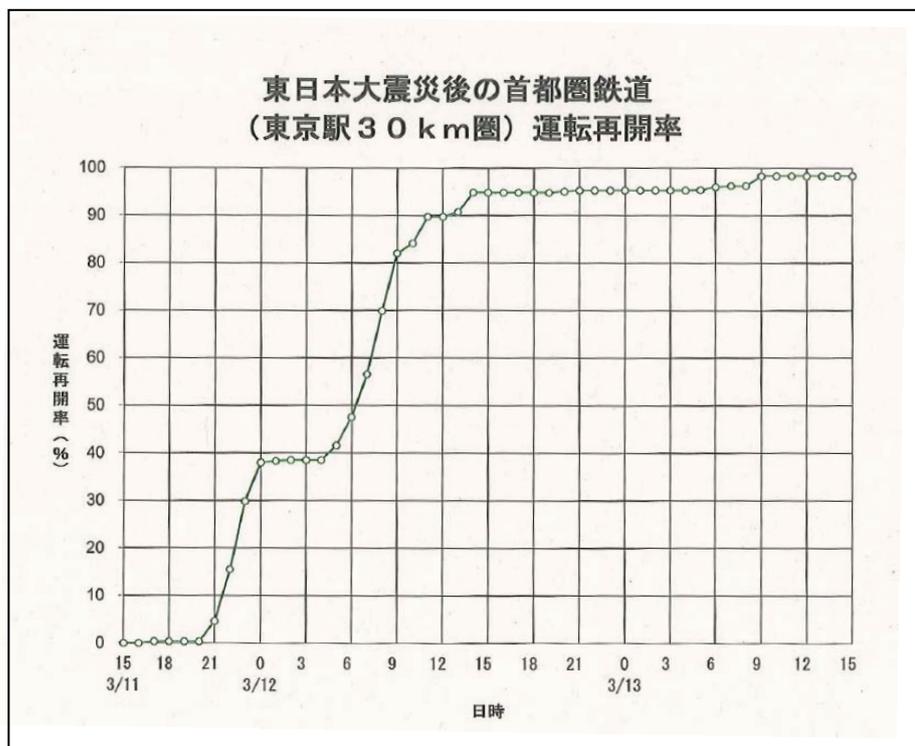
(2) 鉄道機関の運行状況<運転再開日時など>

武蔵野市における関係鉄道事業者については、地震発生直後から運転を見合わせていた私鉄や地下鉄は、22時過ぎから徐々に運転を再開し、終夜運転も行って帰宅困難者の解消に努めたが、JR東日本は11日夕方の段階で「安全確認に相当時間がかかる」として全線で終日運転見合わせを決定し、シャッターを下ろして駅を閉鎖する対応をとった。

【運転再開日時】（国土交通省鉄道局 平成23年4月20日発表資料より抜粋）

事業者名	線名	区間等	運転再開日時		市の関係駅
			日	時刻	
JR東日本	中央線	東京～国立	3/12	7:36	吉祥寺駅 三鷹駅 武蔵境駅
	総武線	三鷹～御茶ノ水	3/12	8:34	吉祥寺駅 三鷹駅
京王電鉄	井の頭線	渋谷～吉祥寺	3/11	22:10	吉祥寺駅
西武鉄道	多摩川線	武蔵境～是政	3/11	23:20	武蔵境駅

【運転再開率】（国土交通省鉄道局 平成23年4月20日発表情報より抜粋）



(3) 帰宅困難者への本市対応

〔市内3駅における駅前滞留者の状況と対応〕

時間	吉祥寺駅	三鷹駅（北口）	武蔵境駅	情報提供者
16:02	大量の滞留者あり		滞留者少なく、バスは運行している	警察
16:30	ホワイトイーグルへ3班体制で被害状況報告・駅前等警戒パトロールを指示			
16:55	JR職員がバス亭へ誘導。北口バス停が500～600人の列、バスは運行中。南口は通常どおり			吉祥寺まちづくり事務所
17:00	<第3回災害対策本部会議> 警察から「吉祥寺駅前滞留者多数あり、一時待機場所（一時避難所）を用意してほしい」と要請あり、各駅前の公共施設を確認中。三鷹駅滞留者は落ち着いた状態			
18:30	吉祥寺駅前滞留者800人～1,000人			警察（駅前交番）
19:35	都立武蔵高校、帰宅困難者支援センター開設。都の備蓄品を供出。市の備蓄品も供出したいとの要請に対し了承			都立武蔵高校
19:50	防災安全部：3班体制で各駅へ警戒パトロール開始			
20:00	<第4回災害対策本部会議> 駅前滞留者状況報告・確認。各避難所開設準備状況の確認。市内学校の残生徒70人			
20:00	両親と連絡がとれず、公立・民間保育園宿泊体制の児童87人			
20:21		三鷹駅50～60人のタクシー待ちあり。バス待ちは少ない		防災安全部パトロール
20:50	タクシー待ち400～500人、バス列なし			防災安全部パトロール
21:00	【商工会館ゼロワンホール】避難所開設、職員配置	【芸能劇場】避難所開設、職員配置	武蔵境駅、北口タクシー待ち30人、南口タクシー待ち50人、滞留者30人	防災安全部パトロール
21:20			【市民会館】避難所開設、職員配置	
21:25		三鷹駅、改札80人、タクシー待ち80人、バス待ち80人	【スイング】避難所開設、職員配置	防災安全部パトロール
21:30	<第5回災害対策本部会議> 駅前滞留者状況報告・確認。吉祥寺駅圏の避難所追加の検討。市内学校の残生徒26人。三小・一中が卒業遠足（ディズニーランド）で帰宅困難、園内で生徒数人を確認できず			
21:30			境駅南口タクシー待ち80人、バス待ち200人、24時には約500人となる見込み	武蔵境駅駅長
21:31			境駅南口イトーヨーカ堂1階ロビーに10人	防災安全部パトロール
21:52	武蔵野北高等学校で帰宅支援ステーション開設（残生徒10人）			防災安全部パトロール
22:00		【文化会館】避難所開設、職員配置		
22:00	卒業遠足三小・一中がディズニーランドで全員無事を確認。ディズニーランドは毛布、食事等充実			教育長
22:10	京王電鉄井の頭線が運転再開			
22:15	NHK、テロップで「武蔵野市商工会館を帰宅困難者用一時避難所に開放」との報道			

時間	吉祥寺駅	三鷹駅（北口）	武蔵境駅	情報提供者
22:15	【公会堂】避難所開設、職員配置			
23:06	各避難所への物資配給を開始（水・クラッカー・毛布）			
23:20	西武鉄道多摩川線が運転再開			
23:30	卒業遠足三小・一中がディズニーランドを出発			教育長
23:38	関東バス：延長運転しない 西武バス：運行中、状況を見て延長運転を実施する 小田急バス：ダイヤ乱れあり、増発で対応			各バス営業所
23:40	井の頭線に500メートルの列、JRは明日始発は未定			吉祥寺駅事務所
0:00	【本町コミセン】避難所開設、職員配置			
0:41	タクシー待ち300人、南口末広通り100人、バス待ち150人、井の頭線の列解消			防災安全部 パトロール
1:30	【吉祥寺図書館】避難所開設、職員配置			
4:45	JR中央線、7:00運転再開の予定、山手線8:00運転再開の予定、ただし3～5割の運転率となる			JR三鷹駅
5:30	卒業遠足三小・一中がディズニーランドから到着。全員帰宅			教育長
7:00	JR中央線、7:00に運転開始予定だったが、7:10運転開始に変更			JR吉祥寺駅
7:30		【文化会館】閉鎖		
7:36	JR東日本中央線（東京～国立）が運転再開			
8:00	保育園宿泊児童が全員帰宅			
8:00	【商工会館】【吉祥寺図書館】閉鎖			
8:00	<第6回災害対策本部会議> 駅前滞留状況・避難所について			
8:30		【芸能劇場】閉鎖	【市民会館】閉鎖	
9:00	【本町コミセン】閉鎖		【スイング】閉鎖	
12:00	【公会堂】閉鎖			

〔帰宅困難者一時避難所開設状況〕

	吉祥寺駅				三鷹駅	武蔵境駅		三鷹駅	利用者
	商工会館 (ゼロワン)	公会堂	本町 コミセン	吉祥寺 図書館	芸能劇場	市民会館	スイング	文化会館	
対応職員	商工会館職員＋市職員2名	公会堂職員＋市職員2名	コミュニティ協議会役員＋市職員3名	図書館職員＋市職員2名	芸能劇場職員2名 防災協会職員＋市職員2名	市民会館職員1名	スイング職員＋市職員1名	会館職員＋市職員2名	
開設時間	21:00	22:15	0:00	1:30	21:00	21:20	21:25	22:00	計
3/11 23:30	82 (満員)	250			65	5	40	24	466
3/12 0:00	80	350	開設		100	4	70	18	622
0:30	80	370	1		100	6	70	10	637
1:00	75	400	8		115	6	84	8	696
1:30	75	400	12	開設	120	6	84	4	701
2:00	75	400	13	20	120	6	87	3	724
5:30	74	300	16	21	100	6	110	2	629
6:00	68	300	16	21	85	6	95	2	595
6:30	60	250	13	21	75	5	92	0	516
7:00	30	250	11	20	28	4	65	0	408
7:30	15	130	8	20	10	5	30	0 (7:30閉鎖)	218
8:00	0 (8:00閉鎖)	100	8	0 (8:11閉鎖)	6	4	30		148
8:30		30	8		0 (8:28閉鎖)	0 (8:30閉鎖)	4		42
9:00		20弱	0 (9:00閉鎖)				0 (8:44閉鎖)		20弱
		2～3 (10:00) 1 (11:00) (12:00 閉鎖)							利用者合計 779名 各施設最多 利用者数
物資 送付数	毛布:100 水:168 クラッカー: 210	毛布:150 水:336 クラッカー: 350	毛布:150 水:144 クラッカー: 210	毛布:200 水:192 クラッカー: 280	毛布:110 水:144 クラッカー: 210	毛布:30 水:48 クラッカー: 140	毛布:260 水:288 クラッカー: 560	毛布:30 水:48 クラッカー: 140	
追加物資 送付数		0:32受付 追加① 毛布50 水100 ⇒01:18	追加① 水、毛布、 クラッカー 各100 ⇒01:25	追加① 水、毛布、 クラッカー 各200 ⇒01:49	0:32受付 追加① 水、毛布、 クラッカー 各50 ⇒01:26		0:43受付 追加① 水、毛布、 クラッカー 各100 ⇒01:15		

※ このほか、吉祥寺南町コミュニティセンターも自主的に一時避難所を開設

2-3. 電力危機（計画停電）への対応

（1）電力危機による影響

① 計画停電

東日本大震災の影響により東京電力福島第一及び第二原子力発電所をはじめ、火力発電所及び変電所等に大きな被害が発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、他の電力会社からの応援融通受電などにより電力の安定供給確保に取り組んできたが、供給区域における電力需給が極めて厳しい状況になっており、今後予想される電気の使用量に対し、供給力が大変厳しい状況にあることを踏まえ、予見性ないまま大規模な停電に陥らないよう、平成23年3月14日から計画的に停電を実施することとした。

計画停電の実施は、日常生活や企業等の活動に重大な影響を及ぼすため、事前周知の徹底や準備時間の確保が重要となるが、政府は3月13日午後になっても、「可能性がある」とするだけで具体的な方法や影響を国民等に周知する姿勢からは遠く、また、東京電力が停電地域の大まかな市町村を公表したのは13日午後8時、詳細な地域をホームページで公表したのは同日午後9時40分頃であり、本来は自治体等関係行政機関や公共交通機関、医療機関等と綿密に連携し準備する必要があるところ、周知や準備の時間が決定的に足りない状況でのぶっつけ本番の実施となった。

一方、JR東日本や私鉄各社は、前日の東京電力の発表に基づき、始発から多くの路線で完全運休や本数の大幅削減を実施。通勤の足が奪われ、首都圏は大きな混乱に陥った。

また、東京電力は3月14日朝に第1グループの停電をとりやめると発表した後に、再び「可能性がある」と修正するなど、二転三転し混乱に拍車をかけた。第4グループまでは、産業界や鉄道各社の節電効果もあり、需要が想定よりも少なかったが、夕方になり灯火の需要が増え、供給停止を余儀なくされた。3月14日午後5時から実際に停電になった地域は、茨城、静岡、山梨、千葉県の一部地域でグループの内、ごくわずかの地域だったが、計画停電開始から3日目の3月16日には、武蔵野市の他、東京都内の一部区市町村でも初めて予告どおり実施されるなど、計画停電の影響は各地へと広がった。ただし、武蔵野市においては、東京電力より3月24日に「国などの要請を受け、国民の基本的な生活レベルの維持に大きな影響を与える鉄道用変電所と周辺地域を計画停電の対象外とする。これに伴い、今後、武蔵野市及び周辺エリアの第2、第3グループも、当面、対象外とする」という旨の連絡があり、市全域が計画停電対象外となった。

なお、東京電力は、国民や企業等の節電への協力が広範囲にわたって浸透してきた結果及び電力供給力の復旧・確保の状況から、需給バランスが著しく改善を見せていることを踏まえて、4月8日に「計画停電の原則不実施」を発表し、これ以降の計画停電の実施が回避されている。また、5月13日に「夏期に向けた節電対策の見直しについて」を発表し、万が一計画停電を実施する場合の運用を見直したが、東京都については、鉄道、信号機、医療機関、高層住宅・ビル等が高密度に存在し、昼間人口も多く、また国の基幹的な機能が集積していることから停電対象としない旨の政府見解を受け、被災地域とともに計画停電の対象地域から除外した。

② 夏期の節電関係

政府は、電力供給力不足に伴う節電目標について、大企業など大口利用者が25%の削減、町工場など小口が20%、一般家庭は15～20%としていたが、4月28日の閣議後会見で、当初の方針より引き下げ、昨年夏に比べて一律15%程度にすることを発表した。

また、補完的措置として、政府電力需給緊急対策本部は、「夏期の電力需給対策について」において「活用できるよう必要な準備を進める」（平成23年5月13日本部決定）とされた電気事業法第27条による電気の使用制限について、5月15日に「電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について」を発表した。

この使用制限は、東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW以上）を対象に、本年7月1日から9月22日（東京電力管内）の平日9時から20時までの間、原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」の15%削減した値を使用電力の上限とする措置で、故意に違反した場合は罰則規定もある。また、生命・身体の安全確保に不可欠な病院や上下水道等の施設には、適用除外や制限緩和を行うとした。

③ 地震における東京電力設備への影響（平成23年3月13日東京電力発表）

(1) 原子力発電所

福島第一原子力発電所1～3号機地震により停止中（4～6号機は定期検査中）
福島第二原子力発電所1～4号機地震により停止中
柏崎刈羽原子力発電所1、5、6、7号機は通常運転中（2～4号機は定期検査中）

(2) 火力発電所

広野火力発電所2、4号機地震により停止中
常陸那珂火力発電所1号機地震により停止中
鹿島火力発電所2、3、5、6号機地震により停止中
大井火力発電所2号機地震により停止中（3号機は復旧済み）
東扇島火力発電所1号機地震により停止中

(3) 水力発電所

すべて復旧済み

(4) 流通設備等への影響

那珂変電所地震により停止中
新茂木変電所地震により停止中
常磐変電所地震により停止中
水戸北部変電所地震により停止中

(5) 電気の安定供給確保にむけた取り組み需給状況

新信濃変換所からの応援受電60万kW
佐久間変換所からの応援受電30万kW
東清水変換所からの応援受電10万kW
北本連系設備からの応援受電60万kW

(6) 3月13日の需給予測

需要想定3,700万kW（18時～19時）
供給力3,700万kW

(7) 3月14日の需給予測

需要想定4,100万kW（18時～19時）
供給力3,100万kW

④ 計画停電概要

計画停電とは、電力供給が逼迫することが予想される場合に、大規模な停電に陥らないよう、計画的に数時間単位で地域ごとに電力供給を止める措置であり、「輪番停電」ともいう。

東京電力の計画停電については、実施予定エリアを5つのグループに分け、1日を5つの時間帯に分けてシフトを組んで順番に実施する方式、各グループの実際の停電時間は最大3時間程度。

⑤ 東京都における計画停電実施予定エリア及び実施予定時間

武蔵野市は、計画停電予定地域の「第1グループ・第2グループ・第3グループ」に該当。

(平成23年3月16日時点 東電発表情報)

グループ名	対象地域
第1グループ	武蔵野市, 三鷹市, 西東京市, 東久留米市, 小平市, 小金井市, 東村山市, 清瀬市, 杉並区, 東大和市, 練馬区
第2グループ	あきる野市, 稲城市, 国分寺市, 国立市, 狛江市, 三鷹市, 小金井市, 小平市, 昭島市, 西東京市, 多摩市, 町田市, 調布市, 東久留米市, 日野市, 八王子市, 府中市, 武蔵野市
第3グループ	あきる野市, 稲城市, 羽村市, 国分寺市, 国立市, 狛江市, 三鷹市, 小金井市, 小平市, 昭島市, 清瀬市, 西多摩郡奥多摩町, 西多摩郡瑞穂町, 西多摩郡日の出町, 西多摩郡檜原村, 西東京市, 青梅市, 大田区, 調布市, 東久留米市, 東村山市, 東大和市, 日野市, 八王子市, 板橋区, 府中市, 武蔵村山市, 武蔵野市, 福生市, 豊島区, 北区, 立川市, 練馬区
第4グループ	稲城市, 国分寺市, 国立市, 狛江市, 昭島市, 世田谷区, 足立区, 大田区, 町田市, 日野市, 八王子市, 品川区, 武蔵村山市, 目黒区, 立川市
第5グループ	葛飾区, 荒川区, 足立区, 台東区, 町田市

※ 対象地域は、送電エリア（町丁目単位）でグループ化されるため、市区町村単位では、複数のグループに該当する場合がある。

実施予定時間

下記の時間帯に各グループが割り当てられ、割り当てられる時間帯は日付けが変わるごとにシフトしていく。

- (1) 6:20～10:10の時間帯（この間で3時間程度）
- (2) 9:20～13:10の時間帯（この間で3時間程度）
- (3) 12:20～16:10の時間帯（この間で3時間程度）
- (4) 15:20～19:10の時間帯（この間で3時間程度）
- (5) 18:20～22:10の時間帯（この間で3時間程度）

※ 需要が増加し、供給力の不足が懸念される場合は、同日の(1)と(2)のそれぞれを、(1)は13:50～17:40、(2)は16:50～20:40の時間帯で停電実施を追加することがある。

⑥ 武蔵野市における計画停電実施予定地域及び実施予定時間

市内における計画停電は、唯一、下記第3グループの地域で「3月16日（水）18時45分～20時45分」に約2時間実施された。停電地域内では信号や外灯がつかない区域があり、市災害対策本部も広報車で警戒活動を行い、市内のパトロールを実施した。

※ 第3グループの地域の中で停電していない地域も一部あり

〔市内停電対象地域〕

グループ名	対象地域
第1グループ	吉祥寺東町1、2、3、4丁目 吉祥寺南町2丁目、1丁目の一部、4丁目の一部 吉祥寺本町1、4丁目、2丁目の一部、3丁目の一部 吉祥寺北町1、2、5丁目、3丁目の一部 御殿山1、2丁目、緑町3丁目の一部
第2グループ	境5丁目、2丁目の一部、4丁目の一部 桜堤1、2丁目 境南町3、4、5丁目、1丁目の一部、2丁目の一部
第3グループ	境3、4丁目、1丁目の一部、2丁目の一部 桜堤3丁目、1丁目の一部 関前1、2、3、4、5丁目 緑町1丁目、2丁目の一部、3丁目の一部 八幡町1、2、3、4丁目 西久保3丁目の一部

※ 「〇〇丁目の一部」とある地区の詳細は、東京電力から情報が提供されていないため、市では把握できない。

(2) 電力危機（計画停電）への本市対応

武蔵野市は東京電力武蔵野支社管内であり市内の対象地域等詳細については、同支社から通知されたが、対象地域や停電実施の有無について二転三転したため、市の対応も混乱した。また、防災安全センターWEBへのアクセスがピーク時には約114万件集中し、一時的にサイトアクセスが困難な状態等も生じた。その中、市災害対策本部は東京電力への情報提供依頼、市民への停電情報の広報、市関連施設の節電対策等を中心に様々な対応を実施した。

① 防災行政無線・防災安全センターWEB・ツイッター等による広報

市では、防災行政無線、ホームページ（市ホームページ・防災安全センターWEB）、広報車、ツイッター等の様々な情報媒体を用い、市民への停電情報の提供を行った。また、むさしのFMや武蔵野三鷹ケーブルテレビ等からも停電情報が提供された。

計画停電当初から実施していた防災行政無線の放送については、市民から「音が小さくて聞こえない、反響して何を言っているか分からない」などの意見が多数寄せられ、今後の防災情報伝達について課題が明らかになった。

※ 防災行政無線…市内44ヶ所の屋外スピーカーから放送する無線設備

※ 防災無線に関する「市長への手紙」は14件（平成23年3月31日時点集計）

〔防災行政無線 放送履歴〕

放送時間	放送日	放送内容概要
第1報	23.3.13(日)	『14日 6時20分 停電予定』
第2報	〃	『 ※第1報と同文』
第3報	23.3.14(月)	『午前の停電は午後へ変更』
第4報	〃	『 ※第3報と同文』
第5報	〃	『14日12時20分 停電予定』
第6報	〃	『 ※第5報と同文』
第7報	〃	『14日12時40分 停電中止』
第8報	〃	『14日16時50分 〃』
第9報	〃	『14日18時30分 〃』
第10報	23.3.15(火)	『15日 6時20分 〃』
第11報	〃	『15日15時20分 〃』
第12報	〃	『15日18時20分 〃』
第13報	23.3.16(水)	『16日12時20分 〃』
第14報	〃	『16日15時20分 停電実施中』
第15報	〃	『16日15時20分 停電中止へ修正』
第16報	〃	『16日18時20分 停電実施中』
第17報	23.3.17(木)	『17日12時20分 停電中止』
第18報	〃	『17日15時20分 〃』
第19報	23.3.18(金)	『18日 9時20分 〃』
第20報	〃	『18日12時20分 〃』
第21報	〃	『19日の停電は全日 回避』
第22報	23.3.19(土)	『20日 〃』
第23報	23.3.21(月)	『21日 〃』
第24報	23.3.22(火)	『22日 〃』
第25報	23.3.23(水)	『23日 第2グループ停電中止』
第26報	23.3.23(水)	『23日 第3グループ停電中止』
第27報	23.3.23(水)	『乳児への水道水の飲用注意』
第28報	23.3.23(水)	『24日の停電は全日 回避』
※ 第27報については、原発事故に伴う放射能に関する広報		

② 計画停電特設電話センターの設置

市では3月22日から、市役所内防災情報室に「計画停電特設電話センター」を設置し、市民からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整備した。この電話センターには東京電力社員を常駐派遣していただき、また、元防災課職員及び災害用職員住宅入居者を輪番で配置し、正確な情報の市民への提供を実施した。

「計画停電特設電話センター」

【受付時間】 午前9時～午後5時15分

※ 市内で早朝・夜間に計画停電が予定されている場合は、当該時間帯も対応。
(ただし、停電中止となった場合は除く)

③ 武蔵野市民への「停電エリア・節電依頼」の広報紙を全戸配布

市では東京電力武蔵野支社へ「停電詳細エリアの通知」及び「市民への情報提供」について度重なる依頼を行い、東京電力と協力して武蔵野市民へ計画停電に関する広報紙の全戸配布を実施した。主な掲載内容は以下のとおり。

- ・計画停電への協力をお願い
- ・停電予定エリアと時間帯
- ・市全域が当面除外
- ・節電をお願い

④ 市の関連施設における節電対策の実施

東日本大震災の発災に伴い、電力の供給力が大幅に減少しており、需要が高まる夏季の電力供給量の不足が懸念されることから、政府は、一部の施設又は制限緩和施設を除き、大口需要家、小口需要家及び家庭の各部門ともに、電力使用量の一律15パーセント削減という需要抑制目標の達成を要請している。

電力を取り巻く状況や大規模な停電が社会に与える影響の大きさ等を踏まえ、本市は公的な立場と責務を考慮し、平日の電力使用量について対前年比15パーセント以上の削減を目標として、下記のとおり節電対策を実施した。

【対策1】 各部署が所管する市の関連施設で実施する節電行動

対 象	内 容
空調設備の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機の設定温度を2度上げて28度とし、水曜日及び金曜日については運転時間を午前8時から午後5時まで、月曜日、水曜日及び木曜日については午前8時から午後7時までとする。 ・昨年同様、電力需要の高まる時間帯に空調機の運転を停止する。 ・電力需要の高まる時間帯には換気風量及び換気回数を今よりも少なくする方向で、今後検討する。 ・目標達成ができない場合、電力需要の高まる時間帯に空調機及び換気設備の運転を間欠運転とする方向で、今後検討する。
エレベーターの使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・各棟1基のみの運転とする。ただし、議会開催中については南棟のみ2基運転とする。 ・下の階へは原則階段を利用し、上の階へも極力階段を利用する。
OA（パソコン等）機器の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間中の内部統合パソコン使用を原則禁止とし、昼休み時間中には各自が電源を落とす。コピー機、プリンター等についても、昼休み時間中は電源を落とす。 ・ピーク時の電力使用量抑制のため、午後1時から午後2時までの時間はコンセントを抜いて運用する（午後2時以降はコンセントを元に戻し、通常運用に戻す。）。 ・原則として1時間以上パソコンを使用しないことが見込まれる場合は、こまめにパソコンの電源を落とす。 ・退庁時にはパソコンのコンセントを抜く。 ・ディスプレイの照度を原則として50パーセントに落として運用する。 ・パソコンを使用しない状態で10分が経過したら、画面オフとなるような設定変更を行う。
照明設備の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・不要時、昼休み時間中及び勤務時間外の消灯の徹底を図る。 ・窓際での自然光利用による消灯の徹底を図る。 ・共用部等の照明の間引き点灯を実施する。

対 象	内 容
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ期間を5月16日から10月31日まで拡大する。 ・超過勤務を命ずる場合、早朝に実施し、夜間の勤務を縮小することを推奨する。 ・一斉定時退庁日を現行の水曜日に加え、金曜日を新たに指定する（一斉定時退庁日に該当しない月曜日、火曜日及び木曜日については、例外的に午後7時まで空調機を運転する。）。 ・各階トイレの便座ヒーターや温水機能を停止する。 ・各階に設置する冷蔵庫及び大型湯沸器の使用実態を把握し、取扱いについて検討する。

【対策2】 大口需要施設での午前9時から午後8時までの全時間帯において、昨年夏のピークの電力使用量から15パーセント以上の削減

○ 制度の概要及び対象施設等

項 目	概 要 等
経緯	政府では、平成23年5月13日に開催した電力需要緊急対策本部において「夏季の電力需給対策」を取りまとめ、一部の施設又は制限緩和施設を除き、大口需要家、小口需要家及び家庭の各部門ともに、電力使用量の一律15パーセント削減という需要抑制目標の達成を要請している。特に契約電力500kW以上の大口需要家については電気事業法（昭和37年法律第170号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、罰則規定を伴う制限が、下記のとおり義務付けられることになった。
法第27条について	電気の使用制限について定められた規定であり、発電設備の事故など非常事態により、電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると政府が判断したときには、経済産業大臣が、使用電力量及び使用最大電力の制限等を定め、電気の使用について制限できることになっている。
法第27条に基づく使用制限の内容	<p>対象者 東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接需給契約を締結している契約電力500kW以上の大口需要家（特定規模電気事業者とは、「一般電気事業者」と言われる東京電力、東北電力等電力10社以外に、発電及び小売を行う事業者のことをいう。）</p> <p>対象期間：平成23年7月1日から同年9月22日までの平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後8時まで</p> <p>内 容：原則として昨年の上記期間及び時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）の15パーセント削減した値を使用電力の上限とする。</p>
本市対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎 ・総合体育館 ・市民文化会館 ・クリーンセンター ・武蔵野プレイス（契約電力量の15パーセント削減を目標とする。）
具体的取組事例（市役所本庁舎）	<p>使用最大電力を、昨年の1時間あたりのピークであった1,121kW/h（契約電力量=1,350kW/h。ピークは平成22年8月17日午後3時から午後4時までの間）から15パーセント削減の953kW/h未満へ削減するため、【対策1】に加えて下記取組等を実施する（午前9時から午後8時までの間は各時間とも953kW/h未満）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機の温度設定を28度とし、運転時間を短縮 ・照明の部分消灯の拡大（廊下及び執務スペースの照明を必要最小限にする。） ・東及び南棟並びに西棟のエレベーターを各1基のみ運転 ・給湯器の停止 ・緑のカーテンの設置 ・熱中症対策として、緊急避難的に多少温度を下げた部屋の確保

【対策3】 契約電力500k W未満の施設での週末の休館日の平日への振替又は輪番制による休館等の実施

本市は、平成11年度にISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、継続的に環境負荷の低減に取り組んできていることから、さらなる15パーセントの節電は、非常に高い目標となる。

そこで、本年7月1日から9月22日までの間、介護支援施設、高齢者及び障害者施設、保育園、小学校及び中学校等を除き、市政センター、文化施設等で、市民サービスをできる限り低下させないよう配慮しながら、週末の休館日の平日への振替又は輪番制による休館、予約のっていない貸ホールの閉館等の節電対策を、下記のとおり実施した。

〔契約電力500kw未満の施設での週末の休館日の平日への振替又は輪番制による休館等の実施〕

施設名	実施概要等								備考
	休館日等	月	火	水	木	金	土	日	
吉祥寺市政センター	・休館日(土) ・休館日(日)を(火)に振替え		振替 休館				休館	振替 開館	
武蔵境市政センター	・休館日(土) ・休館日(日)を(金)に振替え					振替 休館	休館	振替 開館	
中央市政センター	・休館日(土) ・休館日(日)を(木)に振替え				振替 休館		休館	振替 開館	
吉祥寺まちづくり事務所	・休館日(土・日) ・臨時休館日(火)を追加		臨時 休館				休館	休館	火曜日は本庁舎で執務
武蔵境開発事務所	・休館日(土・日) ・臨時休館日(火)を追加		臨時 休館				休館	休館	火曜日は本庁舎で執務
消費生活センター	・休館日(土) ・休館日(日)を(火)に振替え		振替 休館				休館	振替 開館	
保健センター	・休館日(日) ・休館日(土)を(金)に振替え					振替 休館	振替 開館	休館	7/8以降実施
0123吉祥寺	・休館日(月) ・休館日(日)を(火)に振替え	休館	振替 休館					振替 開館	
0123はらっぱ	・休館日(金) ・休館日(土)を(木)に振替え				振替 休館	休館	振替 開館		
桜堤児童館	・休館日(日)を(水)に振替え			振替 休館				振替 開館	
市民会館	・休館日(木) ・臨時休館日(月)を追加	臨時 休館			休館				
中央図書館	・休館日(金) ・臨時休館日(火)を追加		臨時 休館			休館			ただし第1水曜は館内整理のための休館なので、同週は火曜開館・水曜閉館とする。
吉祥寺図書館	・休館日(金) ・臨時休館日(月)を追加	臨時 休館				休館			ただし第1水曜は館内整理のための休館なので、同週は月曜開館・水曜閉館とする。
武蔵野プレイス	・休館日(水) ・臨時休館日(木)を追加			休館	臨時 休館				ただし第3金曜は休館のため、水曜開館、金曜閉館とする。また大口需要者として、平日9時～20時の間、契約電力の15%削減を実施。
市民会議室(ゼロワンホール)	・休館日(火)		休館						臨時休館:8/13(土)～8/16(火)

第2章 東日本大震災に対する市の取り組み

施設名	実施概要等								
	休館日等	月	火	水	木	金	土	日	備考
むさしのヒューマン・ネットワークセンター	・休館日(日)を(水)に振替え			振替休館				振替開館	金曜日の夜間(17:00～21:00は閉館)
武蔵野芸能劇場	・休館日(水)			休館					臨時休館:7/11(月)・25(月)、8/1(月)・8(月)、9/5(月)・20(火)
武蔵野公会堂	・休館日(月)	休館							臨時休館:8/10(水)・30(火)
武蔵野スイングホール	・休館日(月)	休館							臨時休館:8/11(木)・25(木)、9/22(木)
吉祥寺美術館	・休館日(毎月最終水曜)を毎週水曜に変更			臨時休館					
松露庵	・休館日(水) ・臨時休館日(火)を追加		臨時休館	休館					
吉祥寺シアター	・休館日(毎月最終火曜)								開館時間・閉館時間の変更
かたらいの道市民スペース	・休館日(水)			休館					臨時休館:7/4(月)・11(月)・19(火)・25(月)、9/2(金)・5(月)・15(木)・20(火)
吉祥寺東コミュニティセンター	・休館日(毎月第4水曜)を毎週水曜に変更			臨時休館					7/13以降実施
本宿コミュニティセンター	・休館日(木)				休館				臨時休館:7/29(金)・31(日)・8/9(火)・16(火)・19(金)・29(月)・9/2(金)・5(月)・7(水) 夜間休館:7/8(金)・10(日)・15(金)・19(火)・22(金)・24(日)・26(火)
吉祥寺南町コミュニティセンター	・休館日(第2・4・5水曜)								臨時休館(8月:水曜日) 開館時間短縮(8月:10時半～20時40分) 9月:未定
御殿山コミュニティセンター	・休館日(月) ・臨時休館日(金)を追加	休館					臨時休館		開館時間短縮:火・水・木は9～17時
本町コミュニティセンター	・休館日(日)							休館	臨時休館:7/22(金)～27(水)、8/18(木)～24(水)、9月未定、梅の間の利用は夜間のみ
吉祥寺西コミュニティセンター	・休館日(木)				休館				臨時休館:7/29(金)～31(日)、8/13(土)～17(水)、8/19(金)～20(土)、9月分は調整中
吉祥寺西コミュニティセンター 分館									
吉祥寺北コミュニティセンター	・休館日(月)	休館							開館時間短縮
けやきコミュニティセンター	・休館日(水)			休館					臨時休館:7/25(月)～29(金)、8/13(土)～19(金)、9/5(月)～9(金)
中央コミュニティセンター	・休館日(水)			休館					8月:8/22(月)～8/26(金) 休館9月:未定
中央コミュニティセンター 中町集会所									
西久保コミュニティセンター	・休館日(第3月曜)								臨時休館:7/29(金)～31(日)、8/13(土)～16(火)、8/29(月)～31(水)、9/5(月)・12(月)
緑町コミュニティセンター	・休館日(月)	休館							開館時間短縮:9時半～17時半
八幡町コミュニティセンター	・休館日(火)		休館						開館時間短縮(7月:水曜午後・夜間) 臨時休館(8・9月:水曜日)
武蔵野中央公園北ホール	・休館日(月)	休館							臨時休館:7/13(水)・15(金)、8/13(土)～15(月)・22(月)～24(水)、9/7(水)・14(水)・21(水)
関前コミュニティセンター	・休館日(木)			休館					臨時休館:7/25(月)～27(水)、8/12(金)～16(火)
関前コミュニティセンター 分館									

施設名	実施概要等								備考
	休館日等	月	火	水	木	金	土	日	
西部コミュニティセンター	・休館日(水)			休館					臨時休館:7/13(水)～16(土)・24(日)～27(水)、8/14(日)～17(水)・24(水)～27(土)
境南コミュニティセンター	・休館日(第1・3・5金曜)								臨時休館:8/1(月)～5(金)・29(月)～9/2(金) 9月:3日以降未定
桜堤コミュニティセンター	・休館日(火)		休館						開館時間短縮(7月:水・金は9～17時、月・木は9時～20時) 8・9月:未定

⑤ 停電対策等に関する関係機関の連携

計画停電等を受け、市では関係機関と今後の対応や情報・課題の共有を図るため、停電等に伴う連絡会議を発足し、2回開催した。また、夏の節電における、健康被害(熱中症等)の影響について、東京電力及び市役所庁内の健康福祉関係部局と連絡会議を実施した。

(1) 第1回停電等に伴う連絡会議〔平成23年4月21日(木)〕

東日本大震災による電力施設被害に伴う計画停電等の経緯と、夏場の電力不足における停電及び節電について、東京電力及び関係機関と連絡調整を行った。

- 関係機関9団体(11名)
東京電力武蔵野支社、武蔵野市医師会、武蔵野警察署、武蔵野消防署、武蔵野市消防団、東京ガス西部支店、エフエムむさしの、武蔵野三鷹ケーブルテレビ、武蔵野市市民安全パトロール隊
- 市役所関係部局(13名)
副市長、防災安全部長、企画調整課長、広報課長、安全対策課長、防災課長、管財課長、環境政策課長、クリーンセンター所長、交通対策課長、道路課長、健康課長、工務課長

(2) 第2回停電等に伴う連絡会議〔平成23年11月10日(木)〕

夏の節電報告と、冬の電力需要について東京電力及び政府の見解などの情報提供、各関係機関における対策の必要性の有無、課題・問題点の検討、情報共有を行った。また、各機関の連絡先を共有するため一覧表を再確認した。

- 関係機関12団体(15名)
上記第1回の参加関係機関9団体、東日本旅客鉄道吉祥寺駅、東日本旅客鉄道武蔵境駅、NTT東日本東京サービス運営部
- 市役所関係部局(11名)
防災安全部長、企画調整課長、広報課長、安全対策課長、防災課長、管財課長、環境政策課長、クリーンセンター所長、交通対策課長、健康課長、工務課長

(3) 東京電力及び庁内の健康福祉関係部局と連絡会議〔平成23年5月9日(月)〕

夏の節電を推進するにあたり、市民の健康被害(熱中症等)の影響を勘案した対応を協議した。

- 関係機関1団体(1名) 東京電力武蔵野支社
- 市役所関係部局(12名) 生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、安全対策課

2-4. 原子力発電所事故に伴う放射能への対応

(1) 福島原子力発電所事故に伴う放射能汚染による影響

東京電力福島第一原子力発電所は、今回の地震による揺れや大津波により原子炉冷却機能を喪失し、核燃料、原子炉圧力容器や格納容器の損傷に至り、水素爆発による原子炉建屋の損傷等、大量の放射性物質が大気及び海水中に放出されるなど、国際原子力・放射線事象評価尺度で評価レベル7というチェルノブイリ発電所事故と並ぶ大きな放射能事故を引き起こした。この事故により、福島県をはじめ多くの者が長い避難生活を余儀なくされたほか、福島第一原子力発電所から200km以上はなれた東京都でも、水道水から乳児の暫定的な指標値以上の放射性ヨウ素131が測定されるなど、広範囲にわたる放射性物質の拡散に伴い、地表面や水道水、農水産物や畜産物などの放射物質汚染による被害が広がっている。

① 国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）

評価レベル7	深刻な事故（チェルノブイリ発電所事故、福島第一原子力発電所事故）
評価レベル6	大事故
評価レベル5	広範囲な影響を伴う事故（スリーマイル島発電所事故）
評価レベル4	局所的な影響を伴う事故（東海村JCO臨界事故）
評価レベル3	重大な異常事象（旧動燃東海再処理施設アスファルト固化処理施設火災爆発事故）
評価レベル2	異常事象（美浜発電所2号機事故）
評価レベル1	逸脱（「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故）

② 福島第一原子力発電所からの放射性核種の放出量（試算値、推定値）

●大気中への放出総量（平成23年3月11日から平成23年4月5日まで）の試算値

〔原子力安全委員会の試算（平成23年4月12日公表）〕

ヨウ素131	150,000テラベクレル
セシウム137	12,000テラベクレル
合計	630,000テラベクレル（ヨウ素換算値）

〔原子力安全・保安院の試算（平成23年4月12日公表）〕

ヨウ素131	130,000テラベクレル
セシウム137	6,100テラベクレル
合計	370,000テラベクレル（ヨウ素換算値）

●海中への放出量概要（平成23年5月21日公表、東京電力の原子力安全・保安院への報告書より）

高濃度汚染水の漏洩（4/1～4/6）	4,700テラベクレル（3核種合計）
低濃度汚染水の緊急放出（4/4～4/10）	0.15テラベクレル（3核種合計）
高濃度汚染水の漏洩（5/10～5/11）	20テラベクレル（3核種合計）

※3核種とは、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137をいう。

③ 空間放射線量の状況

3月15日に東京電力福島第一原子力発電所から大量に放出された放射性物質は、上空を煙のような形で流れる放射性プルーム（放射性雲）となり、午前中は南から南西方向へ、昼近くから徐々に西へ、午後になると西から北西部に流れ各地へと拡散した。この影響により、15日午前中に都内で検出された放射線量が通常値の10倍以上に増えるなど、関東各地でも通常値より高い値を観測した。この高い値は、15日をピークに減り始め、5月以降は平常時に観測されていた測定値の範囲内で推移している。

●平成23年3月15日の関東各地における状況（文部科学省環境放射能水準調査結果抜粋）

($\mu\text{Gy/h}$ (マイクログレイ毎時))

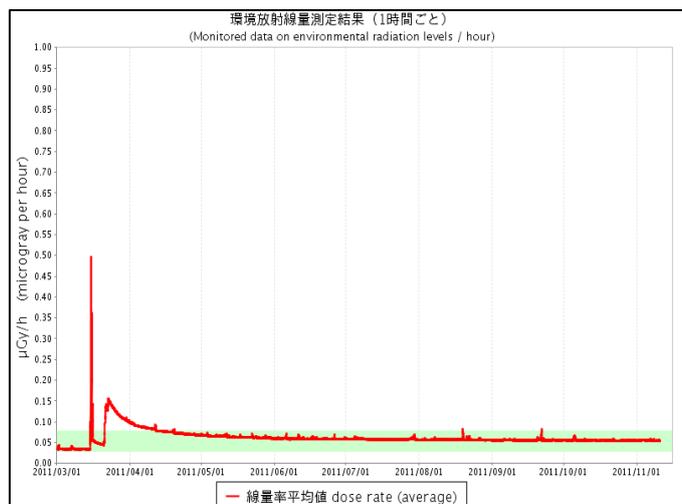
都道府県名	3月15日9:00~17:00			過去の平常値 の範囲
	最大	最小	平均値	
茨城県（水戸市）	—	—	—	0.036~0.056
栃木県（宇都宮市）	1.318	0.359	0.701	0.030~0.067
群馬県（前橋市）	0.562	0.019	0.191	0.017~0.045
埼玉県（さいたま市）	1.222	0.096	0.328	0.031~0.060
千葉県（市原市）	0.313	0.030	0.172	0.022~0.044
東京都（新宿区）	0.809	0.062	0.144	0.028~0.079
神奈川県（茅ヶ崎市）	0.182	0.054	0.109	0.035~0.069
（茨城県東海村）※	4.00	1.90	—	—

※日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のモニタリング状況

●平成23年3月15日の東京都における状況（東京都健康安全研究センター（新宿区）測定結果抜粋）

($\mu\text{Gy/h}$ (マイクログレイ毎時))

測定時	最大	最小	平均
09:00~09:59	0.465	0.122	0.202
10:00~10:59	0.809	0.16	0.496
11:00~11:59	0.151	0.078	0.106
12:00~12:59	0.077	0.066	0.0713
13:00~13:59	0.072	0.062	0.0658
14:00~14:59	0.075	0.068	0.0716
15:00~15:59	0.071	0.064	0.0682
16:00~16:59	0.074	0.064	0.0682
17:00~17:59	0.157	0.066	0.0941
18:00~18:59	0.32	0.113	0.2



④ 水道水の放射能汚染

東京都は、東京都水道局金町浄水場の浄水（水道水）から、3月22日・23日に食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える濃度の放射性ヨウ素が検出され、23区、武蔵野市、三鷹市、町田市、多摩市、稲城市の地域の乳児による水道水の摂取を控えるよう依頼する広報を行った。

武蔵野市の水道水は、約8割が市内の深井戸水、残り2割が都水となっている。さらに、その2割の都水のうち、ほとんどが朝霞浄水場系の水で、都が乳児の飲用に関する暫定指標値を超える濃度の放射性ヨウ素の検出を発表した金町浄水場系の水は、ごく一部となっている。

市では、上記の武蔵野市の水道水の特徴と念のための乳児の水道水摂取を控える旨の広報を実施し、乳児のいる家庭への飲料水ペットボトルの配布、市独自の放射性物質の測定等を実施した。

●東京都金町浄水場（利根川・江戸川水系）の浄水（水道水）の放射能測定結果

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	放射性セシウム (セシウム134)	放射性セシウム (セシウム137)
3月22日	210	不検出（検出限界値17）	不検出（検出限界値16）
3月23日	190	不検出（検出限界値12）	不検出（検出限界値12）
3月24日	79	不検出（検出限界値9）	不検出（検出限界値11）
3月25日	51	不検出（検出限界値9）	不検出（検出限界値7）

●飲食物に関する指標値

単位：Bq/kg

	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	放射性セシウム
食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値	100	規定なし
原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値	300	200

⑤ 食品等の汚染

福島県はもとより東日本各地で、「食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値」を超える放射性物質が検出された食品が次々と報告され、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等が行われた。

都内産農畜産物中の放射性物質検査は、東京都農業協同組合中央会と東京都が構成する「都内産農産物の放射性物質の影響に係る対策会議」により、計画的に実施している。

●原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限（厚生労働省HP抜粋平成23年8月2日現在）

品 目		出荷制限された県
原乳		福島県
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	福島県
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	福島県
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	福島県
	カブ	福島県
	原木しいたけ (露地)	福島県
	原木しいたけ (施設栽培)	福島県
	たけのこ	福島県
	くさそてつ (こごみ)	福島県
	ウメ	福島県
水産物	イカナゴの稚魚	福島県
	ヤマメ (養殖を除く)	福島県
	ウグイ	福島県
	アユ (養殖を除く)	福島県
肉	牛肉	福島県、岩手県、宮城県、栃木県
その他	茶	福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県

●食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値

核 種	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：ヨウ素131)	飲料水	300
	牛乳、乳製品 (注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳、乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳、乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳、乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

(注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接引用に供する乳に使用しないよう指導すること。

(2) 福島原子力発電所事故に伴う放射能汚染への本市対応

① 市民への情報提供

市では、放射能汚染についても、計画停電と同様に防災行政無線、ホームページ（市ホームページ・防災安全センターWEB）、ツイッター等の様々な情報媒体を用い、市民へ可能な限り情報の提供を行った。

特に東京都が市への十分な事前通知もなく、3月23日にテレビ等でマスコミ発表をした「23区、武蔵野市、三鷹市、町田市、多摩市、稲城市の水道水において、乳児の基準値を超える放射性ヨウ素が検出された」という報道により、市民に混乱が生じた件については、市は下記の点を中心に市民へ情報提供するという対応を実施した。

1. 武蔵野市の水道水の特徴（市内深井戸8割、都水2割）
2. 念のための乳児の水道水摂取を控える注意喚起
3. 乳児のいる家庭への飲料水の配布

〔武蔵野市の水道水の特徴〕

武蔵野市の水道水は、約8割が市内の深井戸水、残り2割が都水となっている。さらに、その2割の都水のうち、ほとんどが朝霞浄水場系の水で、都が乳児の飲用に関する暫定指標値を超える濃度の放射性ヨウ素の検出を発表した金町浄水場系の水は、ごく一部となっている。金町浄水場系の水は、市の水道水全体の約2%しか含まれていない。そのため、武蔵野市の水道水が、乳児を含め健康に影響を与える可能性は低いが、念のため、市の放射能測定結果が出るまで、乳児の水道水飲用は控えるよう広報を行った。飲料水の配布についても、次ページのとおり実施する旨の広報を行った。

② 乳児のいる家庭への飲料水ペットボトルの配布

配布日：平成23年3月24日（木）～27日（日）

配布本数：乳児（0歳児）一人につき3本

飲料水：550ミリリットル入りペットボトル（東京都災害即応本部より提供）

●配布実施状況

		配布人数						配布本数					
		会場 合計	24日 (木)	25日 (金)	25日 (金)	26日 (土)	27日 (日)	会場 合計	24日 (木)	25日 (金)	25日 (金)	26日 (土)	27日 (日)
			14:40 ～ 19:00	9:30 ～ 19:00	19:00 以降				14:40 ～ 19:00	9:30 ～ 19:00	19:00 以降		
配布場所	公会堂	211	70	141	-	-	-	633	210	423	-	-	-
	市役所	311	140	165	-	2	4	933	420	495	-	6	12
	芸能劇場	107	41	66	-	-	-	321	123	198	-	-	-
	市民会館	284	134	150	-	-	-	852	402	450	-	-	-
	小計	913	385	522	0	2	4	2739	1155	1566	0	6	12
	水道部	126	86	8	5	9	18	378	258	24	15	27	54
合計		1039	471	530	5	11	22	3117	1413	1590	15	33	66
総計		1,039 人						3,117 本					

上記以外に、3月23日（水）には、緊急対応として、水道部にて希望世帯に飲料水ペットボトル「水好き 武蔵野の水」各4本を臨時配布した。

③ 市独自の放射能測定

市では様々な放射能測定を実施してきたが、水道水については、原子力発電所事故発生直後から測定を実施し、武蔵野市の水道水は放射性ヨウ素が検出されず、3月24日に市長が臨時記者会見で「武蔵野市水道水安全宣言」を発表した。

●水道水<第一浄水場> 全119回測定実施 (平成23年12月31日現在)

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	放射性セシウム (セシウム134)	放射性セシウム (セシウム137)
3月22日～3月24日 (2回測定実施)	不検出	—	—
3月28日	13	—	—
3月30日～4月13日 (7回測定実施)	不検出	—	—
4月15日	4	—	—
4月18日	不検出	—	—
4月20日～12月28日 (107回測定実施)	不検出	不検出	不検出

●水道水<第二浄水場> 全119回測定実施 (平成23年12月31日現在)

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	放射性セシウム (セシウム134)	放射性セシウム (セシウム137)
3月22日～3月24日 (2回測定実施)	不検出	—	—
3月28日	13	—	—
3月30日～4月18日 (9回測定実施)	不検出	—	—
4月20日～4月25日 (3回測定実施)	不検出	不検出	不検出
4月27日	不検出	3	4
4月29日～12月28日 (103回測定実施)	不検出	不検出	不検出

※1 検査機関・・・(株)千代田テクノル、(株)日水コン、東京都健康安全研究センター、茨城県立医療大学、(財)東京顕微鏡院

※2 不検出とは・・・検出限界値以下であったことを示す

※3 採水日の下の(～回測定実施)とは・・・記載の期間で～回測定を実施し、同じ測定結果であったものである

●市独自の放射能測定一覧

市では、下記のとおり独自に放射能測定を実施してきている。測定結果及び詳細内容はホームページに掲載している。

[平成23年12月31日掲載状況]

- ・水道水の放射能の測定（2か所）
- ・空間放射線量の定点測定（4か所）
- ・土壌中放射性物質の定点測定（3か所）
- ・市立小中学校給食食材の放射性物質検査について
- ・プール水の放射性物質の測定（3か所）
- ・公園内の水中の放射性物質の測定（3か所）
- ・市内認可保育所給食食材の放射性物質検査について
- ・クリーンセンターの放射性物質・空間放射線量の測定（敷地内4か所）
- ・公共施設の空間放射線量の測定（78か所）
- ・市道雨水排水升の空間放射線量の測定（34か所）

④本市の基本方針を策定

市では、福島原子力発電所事故直後の3月17日から環境政策課公害係に4名の市職員を併任するという形で「原発事故情報窓口」を開設し、また、7月5日から当該部署を中心に市職員11名で構成する「放射線に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、様々な放射線対策に取り組んできた。

市民の方の生活圏での安心・安全を守ることを目的に、11月1日に「武蔵野市の空間放射線量低減に向けた基本方針」を策定し、放射能問題に関する対応を強化した。

●「武蔵野市の空間放射線量低減に向けた基本方針」

1. 武蔵野市独自の放射線量基準値の設定
2. 公共施設78か所における空間放射線量の詳細測定
3. 市民の方への測定器の貸出

1. 武蔵野市独自の放射線量基準値の設定

武蔵野市では、毎時0.23マイクロシーベルト以上の空間放射線量を測定した場合に、低減に向けた対応を行う。

2. 公共施設78か所における空間放射線量の詳細測定

市では、子どもが利用する公共施設(保育園・幼稚園・小学校・子ども施設・公園等)70か所で、8月に空間放射線量の測定を実施した。これらに中学校6校及び武蔵野中央公園スポーツ広場・武蔵野陸上競技場を加えた計78か所において、11月から詳細測定を実施した。

詳細測定にあたっては、高い放射線量が予測される、雨水が集まるところ及びその出口(雨どい、側溝、集水マス等)や雨水・泥・土がたまりやすいところ(水たまりができや

すい低くなった地面、土だまり、コンクリートの割れ目等)、微粒子が付着しやすい構造物（錆びた鉄構造物、トタン屋根等）を中心に測定を行い、周辺より放射線量の高い箇所（ホットスポット）の有無を確認する。

測定結果については、測定日・場所・測定値（除染を行った場合は除染後の測定値を含む）を速やかに市のホームページで公表している。

3. 市民の方への測定器の貸出

市では、市民の方からの私有地の測定の要望を受け、小型の簡易空間放射線量測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi シンチレーション式サーベイメータ）を3台貸し出すこととした。

2-5. 災害時要援護者への対応

(1) 災害時要援護者対策事業の概要

- ・災害時に家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）に対し、地域の支援者が安否確認を行うことのできる仕組みを整えるため、平成19年10月から当該事業をモデル事業として開始した。
- ・地域防災計画で「災害時要援護者」とは、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児（外国人を含む）を対象としているが、現在事業としては主に高齢者、障害者、難病患者を対象として行っている。
- ・「支援者」とは、要援護者の近隣の方で、災害等が発生した場合に自身や家族の安全を確認した後、担当要援護者の安否を確認し、避難所などにいる地域福祉活動推進協議会（以下「地域社協」という。）へ報告する方のことである。要援護者1名に対して、2名以上の支援者が登録がされている。
- ・要援護者台帳を市が作成し、地域社協と連携して要援護者と支援者のマッチングを進めている。
- ・平成20年度より本格実施し、震災当日は、要援護者約900名弱、支援者約1,100名強が登録されていた。

(2) 要援護者への対応

- 平成23年3月11日時点では市内13地域社協のうち、千川、大野田、南町地区を除いた10地域社協でこの事業を実施できる体制にあった（平成23年度中に全13地域社協で実施）。
震度5弱であったため、事業として開始していないが、各地域（事業未実施地域含む）において、支援者や、福祉の会会員、民生児童委員などが該当要援護者や、気になる家庭への声掛け訪問や電話での安否確認等を要援護者としての登録の有無に係らず行った。
- ・赤十字奉仕団、介護サービス事業者等も、各々気になる家庭や利用者の安否確認を行った。
- ・健康福祉部職員が心配な方々へ電話や担当者による訪問、手話ガイドを通じての安否確認訪問を行った。
- ・国際交流協会では、電話やEメールを使用し安否確認を行うとともに、市防災行政無線などのお知らせを複数言語に翻訳しホームページに掲載し、多言語での問い合わせなどに対応した。
- ・市内6つの在宅介護支援センターでは、各センター台帳の中で心配な方への訪問やケアマネ事業所への確認を行った。
- ・各地域でガス復旧や買い物支援、声掛けなど継続的な支援が行われていた。
- 災害時要援護者対策事業全体として、健康福祉部を中心に各福祉施設の被害状況を把握した。また、計画停電による電力危機に備え、人工呼吸器及び吸引器等の使用者へ連絡し、バッテリーの有無の確認や、足踏み式などの手配を行った。（東京電力より発電機の貸し出しがあることを確認した）要援護者等が利用するため、施設維持や送迎車運行などに使用する燃料の安定的な供給体制を確保した。また、要援護者等が通常の生活に戻れるよう通所スケジュール変更などの手配も行った。

2-6. 主な市施設の初動対応の概要

主な市施設における地震直後の避難行動等の初動対応状況について、施設ごとに概要を整理した結果は次のとおりである。

(1) 本庁舎

- ア 自衛消防隊本部を防災センター（西棟1F）に設置した。
- イ 自衛消防隊により、けが人等の確認及び建物の損傷の確認を行った。
- ウ 管財課、施設課及び市庁舎管理業務受託業者により建物内外に破損がないか点検を行なった。
- エ 地震管制により全エレベーター停止。エレベーター内閉じ込めがないか確認を行った。
- オ 給排水関係の漏水の有無の確認を行った。特に高架水槽及び受水槽。
- カ 受変電設備及び電気負荷設備に異常がないか確認を行った。
- キ 空調設備に異常がないか点検を行なった。
- ※エからキについては市庁舎管理業務受託業者が確認し、自衛消防隊本部にて報告を受けた。

(2) 市立小学校・中学校

- ア 大きな事故なく、下校指導等ができた（小：引き渡し 中：集団下校 が中心）
- イ 一部の児童生徒の保護者が帰宅困難者となったため、学校で保護・収容した。
- ウ 校外学習等で都外にいた児童生徒が交通網の寸断等により帰宅困難となったため、現地
の状況等を確認して、帰校方法の検討・指示を行った。
- ※緊急時の連絡体制及び児童生徒の引き渡し方法に課題を残した。
 - ①保護者と連絡がとれなかったり、引き取り名簿に記載のない方が引き取りにきたことで、混乱があった。
 - ②保護者が帰宅困難者となったため、全ての児童生徒が帰宅をしたのがかなり遅い時間となった。

(3) 市立保育園・幼稚園

【市立保育園】

- ア 被災直後は、頭上の安全に注意しながら各部屋中央部にて揺れが収まるまで待機。
- イ 最初の揺れが収まった後、周囲の安全に注意しながら園庭中央部に避難。その後、夕方頃に園内の安全な場所に戻る。ただし、耐震診断にて安全確認が取れている園は当初から園内の安全な場所に避難。
- ウ 園児は怖がってはいたものの、訓練の成果で大混乱にはならず行動できた。
- エ 余震等に備え、すぐに逃げられる状態で保育を行った。
- オ 電話の通信状態が悪かったため、保護者や保育課との連絡が非常に取りづらかった。
- カ 引き取り時はカードでチェックを実施し、円滑に行えた。
- キ 市の防災放送等がなく被災状況等の情報収集が困難で孤立感が強かった。
- ク 交通状態が悪く園児の引き取りが翌日になる方がいたため、園の物資で遣り繰りしてどうにか乗り切った。

【境幼稚園】

- ア 学期末の短縮保育のため、全園児帰宅後の震災であった。
- イ 教職員に怪我等なく、園内にて園児等からの連絡に対応しての待機の状態であった。（連絡はなし、実際には電話が繋がらず、連絡が取れない状況であった。）

(4) 児童館

- ア 館内放送により、利用者に避難をよびかけた。2階、ホールに職員が行き館庭に利用者を避難誘導した。ラジオで情報収集。
- イ 火元責任者がガスの元栓などの火気設備の安全点検をした。
- ウ 外線電話で上司から安否確認と避難状況の確認あり。状況報告。
- エ 余震に備え、16時過ぎまで館庭で利用者と共に避難。
- オ 内線電話で屋内避難の指示を上司に仰ぎ、実施した。

(5) 0123施設

- ア 館内放送を実施するとともに、職員が館内を巡回し、個々の来館者への注意喚起と子どもの安全確保を呼びかけた。出口の確保、館内点検、ケガ人の有無の確認など、概ね事前計画どおりの初動対応を行うことができた。
- イ 来館者に壁際から離れるように指示した以外は、特に避難誘導等は行わず、余震のおさまりを待ち、帰宅を促した。

(6) 福祉施設（高齢者施設）

- ア 6ヶ所の在宅介護支援センターでは、介護保険サービスを受けておらずケアマネジャーとつながりのない高齢者の安否確認を実施した。電話確認や訪問により234世帯の安否を確認した。
- イ デイケア通所者で家族が帰宅困難だった重度の要介護者について、ケアマネジャーより対応の相談があり、同老人保健施設での宿泊対応の調整を行った。
- ウ デイサービスを2階、3階で行っている施設は、エレベーターが止まったため、利用者を1階に降ろすのが大変だった。また、利用者を送る際に、受け手のヘルパーがいなかったり、利用者の自宅が2階以上の場合、エレベーターが止まっていたため、職員が介助して対応した。

(7) 福祉施設（障害者施設）

- 【障害者福祉センター】**
- ア 当初自主的に屋外避難をした来館者が数人いたが、非常放送により館内に注意喚起と安全待機を指示。玄関自動ドアを開放した。
 - イ 職員で手分けして各部屋を回り、火気及び設備の安全確認を行った。
 - ウ 地下及び1階の防火扉が閉じていたため、職員が開放し避難路を確保した。
 - エ エレベーターが停止したため業者へ連絡し、翌日の午後4時頃復旧した。
 - オ 送迎を行っている通所者については、自宅の状況確認が不十分なまま自宅に送った。
- 【障害者総合センター】**
- ア 館内に非常放送により注意喚起と安全待機を指示し、玄関自動ドア等を開け避難路の確保をした。
 - イ 初動体制は事前計画のとおり実施でき、職員で手分けして各部屋を回り、目視で施設に損傷がなく、利用者や職員の安全が確認できた。
 - ウ エレベーターが地震直後に停止したため、業者に連絡、翌日に復旧した。
 - エ 外出訓練の利用者が交通機関の運休により、帰宅困難となったので車で迎えに行き、翌朝帰宅。家族が帰宅困難な利用者には午後10時までセンター内において支援。
 - オ 近隣職員は余震が不安な利用者の電話対応のため宿泊、遠方職員は総合センターの車で全員帰宅した。

(8) 保健センター

- ア 管内放送は使用せず、職員が事業で来館していた市民の無事を確認した。その後落ち着いたところで、1階玄関口まで誘導し帰宅させた。
- イ 庶務担当者及び管理会社職員が建物・設備等の点検を行った。
- ウ エレベーターが地震管制により自動停止したため、閉じこもりはないか確認した。エレベーターは翌日専門会社がきて復旧した。
- エ ガスの供給がストップし、暖房が止まってしまった。復旧は翌日となった。
- オ 出張した二人の職員の安否は、携帯電話が繋がらなかったため、確認できたのは翌日の深夜0時30分頃となった。
- カ 帰宅困難者対策のため職員が待機したが、結果的に施設の提供はなかった。

(9) 図書館

- ア 図書館は震災当日休館日であったため来館者への取り組みはなし。
- イ 発災後、当日勤務中であった職員2名とビル管理業者1名により、施設内各フロアの安全点検を実施した。
- ウ 中央図書館3階の書架より本が数十冊転落していたほか、大型地図架1台が倒れ、破損した。
- エ エレベーターが地震を検知し停止状態となったため、エレベーター業者に連絡をし、復旧作業を行った。
- オ 帰宅困難者対策として吉祥寺図書館を終日開放し、20人以上を受け入れた。担当した職員は1名
- カ 館長との連絡は携帯電話で行っていたが、暫くすると不通になり、連絡が取れなくなった。

(10) 市政センター

- ア 来庁者に対して記載台の下に入るよう案内するとともに、正面入口と通用口を開放し避難路を確保した。
- イ 電気・水道・ガス設備を点検し、その後建物の外回りの状況を確認した。
- ウ テレビで来庁者に情報提供を行った。

(11) 文化施設

【武蔵野市民文化会館】

- ア 非常放送は行わず、職員が各ホール、各室を回り、利用者の安全確認を実施した。
- イ 火気設備の安全確認を実施した。
- ウ 各部署で、目視による最低限の内外建物の破損確認を実施した。
- エ 退館されるお客様の経路の安全確認を実施し、誘導を行った。
- オ 正面エントランスホールのシャンデリアの落下を考慮し、周辺の立入りを禁止する対応を行った。
- カ 附属設備などの破損確認を実施した。
- キ エレベーターが地震管制により自動停止した。内部に閉じ込められた方の確認を実施した（該当なし）。保守作業員による復旧依頼するが、到着するまでに7、8時間の待ちとなった。
- ク 武蔵野市防災対策本部の指示により、帰宅困難者の一時避難所として、翌日まで対応した。

【武蔵野芸能劇場】

- ア 館内放送はせず、職員や委託業務者が利用者に声かけを行い、1階ポーチへの避難誘導を行った。
- イ エレベーターの停止確認及びエレベーター内の閉じ込め確認を行った。復旧は、保守業者により翌日となった。
- ウ 建物の中と外回りの被害状況確認を行った。
- エ ボイラーや動力監視盤等設備機器の安全点検を委託業者と共に行った。
- オ 現状確認後、事務局である市民文化会館に報告を行った。
- カ テレビやラジオで情報収集を行った。
- キ 帰宅困難者の一時避難所として翌日まで対応した。

【武蔵野公会堂】

- ア 非常放送により注意喚起と安全待機を指示した。その後、職員が館内を巡回し安全確認を行った。
- イ 設備業者（委託）が暖房設備（電気・ガス使用）の安全確認を実施した。
- ウ ホール内に細かい落下物（モルタルの破片等）があり、午後・夜間のホールのイベントは主催者の判断により中止した。
- エ 現状確認後、事務局である市民文化会館に報告を行った。
- オ 22時以降翌日の正午まで帰宅困難者のための一時避難所となり、約400名が宿泊した。

【市民会館】

- ア 地階、2階の利用団体は、地震が治まるまでその部屋で待機をした。
- イ 一階ロビー、図書室の利用者は、地震が治まるのを待って、職員の誘導で正面玄関から外に避難させた。図書室の書架からの図書の落下等はなかった。
- ウ 市民会館前の通路を通行する人に職員が注意を呼びかけた。

【武蔵野スイングホール】

- ア 共同ビル管理会社の非常放送により職員及び施設利用者等は安全確認指示まで室内で待機した。待機中、室内の被害状況を確認した。
- イ 管理会社の避難指示放送により、職員は利用者の避難を確認のうえ非常階段から屋外に避難した。
- ウ エレベーターは自動停止し、保守業者が安全確認し作動するまで11時間以上要した。
- エ ビルの被害状況は管理会社が行なった。
- オ 現状確認後、事務局である市民文化会館に報告を行った。
- カ 帰宅困難者の一時避難所として翌日まで対応した。

【吉祥寺美術館】

- ア 揺れが収まった時点で来館者を南側非常階段から1階まで避難誘導した。
- イ 音楽室で実施予定だった当事業団主催のワークショップは、お客様に中止の連絡をした。
- ウ 館内の被害状況を確認した。（人的被害なし。物的被害状況をまとめる。）
- エ 現状確認後、事務局である市民文化会館に報告を行った。
- オ 開発公社・エフエフ管理組合・コピス施設課が施設の被害状況調査を開始した。
- カ 午後4時以降、臨時休館とした。
- キ 午後9時30分まで不測の事態に備えて待機した。

【松露庵】

- ア 火気設備の安全確認を実施した。
 - イ 瓦などが落下し通行人などを巻き込んでいないかなど周囲の安全確認を実施した。
 - ウ 目視による最低限の建物の安全確認を実施した。
 - エ 附属設備などの破損確認を実施した。
 - オ 現状確認後、事務局である市民文化会館に報告を行った。
- ※当日の施設利用はなく、来客者も居なかった。エレベーター、ボイラーなどの設備はなし。

【吉祥寺シアター】

- ア けいこ場は使用がなく、劇場には劇団関係者数名がいたため、劇団関係者にはシアターの安全な場所に避難してもらった。
- イ 劇場・ロビー・施設周辺・舞台機構に破損などないか確認を行い、すでに仕込んであった照明器具の点検も行った。
- ウ 人的被害・設備に破損がないことを確認後、事務局である市民文化会館に現状報告を行った。

(12) コミュニティセンター

- ア 館内放送または呼びかけをした 10館
- イ 自動ドアの解錠など避難通路の確保をした 10館
- ウ 部屋の利用状況の確認や見回りなど利用者の安全確認をした 16館
- エ 利用者の避難誘導をした 8館
- オ 火元の確認をした 14館
- カ 人が閉じ込められていないかなどエレベーターの安全確認をした 6館
- キ 落下物の有無などコミセン館内の被害状況の確認をした 16館
- ク コミセン周囲の状況など屋外の被害状況の確認をした 12館
- ケ テレビ、ラジオなどから情報を収集し利用者へ情報の提供をした 11館
- コ 固定電話が使用できた 12館
- サ 震災当時館内に利用者がいた 15館
- シ 利用者が自主的に館内の安全な場所へ避難した 6館
- ス 利用者が自主的に館外へ避難した 6館

(13) クリーンセンター

- ア 焼却設備は、震度5強での停止を行うが、防災無線の放送がなかったため、震度5強未満と判断し、運転を継続した。
- イ 運転委託職員は、中央制御室に集合し全員の安全を確認した後、焼却設備・建築物・給排水設備・空調設備・電気設備等の点検を行った。
- ウ 粗大ごみ処理設備は、緊急停止を行い、各設備、建築物及び電気設備等の点検を行った。
- エ 工事関係者は、工事代理人の判断で全員屋外へ待避し、工事を中断した。
- オ プラットホーム内の市職員は1台の搬入車両運転手と共に屋外へ避難した。
- カ 計量中の搬入車両は、そのまま屋外で待機させた。
- キ 事務棟内の職員は、揺れが収まるまでその場で待機した。また、技術職員は、施設全体の点検確認を行った。
- ク エレベーターは緊急停止装置が働き停止した。また、エレベーター内に取り残された人が居ないか確認し、翌日メーカーの点検確認が終了するまで停止した。

(14) 総合体育館

- ア 非常放送を使用しながら、その他職員、警備等で各階を回り、利用者を避難場所とした陸上競技場へ避難誘導した。余震も落ち着き、15時30分頃体育館の閉館を決定し利用者に帰宅の案内をした。
- イ エレベーターが自動停止したため、閉じ込められた人の確認をしつつ保守会社へ連絡し、4～5時間後に復旧した。
- ウ 委託先のビル管理会社がボイラーの緊急停止を実施した。
- エ 受水槽・高置水槽の満水警報が出たため、ビル管理会社が復旧作業を行った。

2-7. 各種調査結果

I 東日本大震災に伴う業務対応等の調査報告書<抜粋>

[平成23年5月30日～6月8日実施、武蔵野市役所各課調査 回答数70件]

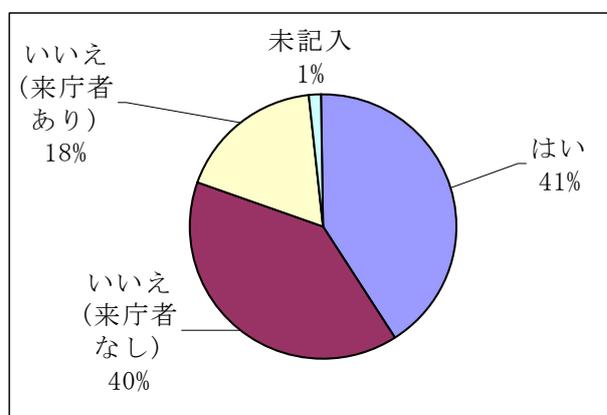
① 3月11日の地震の発生当日の来庁者に対しての誘導や案内、情報提供

来庁者に対する誘導等は41%が行っている。いいえの58%のうち、来庁者がいなかったため誘導等を行わなかったのは40%、来庁者がいたが誘導等を行わなかったのは18%である。

【主な問題点等】

- (本庁舎) 庁内放送の内容以外に提供する情報がなくても、来庁者に安心感を与えるため、積極的に声掛けをすべきだった。
- (外局) 館内放送で避難誘導をするべきだった。

<Q1> 3月11日の地震の発生当日、来庁者に対して誘導や案内、情報提供を行いましたか？



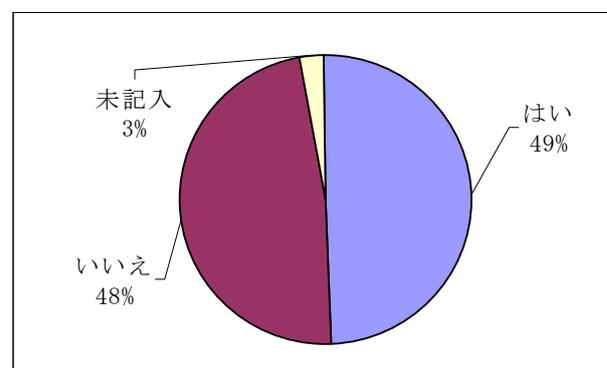
② 地震の発生による業務を継続するための職員体制等の問題

職員体制等に問題があったのは半数の49%である。

【主な問題点】

- 市民からの問合せの集中により職員体制に影響があった課が多く、災害時の情報提供のあり方を検討する必要がある。

<Q2> 地震の発生により、業務を継続するための職員体制等に問題がありましたか？



③ 地震の発生による通常業務以外の震災対応業務業務の継続状況

震災対応で実施した業務には、通常の業務であるが震災により業務量が増大したものも含む。本市の被害状況は軽微であったが、7割の課で何らかの災害応急対策業務を行っている。

【主な業務】

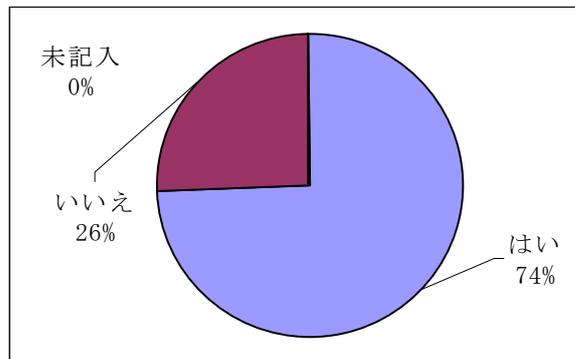
<災害応急対策業務>

- 帰宅困難者への緊急対応
- 物資不足対応(緊急時の補給協定が必要)

<通常業務>

- 震災により問合せ、クレーム、照会や通知が増加した。

<Q3> 地震の発生により、通常業務のほかに、課の業務として震災対応で実施した業務はありましたか？



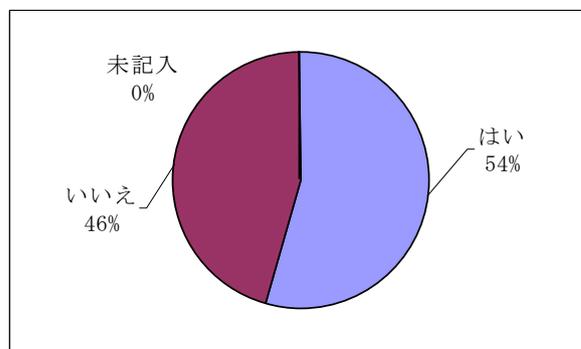
④ 中止または延期した業務

地震により中止または延期した業務が発生したのは54%である。本市の被害状況は軽微であったが、5割以上の課で事業執行に何らかの影響があった。

【主な中止・延期業務】

- 各種委員会、バスツアー、フェスティバル等を中止したが、委託事業者や参加者との連絡がなかなかとれず、中止の意思決定が遅れた。災害時の連絡方法について、あらかじめ相談しておく必要がある。
- 保護者、職員の人数に比べ子供の人数が多い事業は、余震の際の対応を憂慮した。

<Q4> 地震の発生により中止または延期した業務はありましたか？



《要約》

市民への避難誘導ができなかったのが約20%と当時の混乱の様子が伺える。また、通常業務あるいは帰宅困難者対策・物資不足対応など災害応急業務が7割の課で増大した。市民からの問い合わせの集中、業務の増加などにより職員体制に問題があったのは半数にのぼる。

今回の地震により中止または延期した業務が発生したのは5割以上あった。

Ⅱ 東日本大震災の発災に伴う帰宅困難者等の調査結果<概要>

① 目的

東日本大震災の発生より3ヶ月を迎えるにあたり、今後の本市の防災対策の参考とするため、市内事業所等の帰宅困難者対応を中心とした調査を実施

② 調査対象

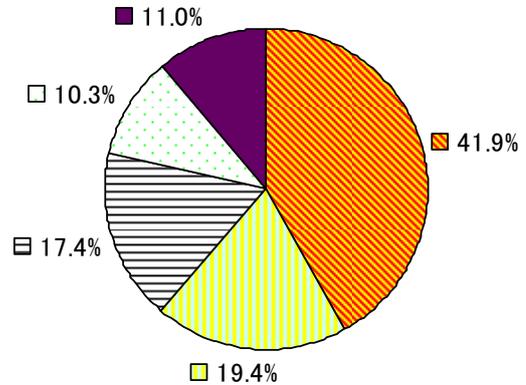
武蔵野商工会議所 会員等

調査方法	上記対象者に対して、武蔵野商工会議所からの会報に合わせて、アンケート調査を実施。(返信用封筒を同封)
調査期間	平成23年6月3日～20日
対象事業者数	約2,100事業所
回答率	7.4% (有効回答：155事業所、従業員数16,841人)

(1) 回答事業所の従業員数

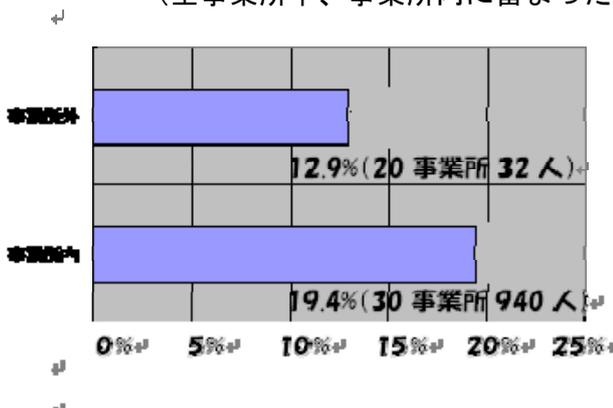
回答事業所の中で、最も回答数が多く40%以上を占めたのが「1～5人」の事業所、次いで「6～10人」の事業所となった。

「51人以上」の大規模事業所は11%となった。



(2) 震災当日に帰宅をせず、宿泊を行った従業員がいる事業所

(全事業所中、事業所内に留まった割合と、事業所外の施設に泊まった割合)



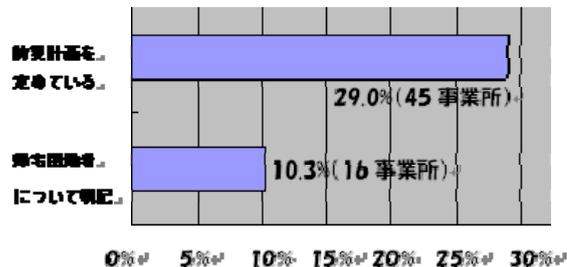
震災当日に事業所外に宿泊した従業員がいる事業所は12.9% (20事業所)。

事業所内に関しては、19.4% (30事業所) となっている。

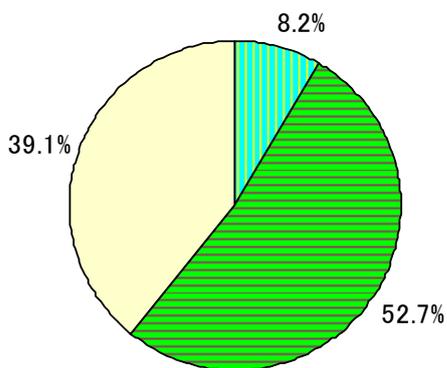
今後は、帰宅困難者となる可能性がある従業員に関しては、事業所内に留め、宿泊してもらうことの検討が必要となる。

(3) 防災計画を定めている事業所、防災計画で「帰宅困難者」を明記している事業所

防災計画を定めている事業所は全体の29%（45事業所）であり、「帰宅困難者」について計画に記されているのは全体のうち10.3%（16事業所）である。



(4) 防災計画を定めていない事業所が、今後計画を定める予定

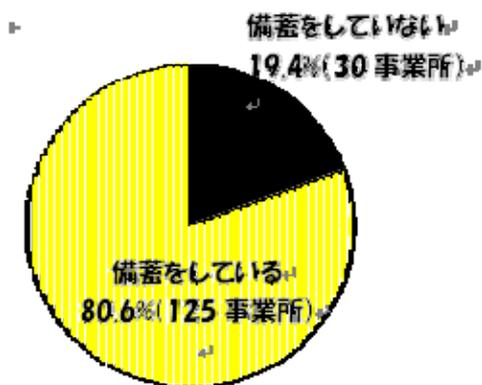


防災計画を現在定めていない事業所へのアンケート結果であるが、「検討中」が52.7%で大半を占めている。

次いで「予定なし」が39.1%となっており、「予定あり」は8.2%に留まった。

東日本大震災後も、防災計画の策定を予定している事業所は決して多くない数字と言える。

(5) 備蓄を行っている事業所の割合



何らかの「備蓄を行っている」事業所は80.6%（125事業所）と比較的高い数字となった。

備蓄は、今日からすぐに始められる防災対策である。

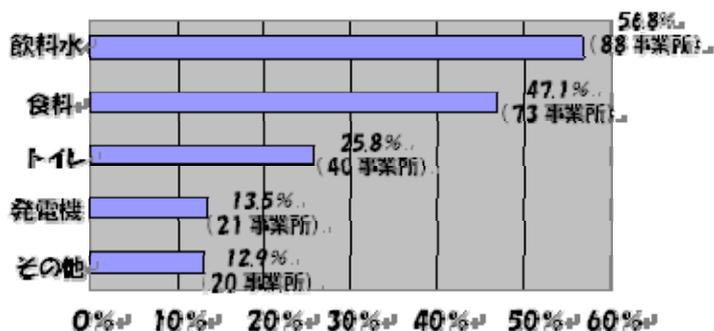
今後、各事業所に3日分を目安に、各自、食料、飲料水等の備蓄をしてもらうことが課題となる。

(6) 事業所の備蓄品について（複数選択あり）

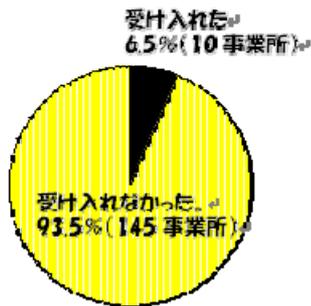
備蓄の内訳は「飲料水」が56.8%（88事業所）と最も多い備蓄品となっている。

次いで、「食料」、「トイレ」、「発電機」と続く。

なお、「その他」の項目では、乾電池、懐中電灯、ラジオ等の記入が目立った。

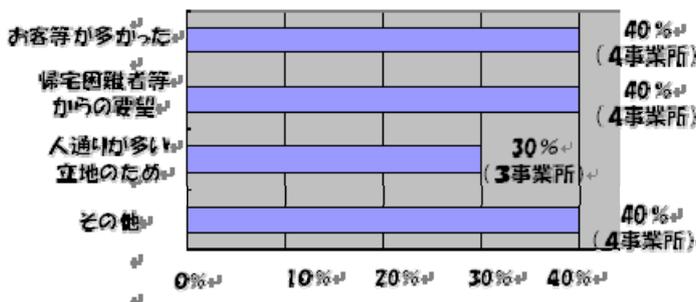


(7) 帰宅困難者を受け入れた割合（自事業所の従業員以外）



帰宅困難者の受け入れを実際に行った事業所は6.5%（10事業所）受け入れた事業所は、大規模事業所に多く見受けられた。

(8) 帰宅困難者を受け入れた理由（複数選択あり）



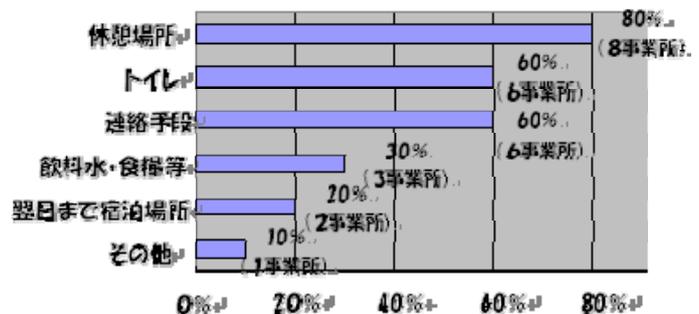
同率で40%（4事業所）「お客等が多かった」「帰宅困難者等からの要望」が最も多かった。

多くの事業所では、必要性を感じて、自らの意思で受け入れを行ったと推察される。

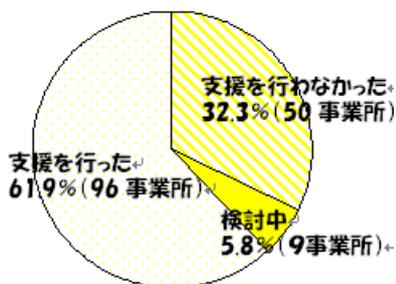
(9) 帰宅困難者への支援方法（複数選択あり）

「休憩場所」の提供が80%（8事業所）で多くを占めた。次いで、「トイレ」、「連絡手段」が60%（6事業所）。「飲料水・食糧等」が30%（3事業所）となった。

「翌日まで宿泊場所」を提供したのは20%（2事業所）という結果となった。



(10) 被災地支援の実施



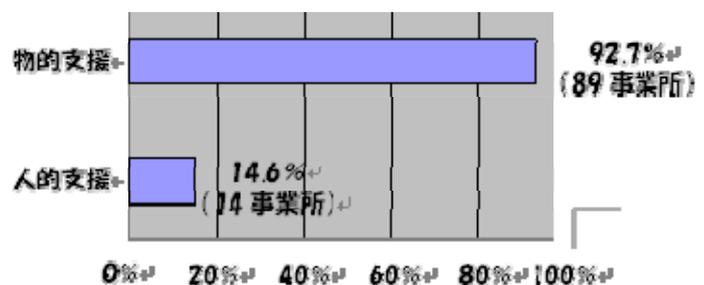
被災地への「支援を行った」のは、61.9%（96事業所）と多くの事業所が回答した。

「支援を行わなかった」のは32.3%（50事業所）で、「検討中」は5.8%（9事業所）との結果となった。

(11) 被災地支援の形（複数選択可）

被災地支援を行っている事業所の中では物的支援が92.7%（89事業所）を占めている。物的支援の内容の大半は、「義援金受付・送付」である。

また人的支援にあつては、14.6%（14事業所）との結果となった。



Ⅲ 自主防災組織における震災に伴う活動調査結果

〔自主防災組織への聞き取り調査 回答数26団体〕

聞き取り日

平成23年3月15日及び6月13日、6月14日

聞き取り内容

1. 発生直後の対応について、活動を行いましたか？

- | | |
|---------|------|
| ①行った | 15団体 |
| ②行わなかった | 11団体 |

2. 上記①の場合

- | | |
|-----|------|
| ①個人 | 2団体 |
| ②複数 | 13団体 |

3. 活動内容はどのようなことですか？

- 地域の見回り（被害状況確認） …… 8団体
- 一人暮らし宅への声掛け …… 4団体
- コミセンへ集合 …… 3団体
 - ・ 南町コミセン：翌朝まで開館、帰宅困難者に対し水・トイレを提供
 - ・ 境南コミセン：毛布等いつでも出せるよう待機
- ガス復旧の手伝い …… 2団体

4. 発生直後から、今までで行ったことはありますか？

- | | |
|-----|------|
| ①ある | 14団体 |
| ②ない | 12団体 |

5. 上記①の場合 活動内容は？

- 12日以降に地域の見回り …… 3団体
- 12日以降に一人暮らし宅への声掛け …… 1団体
- 停電対応（張り紙・人員配置等） …… 2団体
- 日赤の援助隊の手伝い（約20名で毛布の積み込み等） …… 1団体
- 総会・会合等で状況報告 …… 2団体
- 総会で、今後地震等が起きた際の対応を相談 …… 3団体
- 防災のパンフレット・電池を各戸に配布 …… 1団体
- 防災倉庫の点検 …… 1団体

6. 被災地に対して、何か行ったことはありますか？

- | | |
|-----|-------|
| ①ある | 6 団体 |
| ②ない | 20 団体 |

7. 上記①の場合 活動内容は？

- 義援金募集・送付 …………… 5 団体
- 救援物資（社協の呼びかけに対し、洗剤・ラップ約70個を提供） …… 1 団体

〈その他〉

- ・ 防災用品の共同購入数の増加・防災訓練参加者数（210名）等、防災に対する意識の高まりを感じる（緑町パークタウン自治会）
- ・ 当日は自主防災組織としての活動はしなかったが、メンバーの多数が消防団員のため、その多くが団として活動に参加した（中央通り西祥防災会）
- ・ 役員を集合させる意識はあったがしなかった。何かあれば動きます（一小地域の防災を考える会）

3 被災地支援

3-1. 被災地への武蔵野市の支援（平成23年12月31日現在）

(1) 人的支援

- ① 友好都市の岩手県遠野市に拠点を置き、遠野市災害対策本部の指揮下で岩手県沿岸部の被災地で活動

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
第1次支援隊	3月23日（水）	3月27日（日）	6人	陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
第2次支援隊	3月26日（土）	4月1日（金）	6人	陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
第3次支援隊	3月31日（木）	4月6日（水）	6人	釜石市、大槌町、山田町
第4次支援隊	4月5日（火）	4月11日（月）	6人	大槌町

*第2次支援隊のうち1人は武蔵野生涯学習振興事業団職員

- ② 被災地の現状調査と今後の被災地支援のあり方を遠野市と協議するため、市長・防災課長などによる調査隊を派遣

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
調査隊	4月14日（木）	4月16日（土）	4人	遠野市、釜石市、大槌町、山田町、陸前高田市、大船渡市、気仙沼市

- ③ 災害廃棄物の処理に関する東京都環境局による協力要請に応え、宮城県仙台市に職員（ごみ総合対策課2名・クリーンセンター1名）及び車両1台を派遣

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
災害廃棄物処理隊	4月17日（日）	4月23日（土）	3人	宮城県仙台市

- ④ 東京都市長会の各市（多摩地域26市）と協力し、市職員を広域的・専門的支援のため被災地自治体へ派遣

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
市長会大槌町支援隊	4月24日（日）	4月29日（金）	1人	岩手県大槌町
市長会釜石市支援隊	5月2日（月）	5月7日（土）	2人	岩手県釜石市
市長会釜石市支援隊	5月22日（日）	5月27日（金）	2人	岩手県釜石市
市長会浪江町支援隊	6月2日（木）	6月9日（木）	1人	福島県二本松市（浪江町）
市長会釜石市支援隊	6月12日（日）	6月18日（土）	1人	岩手県釜石市
市長会仙台市支援隊	7月4日（月）	7月11日（月）	1人	宮城県仙台市泉区
市長会釜石市支援隊	7月14日（木）	7月22日（金）	1人	岩手県釜石市
市長会いわき市支援隊	7月17日（日）	7月24日（日）	1人	福島県いわき市

- ⑤ 家庭訪問による在宅被災者健康調査等活動のため、東京都福祉保健局と合同して保健師を派遣

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
在宅被災者訪問活動隊	7月8日（金）	7月13日（水）	1人	宮城県石巻市

- ⑥ 選挙管理事務補助に関する東京都選挙管理委員会による協力要請に応え、職員（選挙管理委員会事務局1名）を派遣

名称	出発日	帰還日	派遣人数	活動場所
選挙管理事務支援隊	11月2日(水)	11月14日(月)	1人	宮城県気仙沼市

(2) 物的支援

① 市単独の支援

日時(到着)	形態	内容	数量	単位	搬送先			
3月15日(火)	物資協定	水缶(23ℓコック付)	600	個	遠野市			
3月19日(土)	〃	ポリタンク(18ℓ)	500	個	〃			
3月22日(火)	〃	石油ストーブ	50	台	長岡市小国支所			
3月23日(水)	第1次支援隊	紙おむつ	3,480	枚	遠野市			
		粉ミルク	480	缶	〃			
3月26日(土)	第2次支援隊	ろうそく	136	本	〃			
		ヘッドライト	60	個	〃			
		懐中電灯	15	本	〃			
		電池式ランタン	6	個	〃			
		手動型多機能ライト	30	個	〃			
		単2乾電池	80	本	〃			
		単3乾電池	24	本	〃			
3月31日(木)	(社団)トラック協会多摩支部	生活用品セット(4人用)	100	セット	〃			
		イトーヨーカ堂物資調達協定→(社団)トラック協会多摩支部	男性用下着(上)L	150	着	〃		
4月5日(火)	イトーヨーカ堂物資調達協定→(社団)トラック協会多摩支部	男性用下着(上)M	150	着	〃			
		男性用下着(下)L	150	着	〃			
		男性用下着(下)M	150	着	〃			
		女性用下着(上)L	150	着	〃			
		女性用下着(上)M	150	着	〃			
		女性用下着(下)L	150	着	〃			
		女性用下着(下)M	150	着	〃			
		シャンプー(リンスイン)	170	本	〃			
		ひげそり	500	本	〃			
		石鹸	501	個	〃			
10月28日(金)	委託輸送(船便・自転車走行)	軽トラック(幌付き)	3	台	〃			
		12月20日(火)	委託輸送(トラック) ※「三陸文化復興プロジェクト」への協力寄贈	市民会館の図書	一般図書	10,000	冊	〃
				児童図書	6,800	冊	〃	
				書架	25	台	〃	

② 安曇野市との共同支援

日時(到着)	形態	内容	数量	単位	搬送先
3月15日(火)	共同	飲料水(ペット2ℓ)	4,224	本	遠野市
		灯油(タンクローリー)	3,000	ℓ	〃
		粉ミルク	400	缶	〃
		生理用品	54	個	〃
3月19日(土)	共同	水(1ℓ720本), 缶ジュース(30缶200ケース), 紅茶(0.5ℓ4800本), 緑茶(0.5ℓ2400本), 下着類(各種5720枚), 米95俵, 味噌, 紙おむつ42パック, 生理用品13パック, 粉ミルク14缶, 野菜等			〃

③ 武蔵野市民社会福祉協議会との共同事業(緊急救援物資公募・搬送)

募集日時	搬送日時	運搬形態	内容	数量	単位	搬送先
4月1日(金) ～ 4月3日(日)	4月5日(火)	市民ボランティア	単1乾電池	476	個	遠野市
			単2乾電池	505	個	〃
			食品用ラップ	3,027	本	〃
			台所用洗剤	1,286	個	〃
6月24日(金) ～ 26日(日)	6月27日(月)	(社団)トラック協会	夏を迎えるにあたり不足している物品(半袖シャツ・蚊取り線香・リボン式ハエ取り紙・クーラーボックス・保冷剤・500mlスポーツドリンク飲料・タオルケット)を市民に呼び掛けて募集。ダンボール110箱程度が集まり、現地への支援物資搬送について市が担った。			遠野市 大船渡市
11月26日(土) ～ 27日(日)	11月28日(月)	(社団)トラック協会	冬を迎えるにあたり不足している物品(防寒用インナーシャツ、使い捨てカイロ、毛布、ひざかけ)※全て新品・未開封。ダンボール22箱程度が集まった。			大船渡市
	11月28日(月)	SAVE IWATE	冬を迎えるにあたり不足している物品(雪かき用スコップ、灯油用ポリタンク、粉ミルク、アルミホイル、シャンプー、食器用洗剤)※全て新品・未開封。ダンボール44箱程度が集まった。 この他に、市備蓄品のお粥刊缶を提供した。			岩手県

④ 武蔵野市民社会福祉協議会、(社団)トラック協会、全国自転車問題自治体連絡協議会との共同事業

日時(到着)	運搬形態	内容	数量	単位	搬送先
5月12日(木)	(社団)トラック協会	自転車	75	台	大船渡市
7月15日(金)	全国自転車問題自治体連絡協議会	自転車	20	台	福島県相馬市

※ 5月12日(木)の支援は、岩手県大船渡市社会福祉協議会からの要請により武蔵野市民社会福祉協議会と武蔵野市が現地高校生の通学用の自転車を寄贈

(3) 義援金

① 市関連施設における義援金

5,068万1,086円(12月28日現在)

受付期間

平成23年3月14日(月)～平成24年3月26日(月)

募金箱設置場所

市役所市民課・生活福祉課・高齢者支援課・市民協働サロン(市民協働推進課)、各市政センター、各図書館、保健センター(健康課)、水道部、市民社協、総合体育館、市民会館、国際交流協会、児童館、市民文化会館、吉祥寺美術館、芸能劇場、武蔵野公会堂、吉祥寺シアター、スイングホール、松露庵、かたらいの道市民スペース、シルバー人材センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、各コミセン
※ 一部、上記受付期間と異なる施設あり

送付先

日本赤十字社

② 海外友好都市ルーマニアブラショフ市からの義援金

<ブラショフ市での義援活動>

ブラショフ市にある日本武蔵野センターが3月14日から、ブラショフ市役所の協力のもと「*Alături de Japonia*日本と共に」という東日本大震災支援キャンペーンを実施した。募金活動などを日本武蔵野センター学生有志が中心に行い、募金総額は約432,154円になりました(4月13日時点)。全額、武蔵野市に送金され、武蔵野市から被災地の後方支援を行っている友好都市岩手県遠野市に送金された。また、3月24日のブラショフ市議会にて、ブラショフ市の予算から5,000ユーロと、ブラショフ市議会議員27名の1ヶ月分の議員報酬が義援金として武蔵野市を通して遠野市へ送金された。

<チャリティコンサートの招聘>

6月3日にブラショフ県立図書館で開催される国際会議の閉会イベントで、日本支援のチャリティコンサートとして日本人アーティストが無償で招聘されて開催された。H22 吉祥寺音楽祭でグランプリに輝いた女性デュオ「ナツメグ」が出演し、当イベントでも募金活動が実施された。

<その他の海外友好都市からの支援>

武蔵野市は昭和61年から海外の6都市と国際交流を築き、東日本大震災直後から、これらの都市からお見舞いのメールが送信され、心温まる配慮を受けた。また、大韓民国忠州市からは、震災直後から市職員による募金活動が始まり、武蔵野市を通して友好都市の岩手県遠野市へ送金された。

3-2. 被災地への武蔵野市内各団体の支援（平成23年12月31日現在）

(1) 武蔵野市民社会福祉協議会

① 人的支援

名称	期間等	派遣人数	活動場所
生活福祉資金貸付の 専門職員の現地派遣	4月10日（日）～16日（土）	1人	福島県いわき市
災害支援ボランティア 派遣募集ニーズ調査等	4月27日（水）～28日（木）	2人	岩手県大船渡市
災害支援ボランティア 派遣募集	5月中旬～6月中旬にかけて募集 5月31日（火）～7月1日（金）を 5期に分けて派遣	75人 各期15人	岩手県大船渡市
災害支援ボランティア 第二次派遣募集	7月19日（火）～22日（金） 7月26日（火）～29日（金）	21人	岩手県大船渡市

② 物的支援

期間等	名称	内容
3月31日（木）～ 4月30日（土）	公用車両の貸出	支援先である福島県と東京都間の派遣職員移動および物資の運搬のため、東京都社会福祉協議会へ車両（ノア トヨタ 8人乗り）1台を貸出
4月1日（金）～ 3日（日）	緊急支援物資の 募集（被災地への ピンポイント 支援）	遠野市からの要請により、不足している物品、乾電池・食用ラップ・台所用洗剤の三品目を市民に呼びかけての緊急募集を実施。武蔵野青年会議所による受付・手伝い、協力団体（声かけ）は「地域社協」「民生児童委員協議会」「赤十字奉仕団」「老人クラブ」「武蔵野青年会議所」等。集まった電池約1000個、食品用ラップ約3000本、台所用洗剤約1200本、合計で段ボール約100箱分を、市民の協力により遠野市まで輸送。
5月6日（金）～ 11日（火） 募集・回収 12日（水）搬送	岩手県大船渡市 へ自転車提供	被災により、JRなどの交通機関が不通となって、車を運転できない高校生（県立高田高校）などが移手段に困っており、大船渡市社会福祉協議会から自転車提供の依頼があった。市の交通対策課管理の自転車50台と市民社協から地域に呼びかけて集めた25台、合計75台の自転車を市民社協のワゴン車とトラック3台（トラック協会に委託）で分乗して搬送。
6月24日（金）～ 26日（日）	夏物の緊急支援 物資の募集（被災地への ピンポイント 支援）	遠野市・大船渡市からの要請により、夏を迎えるにあたり不足している物品、半袖シャツ・蚊取り線香・リボン式ハエ取り紙・クーラーボックス・保冷剤・500mlペットボトルスポーツドリンク飲料・タオルケットを市民に呼び掛けて募集、ダンボール110箱程度集まった。協力団体（声かけ）は「地域社協」「民生児童委員協議会」「赤十字奉仕団」「老人クラブ」等、武蔵境開発事務所には、4月に続き、物品の受付場所として協力いただいた。
11月26日（土）～ 27日（日）	冬物の緊急支援 物資の募集（被災地への ピンポイント 支援）	大船渡市・岩手県が要請している、冬を迎えるにあたり不足している物品、防寒用インナーシャツ、使い捨てカイロ、毛布、ひざかけ雪かき用スコップ、灯油用ポリタンク、粉ミルク、アルミホイル、シャンプー、食器用洗剤（※全て新品・未開封）を市民に呼び掛けて募集。「武蔵野市民社会福祉協議会」「西久保コミュニティセンター」「武蔵境開発事務所」を会場に、物品の募集受付を実施した。

③ 市内被災避難者への支援

- 4月21日（木）、大震災に伴い都営住宅に一時転居された方々への支援について都営役員との意見交換を実施。今後、アンケート調査を行って実態把握をして支援を行っていくことを確認。
- 緑町都営住宅アンケート調査を実施。緊急性を要する物品については、シルバー人材センターや地域社協等へ依頼。シルバー人材センターでは、都営自治会で対応できない物品や都営以外の避難世帯に対する支援について家具類の無償貸与等について、理事会が承認。
- 武蔵野市発行の「避難者サポートニュース」へアンケートを同封し、避難している方々のニーズ調査を実施。配布数は42通、返信15通（回収率35.7%）。内連絡先を記載していただいたのは5通で、個別に電話・訪問等による聞き取りを行い、対応している（外出付き添い、引越し手伝い、子どもの見守り、話し相手、物資ニーズ、住宅相談など）。
- 都営入居者に対するサロン（居場所の設置）の実施について、都営自治会と調整し、6月中旬に実施。

(2) 社会福祉法人武蔵野

① 人的支援〔平成23年8月31日までの支援を記載〕

名称	期間等	派遣人数	活動場所
東京合同災害本部 第4次派遣	4月8日（金）～ 13日（水）	2人	気仙沼市・南三陸町の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第13次派遣	5月12日（木）～ 18日（水）	2人	気仙沼市・南三陸町の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第17次派遣	6月1日（水）～ 7日（火）	2人	気仙沼市・南三陸町の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第21次派遣	6月21日（火）～ 27日（月）	2人	気仙沼市・南三陸町・平泉の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第29次派遣	7月31日（日）～ 8月6日（土）	1人	気仙沼市・石巻市の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第30次派遣	8月5日（金）～ 11日（木）	1人	気仙沼市・石巻市の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第32次派遣	8月14日（日）～ 21日（日）	2人	気仙沼市・石巻市の障害者支援機関などへの直接間接支援
東京合同災害本部 第34次派遣	8月25日（木）～ 31日（水）	2人	気仙沼市・石巻市の障害者支援機関などへの直接間接支援

② 物的支援〔平成23年5月2日までの支援を記載〕

期間等	内容
4月1日（金）	宮城県仙台市「社会福祉法人つどいの家」を物資拠点としその地域の障害者向け。清拭用大型ウエットシート、飲料水、食品、ガスコンロ本体、衣類、電池など約30段ボール
4月8日（金）	宮城県気仙沼市「社会福祉法人洗心会 夢の森」を物資拠点として気仙沼南三陸地域の障害者や関係者向けに届けた。清拭用大型ウエットシート、飲料水、食品、衣類など約57段ボール分。被災地の支援活動に使う車両を1台を貸し出し、活動終了後寄贈。
5月2日（月）	宮城県気仙沼市「社会福祉法人洗心会 夢の森」を物資拠点として気仙沼南三陸地域の障害者や関係者向けに、飲料水4,476リットル、米270キロ、カップめんなど440食、LEDライト200本、使い捨て防塵マスク等36,440枚、タオル、軍手、スプレー式消毒薬など4トントラック8台分

③ 市内被災避難者への支援

○被災高齢者一名を 特別養護老人ホーム ゆとりえ で受け入れ

(3) 武蔵野市消防団

- ① 見舞金贈呈・人的支援(武蔵野市消防団として人的支援を検討するため、現地視察を行い遠野市消防団と意見交換)

名称	期間等	派遣人数	活動場所
消防団先遣隊	5月2日（月）～3日（火）	6人	岩手県遠野市・大槌町・釜石市

(4) 武蔵野赤十字病院

- ① 人的支援(医療救護班(DMAT)/医師・看護師・薬剤師等を派遣)

名称	期間等	派遣人数	主な活動場所
第1班	3月11日（金）～14日（月）	7人	岩手県立大船渡病院
第2班	3月12日（土）～15日（火）	9人	宮城県岩沼市役所
第3班	3月14日（月）～17日（木）	8人	岩手県立大船渡病院
第4班	3月16日（水）～19日（土）	7人	石巻赤十字病院
第5班	3月19日（土）～22日（火）	8人	福島県あづま総合運動場
第6班	3月23日（水）～26日（土）	8人	石巻赤十字病院
第7班	3月29日（火）～4月3日（日）	9人	岩手県釜石市
第8班	4月7日（木）～11日（月）	8人	岩手県釜石市
第9班	4月13日（水）～17日（日）	8人	岩手県釜石市
第10班	4月19日（火）～23日（土）	8人	岩手県釜石市
第11班	4月25日（月）～29日（金）	8人	岩手県釜石市
第12班	5月4日（水）～8日（日）	7人	岩手県釜石市
第13班	5月13日（金）～17日（火）	8人	岩手県釜石市
第14班	5月22日（日）～26日（木）	8人	岩手県釜石市
第15班	6月9日（木）～13日（月）	6人	岩手県釜石市
第16班	6月30日（木）～7月4日（月）	4人	福島県南相馬市

※このほか各被災地に対して医療コーディネーター（医師・調整員）、石巻日赤支援（内科医師・産婦人科医師・看護師・薬剤師）、こころのケア要員（臨床心理士）の派遣を実施。

<武蔵野赤十字病院HPより引用>

(5) 武蔵野市医師会

① 人的支援（医師・看護師・薬剤師等を派遣）〔平成23年6月28日までの支援を記載〕

名称	期間等	派遣人数	活動場所
武蔵野市医師会 災害医療チーム	3月29日（火）～31日（木）	4人	宮城県石巻旧北上川東地区
武蔵野市医師会 災害医療チーム	3月31日（木）～4月6日（水）	4人	宮城県石巻旧北上川東地区
武蔵野市医師会 災害医療チーム	4月29日（金）～5月2日（月）	7人	宮城県石巻旧北上川東地区
武蔵野赤十字病院 救護班	5月13日（金）～17日（火）	1人	岩手県釜石地区
武蔵野市医師会 災害医療チーム	5月17日（火）～20日（金）	4人	宮城県石巻旧北上川東地区
武蔵野赤十字病院 救護班	5月22日（日）～26日（木）	1人	岩手県釜石地区
武蔵野市医師会 災害医療チーム	5月26日（木）～29日（日）	5人	宮城県石巻旧北上川東地区
武蔵野市医師会 災害医療チーム	6月25日（土）～28日（火）	3人	宮城県石巻南地区

(6) 都理容生活衛生同業組合多摩府中北支部武蔵野地区

① 人的支援（理容師を派遣）〔平成23年4月19日までの支援を記載〕

名称	期間等	派遣人数	活動場所
都環境衛生組合派遣	4月18日（月）～19日（火）	2人	岩手県大槌町など

3-3. 友好都市における支援

武蔵野市が友好交流を行っている国内9市町村のうち、岩手県遠野市は市庁舎が全壊し、建物は使用不能となり余震が続くなか、岩手県沿岸地域の後方支援の拠点として、最前線で災害対応を実施してきた。武蔵野市では、他の友好都市8市町村に呼びかけ、現地が必要としている物資を遠野市へ送付してきた。これらの支援は遠野市だけでなく岩手県沿岸部への支援にもつながっている。

●友好都市9市町村による遠野市への支援状況（平成23年3月11日発災から3月30日までの支援）

富山県 南砺市	3月17日遠野市到着（支援物資の輸送） 『灯油4,000ℓのタンクローリー、500mlペットボトル飲料水12,000本、米菓40ケース、紙おむつ6箱、軍手7,000組、ティッシュ、ブルーシート90枚、単1乾電池100個、携帯照明60個、毛布18枚、大人紙おむつ1箱、タオル2箱、衣類（運行途中の給油状況が切迫しているため、ドラム缶燃油も搭載）』
長野県 安曇野市	3月15日遠野市到着（支援物資の輸送）『3,000ℓの灯油タンクローリー』 3月15日到着（武蔵野市との共同支援物資輸送 第1便） 『2ℓ飲料水ペットボトル4,224本、日用品（生理用品54個、粉ミルク400缶）』 3月19日到着（武蔵野市との共同支援物資輸送 第2便）『1ℓ水720本、缶ジュース30缶200ケース、紅茶0.5ℓ4800本、緑茶0.5ℓ2400本、下着類各種5,720枚、米95俵、味噌、紙おむつ42パック、生理用品13パック、粉ミルク14缶、野菜等』
長野県 川上村	3月21日遠野市到着 『2ℓ水ペットボトル6,000本、饅頭3,000個、肌かけ布団27枚』
千葉県 南房総市	3月17日遠野市到着『2ℓ飲料水ペットボトル1,800本、粉ミルク(850g)100缶、花300本、アクエリアス500ml192本』
新潟県 長岡市 小国支所	3月16日遠野市到着『米900kg、500ml水1,800本』 3月17日遠野市到着『粉ミルク、紙おむつ』 ※長岡市は3月16日より、14,000人の避難者を受入れ開始（食事提供あり）
広島県 大崎上島町	安曇野市を通じて10万円で飲料水等の購入、輸送依頼
山形県 酒田市	被災地からの避難者の受入れ開始（3月29日電話連絡あり） ※当初酒田共同火力被災もあり支援できず
鳥取県 岩美町	3月16日遠野市到着『2ℓ飲料水4,320本』
東京都 武蔵野市	3月15日遠野市到着『23ℓコック付水缶600個』 以降の武蔵野市支援内容はP63「(2) 物的支援」を参照

※武蔵野市交流事業課が把握しているものに限る

平成23年7月6日（水）・7日（木）に安曇野市にて、武蔵野市及び友好都市の首長が集結し「武蔵野市交流市町村協議会」が開催された。東日本大震災で、岩手県遠野市が重要な役割を担った岩手県沿岸の被災地の後方支援活動に対し、各友好都市が、いち早く物的・人的支援活動、義援金活動等を行い、国や県の支援とは別に、現地のニーズに応じた素早い支援を実現したことから、こうした支援の形を今後も活かすために、災害時の相互支援を明文化した「安曇野市サミット宣言」を採択した。

※ 宣言文は次ページのとおり。

武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について (安曇野市サミット宣言)

(主旨)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震による大津波などにより、2万3,000人を超える死者、行方不明者をもたらし、今なお8万人を超える人々が避難生活を送っている。

今回の震災で、武蔵野市交流市町村協議会（以下、「協議会」という。）の会員自治体の地域内では直接の犠牲者は出なかったが、岩手県遠野市は岩手県沿岸の被災地の後方支援という極めて重要な役割を担い、被災地の支援に大きく貢献している。

協議会会員の自治体は、遠野市の後方支援活動に対し、いち早く物的・人的支援活動、義捐金活動などを行い、国や県の支援とは別に、現地のニーズに応じた素早い支援を実現した。

こうした支援の形を今後も続く東日本大震災の支援・復興や、将来別の地域でも起こりうる災害に活かすため、ここに協議会を構成する10の自治体が、災害時における相互支援の仕組みを確認し、長年の友好交流が創り出した絆を大きな力として、相互に助け合い、支えあうことをここに宣言する。

(災害時相互支援の骨子)

- 1 災害時相互支援は、協議会会員10市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で自主的に行う。
- 2 災害時相互支援は、会員自治体が被災した場合に限らず、他の被災した自治体を会員自治体が後方支援する場合も含むものとする。
- 3 災害時相互支援の種類は物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援とするが、事情によりこれらを直接行うことができない場合は、他の会員自治体を通じて間接的に行うものとする。

平成23年7月6日

武蔵野市交流市町村協議会

富山県 南砺市	長野県 安曇野市	長野県 川上村
千葉県 南房総市	岩手県 遠野市	新潟県 長岡市
広島県 大崎上島町	山形県 酒田市	鳥取県 岩美町
東京都 武蔵野市		

3-4. 災害派遣等従事車両証明書の発行

被災地の支援等を目的に、平成23年3月24日から災害派遣等従事車両証明書の発行を開始した。高速道路等の有料道路を無料で通行できることにより、被災地への支援活動の促進が図られた。対象者、対象地域、本市発行実績は以下のとおり。

〔対象車両〕

- (1) 被災者の避難所または被災した区市町村の災害対策本部（物資収積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両
- (2) 被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) その他、被災地支援等に必要な車両

〔対象地域〕

岩手県、宮城県、福島県（へ支援を行う場合）
 ※4月21日より茨城県が追加される。

〔武蔵野市の発行実績〕

(延べ数)

(平成23年12月31日現在)

	発行団体数	主な発行先
民間団体	134団体	民間ボランティア、職員ボランティア等
公的団体	31団体	市職員（被災地支援派遣）、トラック協会、市民社会福祉協議会、医師会、薬剤師会、JMAT等

4 避難者の市内受入れと支援

4-1. 避難施設の開設

3月17日（木）に都知事より依頼を受け、3月23日（水）から東北地方太平洋沖地震により被害を受けた避難者の方の受入れ施設を開設した。

施設名称	武蔵野総合体育館	
施設の種類	体育館	
所在地	吉祥寺北町5-11-20	
受入可能人数	20人程度	
受入期間	3月23日（水）～4月28日（木）	
受入環境	トイレ	有り
	風呂	シャワー有り
	食事	無し
	バリアフリー	有り
受入実績	0人	

4-2. 避難者支援

（1）避難者登録制度の創設

東日本大震災により被災地から武蔵野市内へも多くの避難者が避難されてきたが、都営住宅への入居により把握できる場合もあるものの、転入手続きを行わないまま、ご自身で居所を確保されて避難されている場合や親族宅等に身を寄せておられる場合など、市で把握できないケースもあった。

そのため、市内に居住する避難者の把握を行い、避難者に対する適切な情報提供や支援をうことを目的に、「武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例（平成7年3月武蔵野市条例第12号）」第3条第5号の規定に基づき、「武蔵野市における東日本大震災に伴う避難者の登録に関する規則（平成23年4月武蔵野市規則第24号）」を平成23年4月8日に施行し、「武蔵野市東日本大震災避難者登録制度」を創設した。避難者登録をされた方には、「わたしの便利帳」「生活用品セット」「市指定家庭用有料ごみ袋」等を提供している。

さらに、4月25日からは総務省からの通知に基づき「全国避難者情報システム」による協力が開始された。

※ 全国避難者情報システム

避難先等に関する情報について、避難元の県や市町村へ情報提供等を行い、見舞金等の各種給付の連絡や国民健康保険証の再発行、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知等に利用されるシステム。

●【避難者登録状況】

（平成23年12月31日現在）

○登録人数 142人（47人）

○登録世帯 69世帯（22世帯）

（ ）内は本市に住民登録及び外国人登録のある人数・世帯

●【避難者登録世帯数の推移】

	新規登録	登録廃止	増減	登録数（月末）
4月8日～4月30日	42世帯	1世帯	+41	41世帯
5月1日～5月31日	13世帯	3世帯	+10	51世帯
6月1日～6月30日	10世帯	2世帯	+8	59世帯
7月1日～7月31日	6世帯	2世帯	+4	63世帯
8月1日～8月31日	4世帯	1世帯	+3	66世帯
9月1日～9月30日	1世帯	3世帯	-2	64世帯
10月1日～10月31日	3世帯	3世帯	0	64世帯
11月1日～11月30日	4世帯	1世帯	+3	67世帯
12月1日～12月31日	2世帯	0世帯	+2	69世帯

(2) 庁達「東日本大震災の被災者への支援について」と避難者支援窓口の開設

「武蔵野市東日本大震災避難者登録制度」により登録した避難者に対し、その生活の困難性に着目した支援を行うことを目的として、「武蔵野市東日本大震災避難者台帳記載済票を持参する者に対するサービスの提供にあつては、極力本市民に対して提供するサービスと同様に取り扱うよう努めること」などを明記した市長名による庁達「東日本大震災の被災者への支援について」を平成23年4月8日に発した。これにより、住民登録がなくても、可能な限り武蔵野市民に対して提供するサービスと同様の取り扱いでサービスを提供することが可能となった。

また、同日、武蔵野市で生活するうえでの様々な疑問や困りごとに対応するため、「東日本大震災避難者支援窓口」を市役所生活福祉課に開設した。

(3) 「むさしの避難者サポートニュース」の発行

避難生活を支援するための情報を提供するため、「東日本大震災避難者登録制度」により登録した避難者に対し、「むさしの避難者サポートニュース」を送付している。

●【サポートニュースの発行実績】

- 4月25日 Vol. 1
- 5月10日 Vol. 2
- 5月27日 Vol. 3
- 6月10日 Vol. 4
- 6月29日 Vol. 5
- 7月15日 Vol. 6
- 8月10日 Vol. 7
- 8月26日 Vol. 8
- 9月12日 Vol. 9
- 9月29日 Vol. 10
- 10月11日 Vol. 11
- 10月21日 Vol. 12
- 11月11日 Vol. 13
- 12月9日 Vol. 14
- 12月22日 Vol. 15

東日本大震災により武蔵野市に避難されている皆様への情報提供ツール 平成23年4月25日号 (Vol. 1) 武蔵野市災害対策本部

むさしの 避難者サポートニュース

3月11日に発生した東日本大震災により、犠牲になられた方々の哀悼の意を表すとともに、被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
武蔵野市は、掃あって市内に避難された方々を、可能な限りサポートさせていただきます。そのため、市内に避難されている方のお申し出を受付する「武蔵野市東日本大震災避難者登録制度」を開始するとともに、武蔵野市で生活するうえでの様々な疑問やお困りごとに対応するため、「東日本大震災避難者支援窓口」を開設しています。このたび、「避難者登録制度」にご登録されている皆様に、武蔵野市での避難生活を快適にお送りいただくための情報提供紙として「むさしの避難者サポートニュース」を発行することとしました。ぜひ、ご利用ください。

国の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」において、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、このたびの福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難を余儀なくされておられる方々に対して、避難による被害への充当を前提に、東京電力からの当面の必要な資金を「仮払補償金」として支払われることになりました。詳しくは下記コールセンターにお問い合わせください。
●東京電力福島原子力補償相談センター
0120-926-404

武蔵野市では避難者の方に「自転車の貸し出し制度」を始めました！

- 貸出台数 1世帯につき1台まで
- 貸出期間 平成23年9月30日まで
- 申込方法 「武蔵野市東日本大震災避難者台帳記載済票（登録の際にお渡ししたピンク色の用紙）」を持参して、市役所4階の交通対策課までお越しください。
- 問い合わせ 武蔵野市交通対策課 0422-60-1860

総合案内
東日本大震災避難者支援相談窓口
生活福祉課 60-1242
武蔵野市災害対策本部
安全対策課 60-1916

(4) 避難者へのニーズ調査結果

＜市民社会福祉協議会（ボランティアセンター武蔵野）実施調査＞

(サポートニュースへの同封により、平成23年5月10日調査実施)

	1. 現在の避難先	2. 今、一番困っていること	3. 手伝いが必要なこと	4. 連絡の希望	ボランティアセンター武蔵野での対応
1	都営住宅 (緑町)	失職による生活資金不足。東京電力による放射線による為帰宅困難でいつ帰れるか不安。復興にはいつたどりつくか不安。		連絡は不要	
2	都営住宅 (緑町)	この自然に恵まれた環境の良い武蔵野の地に仮住まいさせていただき大変感謝しております。ありがとうございます。今もっとも不安なのは私の故郷である川内村にいつ帰れるのか、本当に帰れるのか、何せ放射能の事なので非常に心配です。市役所・高齢者センターの職員の方も大変相談にのってくれるので心強いです。特に困っていることはありません。	現役で働いていた頃、新宿の本社に通勤しておりましたので、特にありません。毎日楽しみながら生活しております。	連絡は不要	
3	都営住宅 (緑町)	すでに職員の方の訪問を受け、アドバイスに従って市から自転車の貸し出しを受けました。ありがとうございました。他には今のところありません。	なし	連絡は不要	
4	都営住宅 (緑町)	東京電力第1原子力発電所の事故がいつ収束するのか、いつ自宅に帰れるのか分からないのが不安です。2か月の避難生活で体調が良くないのに困ります。(医師の診療は続けています)	今のところ必要はありませんが、もし必要になりましたらお願いします。	連絡は不要	在宅介護支援センターからの連絡で、補聴器の調整の為の外出付き添いに職員が同行した。今後も何かあれば連絡をいただきたい旨を伝える。
5	都営住宅 (緑町)	お金の不安。祖父が入居しているのでお金がかかってしまい結構大変です。(原発から30km圏外なので)	今のところ大丈夫です。	連絡は不要	
6	武蔵野市内の親族・知人宅	子どもが学校に慣れていってくれるか。		連絡は不要	
7	武蔵野市内の親族・知人宅	・自宅へいつ帰ることが出来るのか。 ・自宅・農地(耕作地)等が放射性物質による汚染値を正直に教えて欲しい。 ・自宅に残してきた鶏などがどうなっているか心配。 ・福島富岡町の情報が全く分からない。地元からの情報がない。		連絡は不要	
8	都営住宅 (緑町)	子どもの教育を考えると、継続的に今の避難先で生活していくことも考えたい。6ヶ月が1年、2年と長期滞在を望んでおります。	なし	連絡は不要	
9	武蔵野市内の民間賃貸住宅	・一人暮らしをして、またあの大きな地震がきたらと思っただけで夜布団に入ると体中が揺れてなかなか寝付けないことがある。 ・生活する為の用意は大体兄の子どもが揃えてくれたのですが、洗濯機がなくて手で洗っています。昔を思えば平気ですが、もしあつたら。	・ここに来る前は二本松に避難していました。その時は何も出来なかったが、こちらに来て環境の良い所、散歩する所があるので、健康になり自分のことは出来るようになりました。 ・避難所では色々物資が運ばれてますが、私たちがみたいに個人避難者には何もないのでしょか。	連絡して欲しい	5/17職員が訪問。これまでや現在の状況を伺う。立川の都営入居が決定したが、引越しの手伝いが必要とのこと。5/28ボランティアによる引越手伝い。ほか物品提供(電子ジャー)。

	1. 現在の避難先	2. 今、一番困っていること	3. 手伝いが必要なこと	4. 連絡の希望	ボランティアセンター武蔵野での対応
10	武蔵野市内の親族・知人宅	認知症の両親との避難でしたが、武蔵野赤十字在宅介護支援センターの親切な素早い対応でデイサービスが受けられるようになりました。誠にありがとうございました。	今のところは大丈夫です。	連絡は不要	
11	武蔵野市内の親族・知人宅	保育園などに子どもを預けたかったが、市立はいっぱいでムリで、金額の高い所しかあいていず困った。	両親宅に来たので、両親に手伝ってもらい大丈夫でした。	連絡は不要	
12	武蔵野市内の親族・知人宅	環境の変化と孤立感、健康状態など迷惑をかけたくない。家の事(今まで住んでいた)一人暮らしでしたので、着のみのままの状態でした。	お話(おしゃべり)を聞いて下さる方が今は必要と思います。	連絡して欲しい	6/2職員とボランティアが訪問。6月中旬に仙台に帰って家の状態を見てくるとのこと。その後はがきが届き、仙台に戻ったままとのこと。
13	武蔵野市内の親族・知人宅	やはり子どもが小さいのでお金かな。自分の服もないです。		連絡は不要	
14	都営住宅(緑町)	買い物の場所。100円ショップなど。ボランティアの方に教えてもらいました。	・買い物の時子どもを見て欲しい。・話し相手が必要。・一緒に子どもと遊ぶ場所へ行って欲しい。	連絡して欲しい	6/1職員とボランティアが訪問。今後、子どもの見守りを行うことになった。(11月現在も長女の幼稚園送迎を継続中) 8月下旬に第3子を出産。
15	都営住宅(緑町)	<仕事のこと>私自身が休職中のため、今後の生活を考えると経済的不安が大きく…働きたいと思い求人広告等を見ても募集条件の年齢が厳しく応募にこの足を踏んでいる状態です。(年老いた親2人は、当市役所のお世話になり、ようやく落ち着く事が出来感謝しております。)			葬儀・遺体運搬についての相談のTELあり。親は末期状態にあるが、親族との関係上、地元で火葬したいとのこと。その際の法令上の課題や費用などについて。在支にも確認の上、葬儀社へ相談。その内容を本人へ伝えた。9月に本人より、紹介した葬儀社により対応頂いたとの連絡あり。
16	都営住宅(緑町)	買い物行く時の自転車があると助かります。8/13に福島県浪江町から来ましたが、避難されている方々の事がわからずにいます。この住宅にもいる様ですが、みなさんと集まって話す機会があれば参加してみたいと思います。	特に今は思いつきません。		8/18TEL。娘が自転車です10分程度の所に住んでいる。自転車は残数を確認後、市の制度を紹介。家具貸与の件も伝えたが、片付いてから検討するとのこと。

5 国・東京都の検討動向

5-1. 国（内閣府）の動向

平成23年9月28日に、中央防災会議（事務局：内閣府）において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告が公表された。

また、これを踏まえ下記のポイントを中心に平成23年12月27日に「防災基本計画」が修正された。

【修正のポイント】

- (1) 「津波災害対策編」の新設
- (2) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ③津波に強いまちづくり
 - ④国民への防災知識の普及
 - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
 - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
 - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策
- (3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

5-2. 東京都の動向

東京都は平成23年11月に、下記の二つの方向性を主軸に掲げた「東京都防災対応指針」を策定した。

- (1) 多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、主体間の連携を強化する
- (2) あらゆる事態に備え、個別施策の徹底強化と施策の複線化・多重化を促進する
(バックアップの確保)

5-3. 今後のスケジュール

平成23年3月	【市】「武蔵野市防災対応指針」策定
平成24年春頃	【都】「被害想定」見直し
平成24年秋頃	【都】「東京都地域防災計画」修正策定
平成25年2月頃	【市】「武蔵野市地域防災計画」修正策定
平成24年度予定	【国】「東海・東南海・南海地震の被害想定」見直し

第3章 武蔵野市における防災対策上の 課題の整理

第3章 武蔵野市における防災対策上の課題の整理

1 課題整理の考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、国は中央防災会議に専門調査会を設置し、12月に防災基本計画を修正した。また、東京都は11月に「東京都防災対応指針」を策定し、東京都地域防災計画の修正について、概要と時期を明らかにした。

このような中で、武蔵野市は国や東京都の動向を注視しつつ、東日本大震災への対応を検証するとともに、市独自の課題と方向性を「武蔵野市防災対応指針」として整理し、24年度の地域防災計画の策定に反映させていく予定である。

そこで、全庁的に「防災対応指針の策定」及び「地域防災計画の見直し」を推進するため、11月14日に井上副市長を議長とし、会田副市長を副議長とする武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議を設置した。

整理・検討の対象となる課題については、震災前からの防災対策上の課題すべてにわたって取り上げるものではなく、あくまでも今回の震災により、新たな課題として明らかになったもの、あるいは従前から課題ではあったがその内容に変更・見直しを要することとなるものなどで、発生した事象のうち象徴的に浮び上がったものを課題とし、次の区分により整理を行うこととした。

1-1. 今回の震災を教訓に課題として整理するもの

- (1) 的確な情報伝達手段の確保
- (2) 初動態勢の強化
- (3) 対策本部機能の充実
- (4) 帰宅困難者対策の充実
- (5) 災害時要援護者対策事業の見直し・拡充
- (6) 福祉避難所機能の充実
- (7) 災害時医療救護体制の充実
- (8) 災害に強い都市基盤の整備
- (9) ライフラインの災害対策
- (10) 地域防災力の向上による避難者対策の充実
- (11) 避難者の多様なニーズに対応した支援
- (12) 原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する対策の推進

1-2. 国や東京都の検討結果等を踏まえて今後課題として整理するもの

「地震の規模や被害の想定の見直し等に関すること」については、統一的な枠組みの中での連携や広域的視点からの取組みが不可欠であることから、現時点において市単独で取り組むのは難しく、今後の国や東京都の検討結果を踏まえたうえで、市の課題として整理し具体的な検討を行うこととする。よって今回は、課題整理を行わないものとする。

2 課題整理の方法

地域防災計画策定庁内推進会議に、図1（次ページ）のように5つの部会別ワーキングチームを設置し、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会や災害時要援護者対策検討庁内推進会議など震災前から設置して個別の検討を行っていた課題や検討結果等を踏まえ、「防災対応指針」の策定を進めることとした。

課題整理の具体的な手法は、前ページに記載した（1）から（12）のそれぞれの課題について、まず①〔東日本大震災での事象・対応〕を整理し、それに伴う②〔課題・分析・評価〕の検討を行い、③〔今後の対応の方向性〕を明確化するという手法で84ページ以降にまとめた。

なお、〔今後の対応の方向性〕のうち、大地震の切迫性を考慮し、地域防災計画の見直しを待たず緊急に取り組むべき事項については文末に【緊急】と記載し、国や東京都の動向を踏まえ地域防災計画見直しの中で検討すべき課題の事項については文末に【計画】と記載している。

3 「防災に関する市民意識調査」による市民意見の反映

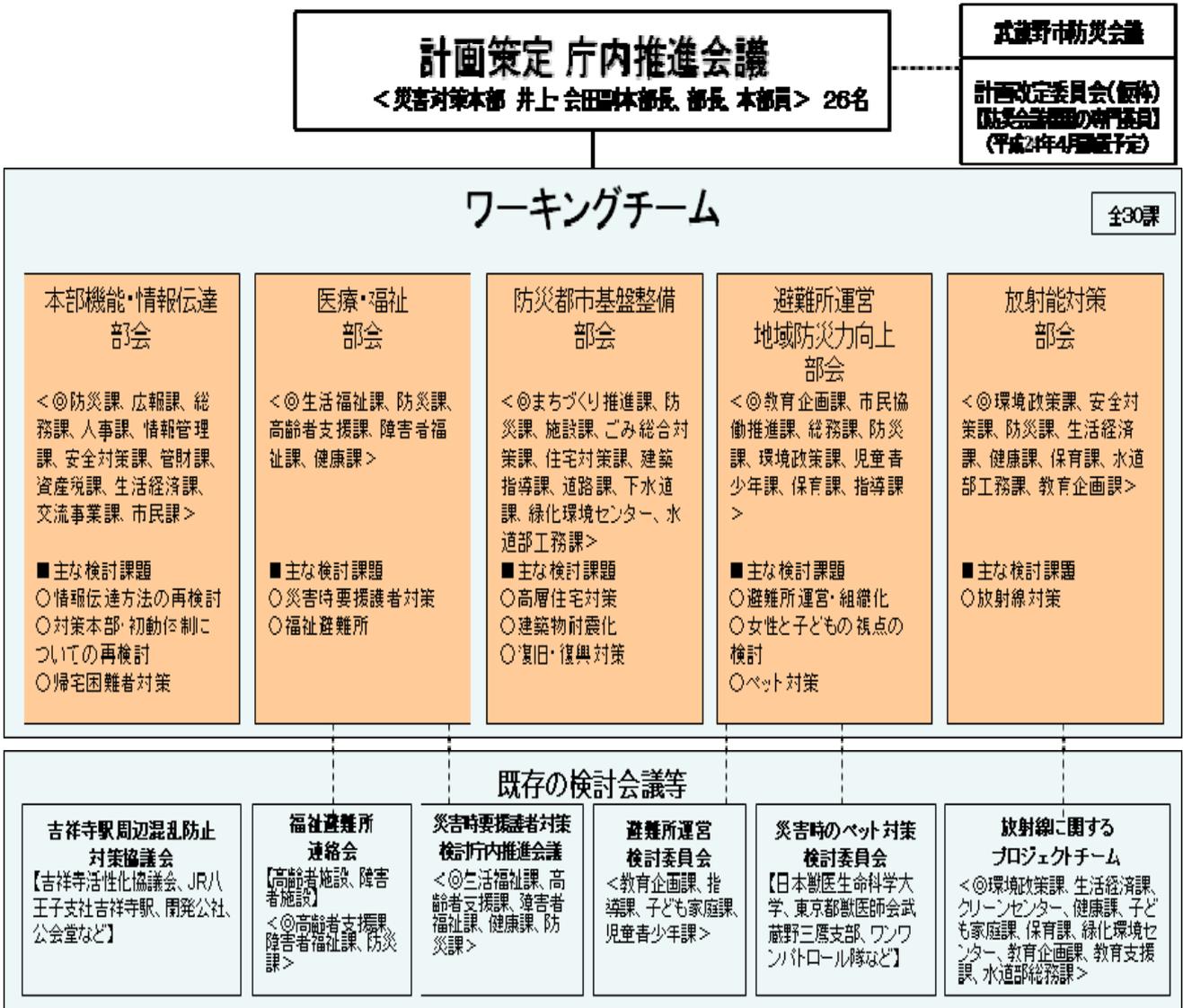
防災対応指針の策定及び地域防災計画の見直しを進めるにあたり、市民の東日本大震災での経験や課題、防災に対する意識や要望を把握するため、次のとおり「防災に関する市民意識調査」を実施した。

〔武蔵野市 防災に関する市民意識調査〕

- 調査期間 平成23年12月1日～平成23年12月16日
- 調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した満20歳以上の男女 2,000人
- 調査方法 郵送調査法
- 有効回収 1,007件（有効回収率 50.4%）

<調査の結果概要（速報）は資料編を参照>

図1 地域防災計画見直し推進体制



4 武蔵野市における課題の整理

【課題1 的確な情報伝達手段の確保】

主な情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ（以下「市HP」という。）、防災安全センターWEB（以下「防災WEB」という。）、広報車、衛星携帯電話、特設公衆電話などの整備を図ってきた。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 災害発生時の固定電話・携帯電話の通信規制等により、情報伝達手段が一部途絶したため、防災機関等との連絡には防災用MCA無線・衛星携帯電話等を活用し、市民向けには防災行政無線・市HP等を活用した。3月16日からはツイッターの配信を開始して、あらゆる情報手段を用い情報伝達を行った。また、停電情報の広報紙を全戸配布した。むさしのFM、武蔵野三鷹CATVは協定に基づき災害情報を提供した。市内掲示板に「むさしのFM」のお知らせを掲示した。
- ② 計画停電の情報等は防災行政無線を中心に、市民への広報を行い、「音がよく聞こえない」などの意見が多く寄せられた。
- ③ 7月1日より市民配信メール「防災・安全メール」を配信開始した。10月1日よりむさしのFMサイマル放送を開始した。
- ④ 防災WEBへのアクセスが約114万件集中し、一時的にアクセス困難となった。市HPは迅速に更新ができなかったため、更新できるようシステムを改変した。
- ⑤ 一般固定電話が使えない中、友好都市や被災地支援隊との連絡に衛星携帯電話を使用した。公衆電話については規制がかからず発災直後から多くの方が利用していた。
- ⑥ 発災直後に防災用MCA無線による通信がつながりにくい状態が発生した。

〔課題・分析・評価〕

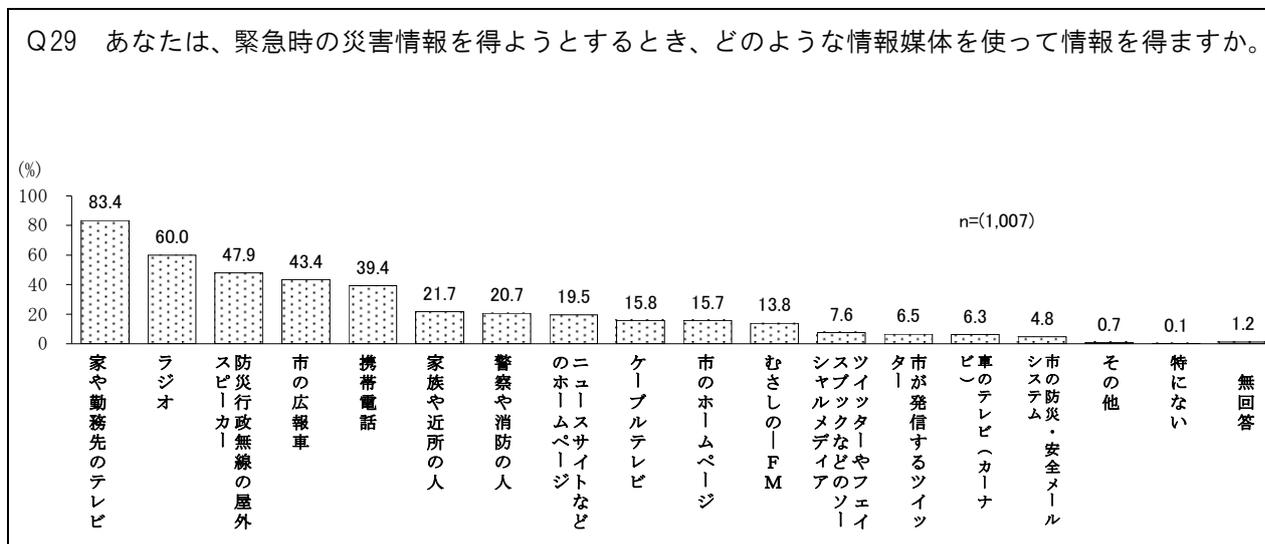
- ① デジタルとアナログの両面から重層的な情報伝達手段を整備する必要がある。インターネット等は高齢者には利用しにくい面があり、緊急情報の提供としては「むさしのFM」が有効であったほか、掲示板などの有効性が再確認された。SNS（ツイッターなど）は、情報のすり替わりや、なりすましの危険性を内在しているが、即時的な情報の発信、市HPとの相互リンク等による「補完的メディア」としては有効である。また、自転車等による情報収集・伝達を検討する。
- ② 難聴地域への増設など、防災行政無線網の強化が課題である。屋外向け機器なので、屋内向け補完手段を検討する必要がある。
- ③ 防災・安全メールは、登録者数が1,976人であり（1月31日）、登録者数の増加が望まれる。むさしのFMサイマル放送の市民周知やエリアメールの整備検討が必要である。
- ④ 市HPのリニューアルにより、緊急情報を特化して表示するとともに即時更新が可能なシステムとした。災害時における市HPと防災WEBの役割分担を検討する必要がある。
- ⑤ 衛星携帯電話は音声聞き取りづらい面もあるが、災害時での「通信の確実性」が立証された。公衆電話の必要性が再認識された。
- ⑥ 輻輳（利用回線制限）と各施設の無線担当者の操作不慣れが主な原因と思われる。実践的な無線通信訓練の必要性が明確となった。

〔今後の対応の方向性〕

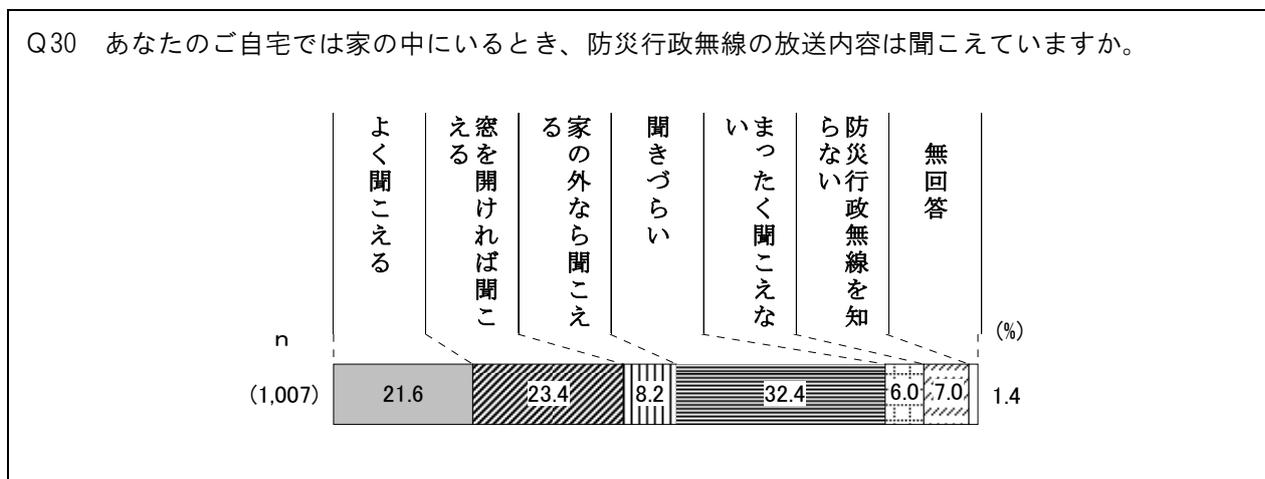
- 1 防災行政無線・防災用MCA無線・衛星携帯電話・市HP・防災WEB・防災安全メール・広報車・ツイッター等の災害時に利用可能な情報伝達手段を多角複合的に活用するとともに、公共施設の掲示板を活用したアナログ的な情報提供手法を検討する。【計画】
- 2 防災行政無線難聴地域の解消へ向け、防災行政無線の屋外スピーカーを増設する。また、屋内で受信することができる補完代替手段を検討する。【緊急】
- 3 防災・安全メールやむさしのFMサイマル放送について市民周知を強化する。また、通信の確実性が高いエリアメール（携帯向け地域限定配信メール）の整備を検討する。【緊急】
- 4 インターネットを活用した情報伝達機能を整理・強化するため、市HPと防災WEBの役割分担やアクセス集中対策を検討する。【計画】
- 5 衛星携帯電話を活用した友好都市や防災関係機関等との連絡体制構築を検討する。駅周辺等への臨時公衆電話の設置について、NTT（日本電信電話株式会社）と協議検討する。【計画】
- 6 災害時を想定した実践的な情報伝達・通信訓練を実施する。【緊急】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

緊急時に災害情報を得るための情報媒体



防災行政無線の聞き取り状況



【課題2 初動態勢の強化】

武蔵野市は、震度5弱の地震を観測し、市制施行以来初めてとなる災害対策本部を設置した。発災直後には第1回災害対策本部会議を実施し、市内の被害状況や市民の安全確認の情報収集が行われた。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 市内震度は5弱であったが、発災時刻が平日の昼間であったため、初動要員が出動する緊急初動態勢は発令されていない。一部の防災推進員や地域社協の方が学校に参集したが、避難所が開設されなかった。
- ② 災害対策本部では、帰宅困難者対策、計画停電対策、放射性物質汚染対策、被災地支援、避難者受入れ等、様々な事態への意思決定を行い、震災対応を実施した。
- ③ 災害時要援護者の安否確認は一部の地域で行われ、要援護者からの感謝の声も多く、開始合図の課題なども考慮して基準震度の変更を検討した。
- ④ 防災行政無線、防災用MCA無線、ホームページ、広報車、コールセンター、ツイッターなどの情報伝達を担当する職員が必要となった。
- ⑤ 現行の基準震度は、初動要員の出動の発令が夜間休日5弱以上、休日夜間等の全職員参集の発令6弱以上、防災行政無線の自動放送5強以上、災害時要援護者安否確認開始6弱以上となっている。

〔課題・分析・評価〕

- ① 非常配備態勢では、一時集合場所・避難所へ出動するのは避難者対策部（教育部と子ども家庭部）となっているが、初動要員を除く職員は資機材の使用方法を熟知しておらず、地域との関係も不十分であるため、初動期の対応としては合理的ではない。
- ② 発災当日、帰宅できる職員は帰宅させたため、夜間の活動となった帰宅困難者用一時滞在施設の開設や物資配布等について、少ない職員で対応せざるをえなかった。また、帰路についた職員自体も帰宅困難者となった者もいた。
- ③ 要援護者安否確認開始の基準震度を震度5弱へ変更することを検討する。これに伴い、発災直後に安否確認の集約を行う職員が必要となる。
- ④ 今後、災害時の情報伝達手段（方法）を多角複合的に整備することに伴い、発災直後に様々な情報を収集・発信する職員が必要となる。
- ⑤ 現行の市の災害活動に係る基準震度が各種異なり理解しにくい。災害時は迅速に判断し行動する必要があるため、原則5弱に統一する形で見直しを行う必要がある。

〔今後の対応の方向性〕

- | | |
|---|--|
| 1 | 初動要員の緊急初動態勢については、従来は休日夜間に限定していたが、平日も出動対象とする。初動要員の研修・訓練・装備品を充実する。【緊急】また、地域防災計画見直し後、「災害応急対策職員ハンドブック（平成12年版）」を改訂する。【計画】 |
| 2 | 非常配備態勢に帰宅困難者対策班を新設する。また、震災時の職員の帰宅に関し、職場待機を原則としたルールを確立する。【緊急】 |
| 3 | 初動要員に「帰宅困難者対策担当」、「災害時要援護者安否確認担当」、「情報提供担当」を増員配置し、緊急初動態勢を充実させる。【緊急】 |
| 4 | 初動要員に「帰宅困難者対策担当」、「災害時要援護者安否確認担当」、「情報提供担当」を増員配置し、緊急初動態勢を充実させる。【緊急】 |
| 5 | 基準震度の見直しを行う。 ※次ページ「表1」のとおり（①「災害対策本部設置【原則5弱】」②「初動要員の出動【5弱】」③「休日夜間等の全職員参集【5弱予定】」など）【緊急】 |

【課題3 対策本部機能の充実】

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 本市は一部損壊等による被災証明書を19件発行した。被災地宮城県では320,557件の証明書を発行した（8月1日現在）。また、岩手県では、東日本大震災後に証明書発行システムを導入し対応した。
- ② 計画停電への問い合わせなどに対応するため、市役所内防災情報室に「特設電話センター」を設置した。
- ③ 震災後（5月30日～）市役所各課に震災に伴う業務対応状況等の調査を実施した。
- ④ 被災地では、災害対策に従事できる職員が少ないため、避難所の運営や災害対応活動を市町村職員OBが担っていた。災害時の業務に多数の職員が必要であることがあらためて確認された。
- ⑤ 災害協定を締結している武蔵野建設業協会の協力を得て、倒壊したブロック塀等の撤去作業を行った。また、災害協定に基づき被災地への様々な物的支援を実施した。

〔課題・分析・評価〕

- ① 大規模災害の被災後は、被害調査対象家屋が膨大であること、専門的判断が必要となる事例が多数上ること等により、証明書の発行が遅れることがある。被災者の生活再建支援の基本となる業務であるため重要課題である。
- ② 「特設電話センター」に東京電力社員が常駐し市職員とともに電話対応を行い、市民からの問い合わせに対して、効果的であった。
- ③ 業務対応状況調査結果において、「職員の役割の明確化が必要」「行動マニュアル・チェックリスト・具体的な基準等の整備が必要」などの意見が多く寄せられた。
- ④ 市職員OBは市業務について経験・知識・技術を有し、災害時の臨機応変な業務に対応できる。また、嘱託職員についても市内在住者が多いため、災害時の役割・対応を検討する必要がある。
- ⑤ 建設業協会・管工事業協同組合などの災害協定を締結している関係団体との確実な通信が重要である。特に各団体の指令を発する部署との通信を確保する必要がある。

〔今後の対応の方向性〕

- 1 被害調査や被災証明書発行に係る業務を効率化するため、東京都が開発を進めている「被災証明書発行システム」の導入を検討する。【計画】
- 2 市民対応を強化するため、災害時特設コールセンターの設置を検討する。【計画】
- 3 業務継続計画（BCP）震災編を適宜更新する。【緊急】
- 4 市内・近隣在住の市職員OBを活用するための人材登録制度を検討する。また、嘱託職員の災害時の役割・対応を検討する。【計画】
- 5 災害協力協定を締結している関係団体と連絡会議を設立するとともに、災害時の連絡手段を確保するなど連携を強化する。【緊急】

「表1」 基準震度の見直し

見直し項目	現行	新
災害対策本部設置の発令	市長が必要と認めた場合（休日夜間等は6弱以上）	市長が必要と認めた場合（原則5弱以上）
初動要員の出勤（緊急初動態勢）の発令	休日夜間等5弱以上	5弱以上
休日夜間等の全職員参集（特別非常配備態勢）の発令	6弱以上	5弱以上（予定）
防災行政無線の自動放送	5強以上	5弱以上
災害時要援護者の安否確認の開始	6弱以上	5弱以上

【課題4 帰宅困難者対策の充実】

平成21年5月28日に、吉祥寺活性化協議会、JR吉祥寺駅、京王電鉄吉祥寺駅、武蔵野警察署、武蔵野市等で構成する「吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、帰宅困難者対策の検討を図ってきた。

発災当日には、吉祥寺駅は約2000人、三鷹駅北口は約300人、武蔵境駅は約500人の帰宅困難者が一時的に発生したため、一時滞在施設を8か所開設し、毛布、水、クラッカーを提供した。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 市内3駅にて、駅前滞留者・帰宅困難者が多数発生したため、災害対策本部では、公共施設に帰宅困難者の一時滞在施設を8か所開設。最大時で779名の帰宅困難者を受け入れた。
- ② 一時滞在施設にて、備蓄品（毛布、水、クラッカー）の提供を行った。備蓄品は、避難所の防災倉庫より市民用のものを供出した。
- ③ 帰宅困難者対応に関する関係機関（公共交通機関、吉祥寺活性化協議会等）との情報連絡が十分にとれなかった。なお、防災用MCA無線等を使い、電車復旧情報について、随時JRと通信を行った。
- ④ 一時滞在施設の開設等の情報は、関係機関（警察署等）への連絡は行ったが、帰宅困難者へ情報提供は不十分であった。
- ⑤ 吉祥寺駅地区においては、従前より協議会を設立し、対策を講じていたが、具体策の検討段階であったため、ほとんど機能しなかった。

〔課題・分析・評価〕

- ① 民間企業等に対し帰宅困難者対策の協力を依頼し、一時滞在施設の拡大を図る必要がある。
- ② 市では帰宅困難者用の備蓄品等は準備していないため、備蓄品・啓発品（帰宅困難者マップ、誘導旗等）の整備や駅周辺の防災備蓄倉庫の整備を検討する必要がある。
- ③ 複合的に、情報連絡体制を確立する必要性が、明らかとなった。防災用MCA無線、衛星携帯電話等の整備、ソフト面では、機器の習熟、連絡体制等の整備が求められる。
- ④ 帰宅困難者への情報提供（電車の運行、一時滞在施設等）は、迅速かつ正確に行う必要がある。市外にいる市民へ防災・安全メール、むさしのFM サイマル放送、ツイッター等により情報提供する必要がある。
- ⑤ 協議会の継続的運営を行っていく必要が認識された。実践的な「吉祥寺ルール」を協議会で作成し、訓練を重ねる必要がある。吉祥寺駅をモデルケースに、三鷹駅、武蔵境駅へ対策を講じていく必要がある。

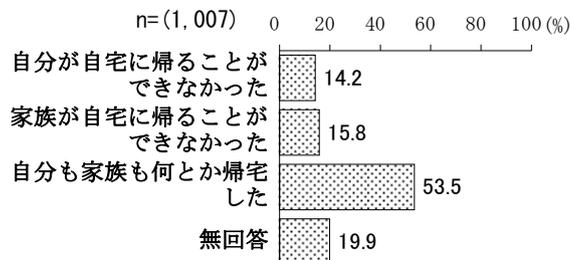
〔今後の対応の方向性〕

- | | |
|---|--|
| 1 | 滞留者・帰宅困難者への対応は、まちぐるみ・社会全体で行っていくため、一時滞在施設としての事前指定・協力依頼（協定書の締結等）を民間事業者等に対して行う。【計画】 |
| 2 | 民間事業者、学校等へは「一斉帰宅行動の抑制」、「従業員等の備蓄品は、事業所内で備蓄」等を協力依頼していく。また、吉祥寺駅周辺に災害用備蓄倉庫を整備する。【緊急】 |
| 3 | 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会（関係機関相互）内の情報連絡体制の仕組みについて、さらなる検討を行う。また、現地本部（情報提供拠点）の設置を検討する。【緊急】 |
| 4 | 帰宅困難者への情報提供は、ブルーキャップ等を活用し、正確な情報を迅速に周知できる方法を検討する。また、市外にいる市民への防災・安全メール等による情報提供体制を検討する。【計画】 |
| 5 | 行政や民間事業者等の災害時における役割分担や地域特性に応じた対策などを定めた「吉祥寺ルール」を作成する。また、三鷹駅・武蔵境駅へ対策の拡充を図る。【計画】 |

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

震災当日の本人と家族の帰宅状況

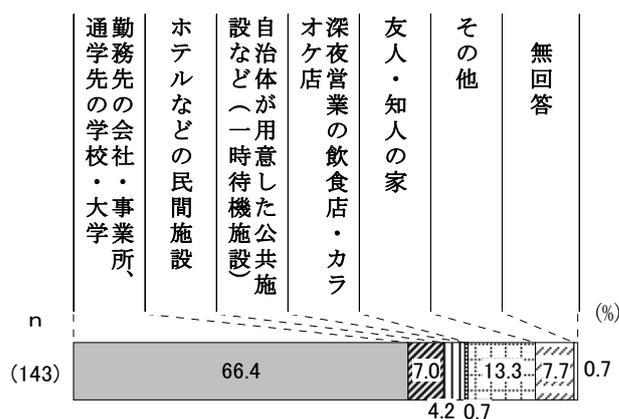
Q10 あなたまたは同居のご家族は震災当日、ご自宅に帰ることができましたか。



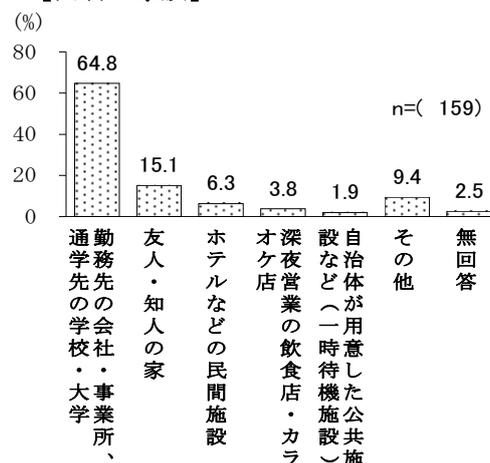
(Q10で「1 自分が自宅に帰ることができなかった」「2 家族が自宅に帰ることができなかった」と回答された方に)

S Q10-1 震災当日、帰宅困難になった際にどこに宿泊(仮眠)しましたか。

【本人】

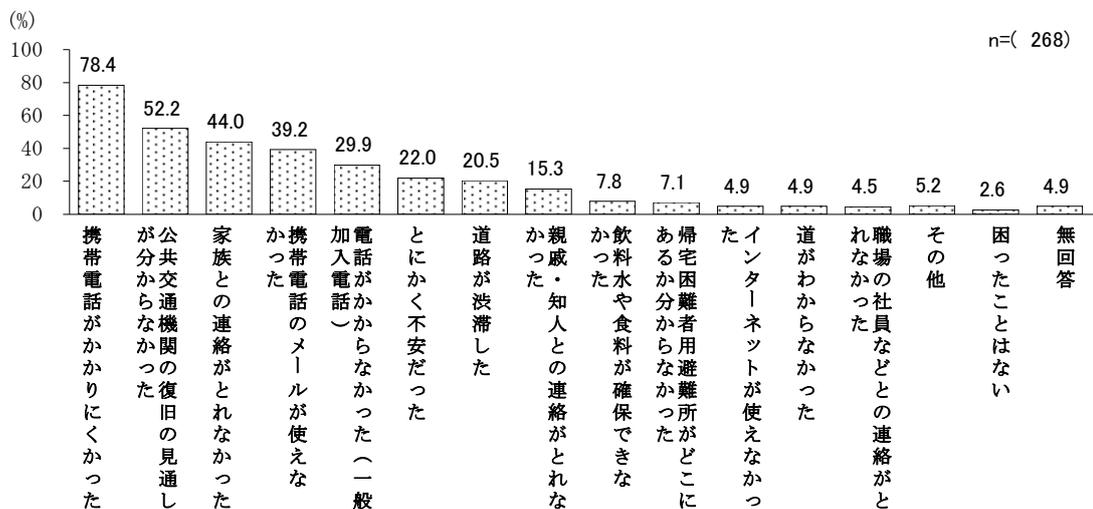


【同居の家族】



(Q10で「1 自分が自宅に帰ることができなかった」「2 家族が自宅に帰ることができなかった」と回答された方に)

S Q10-2 帰宅困難になった際に困ったことはどのようなことですか。



【課題5 災害時要援護者対策事業の見直し・拡充】

災害時要援護者対策事業は、大地震発生時に地域福祉活動推進協議会（通称「地域社協」、「福祉の会」）を中心に、近所の支援者があらかじめ登録された要援護者（災害時に家族などの支援が困難で何らかの援助が必要な方）の安否を確認する事業である。

平成22年11月25日に、防災安全部と健康福祉部で構成する「武蔵野市災害時要援護者対策庁内推進会議」を設置し、当該事業の推進や連絡調整を図ってきた。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 現行のマニュアルでは要援護者の安否確認は震度6弱で行われることとなっていたが、一部地域において震度5弱で自主的に安否確認が行われた。
- ② 要援護者の安否確認は行われたが、情報の集約場所である避難所が開設されなかったため、情報が集約されない地域があった。
- ③ 本事業の支援者のほか、介護サービス事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、民生児童委員により安否確認が行われた。
- ④ 安否確認の結果、救護や避難が必要になった場合の対応などについては、現在のマニュアルでの対応に限界があった。
- ⑤ 被災した妊婦に対し分娩施設の情報提供や、子どもの心のケア、外国人に対し電話相談などの支援が、官民間わらず行われた。
- ⑥ 被災地では、主に高齢者・障害者に対し、保健福祉関係者や一般のボランティアなどにより、訪問看護や普段の買い物など様々な支援が行われた。

〔課題・分析・評価〕

- ① 震度5弱で要援護者の安否確認は行われた地域では、要援護者から感謝の声が聞かれた。現行のマニュアルのまま震度6弱でよいのか検討が必要である。また、安否確認開始の合図をどうするかが課題である。
- ② 避難所が開設されない場合の、情報集約場所や方法を定める必要がある。
- ③ 要援護者の安否確認について、確認もれなどが生じないよう関係機関・関係部署同士の横のつながりや役割の明確化が課題である。
- ④ 救護が必要と判断されても、「自宅でそのまま何らかのケアがあれば生活継続が可能な場合」と、「避難所等への避難が必要な場合」とが想定され、それぞれの「振り分け基準」が必要である。
- ⑤ これまで主に高齢者、障害者を中心に事業を行い、妊婦、乳幼児、外国人に対する支援については、具体的な対策が不十分であった。
- ⑥ 援護が必要な在宅の高齢者や障害者などへの支援について関係機関と協議が必要である。

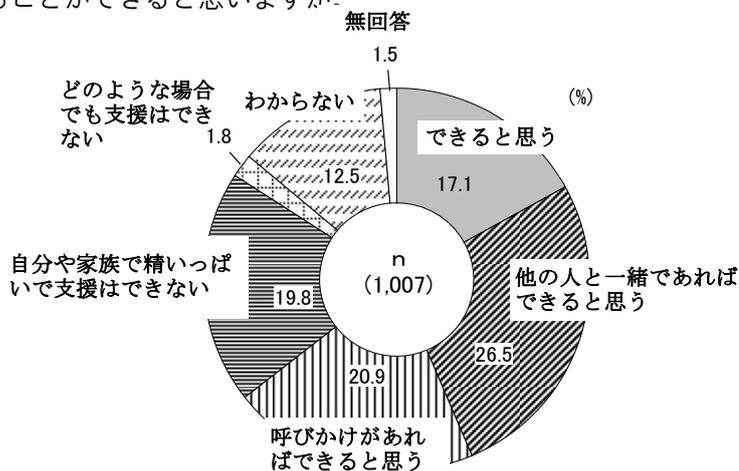
〔今後の対応の方向性〕

- 1 要援護者対策事業の発動震度は、防災行政無線自動放送基準に合わせ、震度5弱とする。【緊急】
- 2 安否確認情報の情報集約方法・場所を明確化する。【緊急】
- 3 介護サービス事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、民生児童委員などの関係機関・関係部署の災害時における役割を明確化し、相互の連携を図る。【計画】
- 4 救護・避難が必要になった場合の具体的な対応など「振り分け基準」を検討し、支援者の基本行動フローの追加など既存の支援者マニュアルを改訂・充実していく。【緊急】
- 5 乳幼児、妊婦、外国人に対する情報提供体制や相談体制などの対策について、子ども協会や国際交流協会など関係機関を含めて検討を進める。【計画】
- 6 援護が必要な在宅の高齢者や障害者に対する支援の仕組みづくりを関係機関と連携しながら進めていく。【計画】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

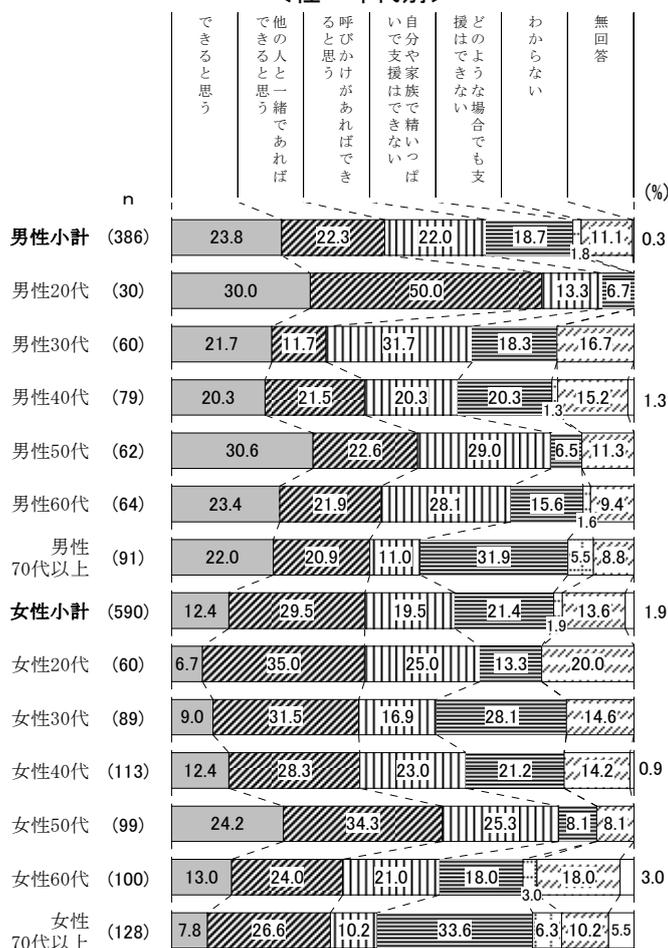
高齢者や障がい者などを誘導・支援しながらの避難行動

Q27 災害時に避難する必要がある場合、あなたは近所の高齢者や障がいのある方などを誘導・支援しながら避難することができますか。



高齢者や障がい者などを誘導・支援しながらの避難行動

<性・年代別>



【課題6 福祉避難所機能の充実】

市はこれまで福祉避難所の指定や、社会福祉施設と協定を締結してきた。現在、福祉避難所は17施設（高齢者施設14施設、障害者施設3施設）である。

平成22年度から総合防災訓練において、福祉避難所開設・運営訓練を実施している。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 3月11日震災の教訓を踏まえ、8月21日総合防災訓練において、ゆとりえを中心に、福祉避難所開設訓練や避難所からの要援護者の搬送訓練などを行った。
- ② 福祉避難所の運営に関する課題解決に向けて、平成23年11月30日に「福祉避難所連絡会議」を開催した。
- ③ 被災地の福祉避難所では介護用ベッドが足りず、畳に毛布を巻いて、即席ベッドを作り、対応した。
- ④ 被災地では、福祉避難所を開設したものの、開設当初スタッフの不足が課題となった。
- ⑤ 被災地の避難所には要援護者と一般の避難者が混在することにより、認知症などの避難者とのトラブルがあった。

〔課題・分析・評価〕

- ① 市は平成22年から順次社会福祉施設等と協定を締結してきたが、災害時に福祉避難所の開設・運営を円滑に行うための仕組みが必要である。
- ② 福祉避難所の3月11日の対応や備蓄の状況について情報交換が行われ、市への要望が提出された。
- ③ 福祉避難所へ避難した要援護者に対し、ベッドなど福祉用具等を災害時に供給する必要がある。
- ④ 福祉避難所開設当初の運営スタッフ等の人材をどう確保していくか問題が明らかになった。
- ⑤ 避難者のうち、福祉避難所で受け入れるべき要援護者をどう分けていくか、客観的な基準が必要である（次ページ図2参照）。

〔今後の対応の方向性〕

- 1 福祉避難所運営マニュアルを作成し、福祉避難所運営の支援を行う。【緊急】
- 2 福祉避難所連絡会議から市へ要望されている要援護者用食料備蓄の分散化、発電機や送迎車用燃料の確保などについて引き続き検討していく。【計画】
- 3 災害時に福祉資機材を福祉避難所に提供できるように、介護用品取扱業者などと協定を締結する。【計画】
- 4 福祉避難所と地域（福祉の会など）との連携や、災害ボランティア制度などを検討する。【計画】
- 5 一般避難所と福祉避難所の連携を図るとともに、避難所に開設するおもいやりルーム（福祉避難室）と福祉避難所の対象者を分類する介護トリアージ（仮称）について、引き続き研究を進める（次ページ図2参照）。【計画】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

災害時における家族内の要支援者の有無

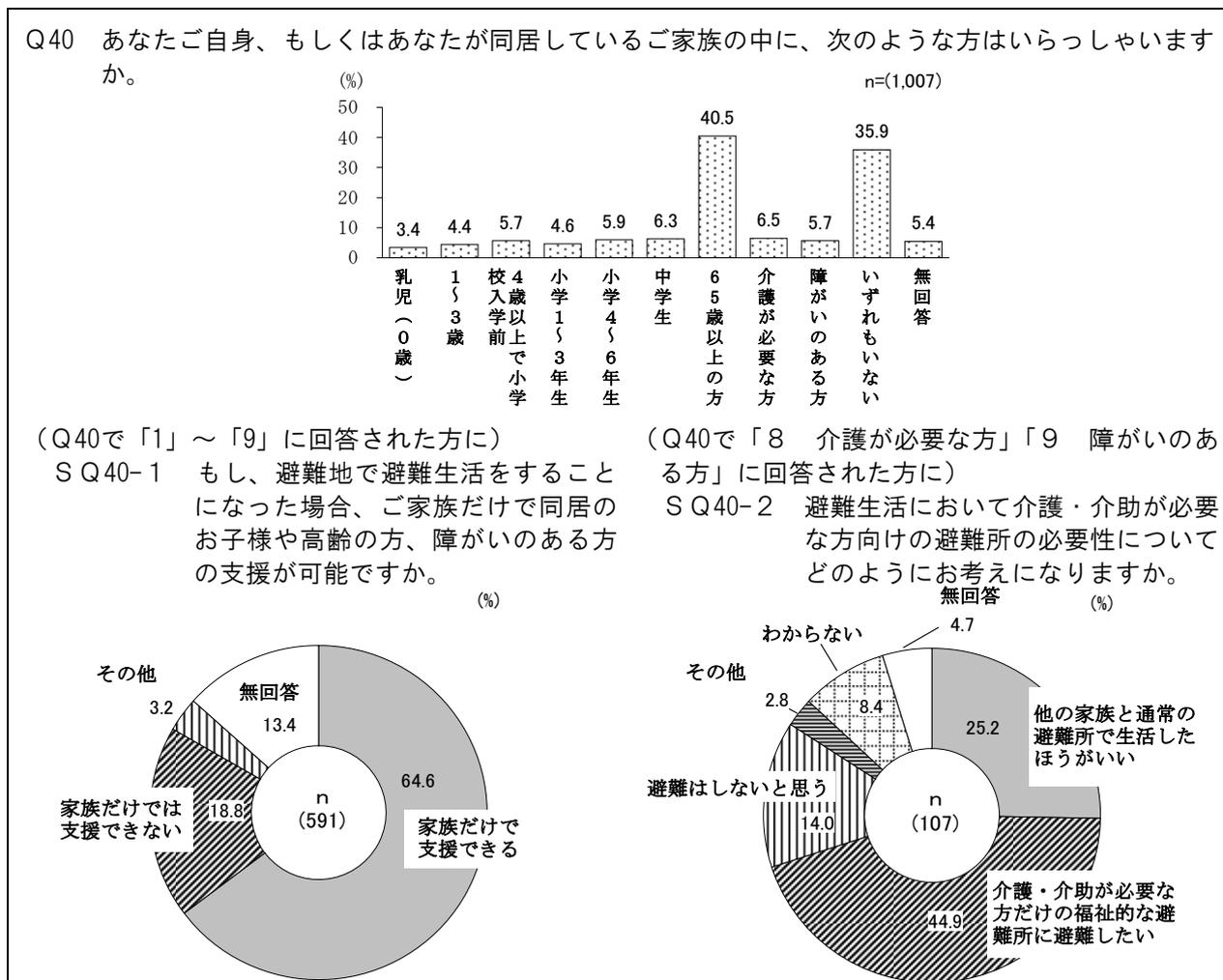
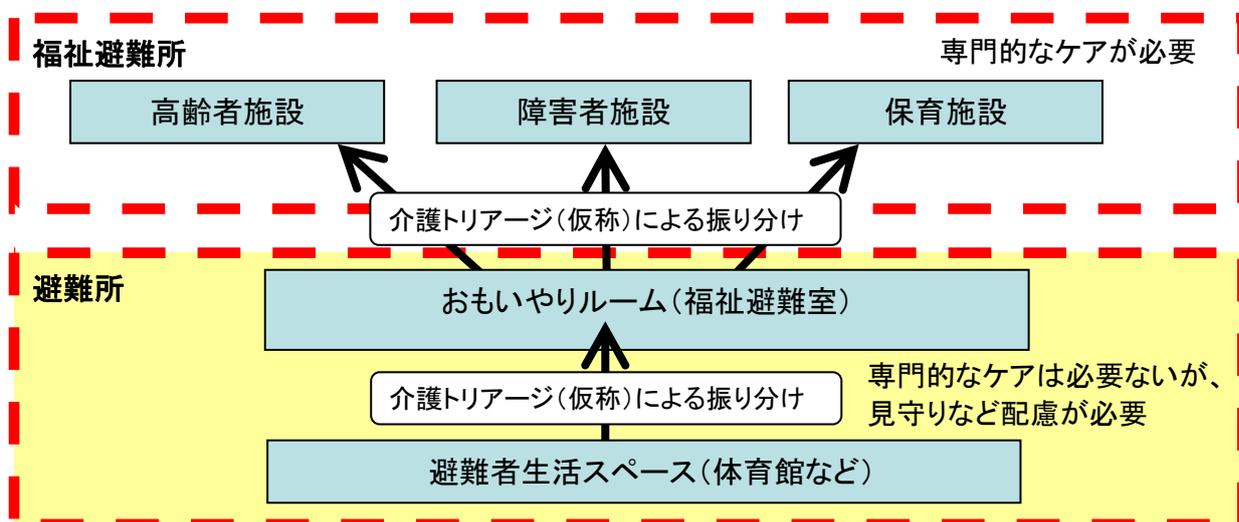


図2 要援護者対応イメージ



【課題7 災害時医療救護体制の充実】

平成19年度から総合防災訓練において、医療トリアージ訓練を行っている。

平成21年2月17日に「大規模災害時における武蔵野市内の緊急医療体制に関する覚書」を武蔵野赤十字病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、武蔵野消防署と締結し、災害時の三層で構成される医療救護体制や各々の基本的な役割について確認した。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 現行の地域防災計画では「医療救護活動に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、市が行うものとする。」とされているが、具体的な方策は記載されていない。宮城県石巻市では、津波で多くの医療機関が流された中、石巻赤十字病院が医療救護本部機能を担い、全国から集まった医療救護班などの配置、調整などを行った。
- ② 震災によるケガ人が発生しなかったため、災害時医療体制による医療救護活動は実施されなかった。
- ③ 発災直後は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会等との連絡がつながりにくい状態であった。
- ④ 計画停電による電力危機に備え、市は人工呼吸器や吸引器等の使用者へ連絡し、バッテリー有無などの確認を行った。
- ⑤ 3月11日の震災を踏まえ、8月21日総合防災訓練において、医療機関と地域が連携したトリアージを中心とする医療救護訓練を吉祥寺南病院、南町コミュニティセンターで実施した。
- ⑥ 被災地へ保健師を派遣し、家庭訪問によるこころのケアや在宅被災者健康調査等の保健活動を行った。

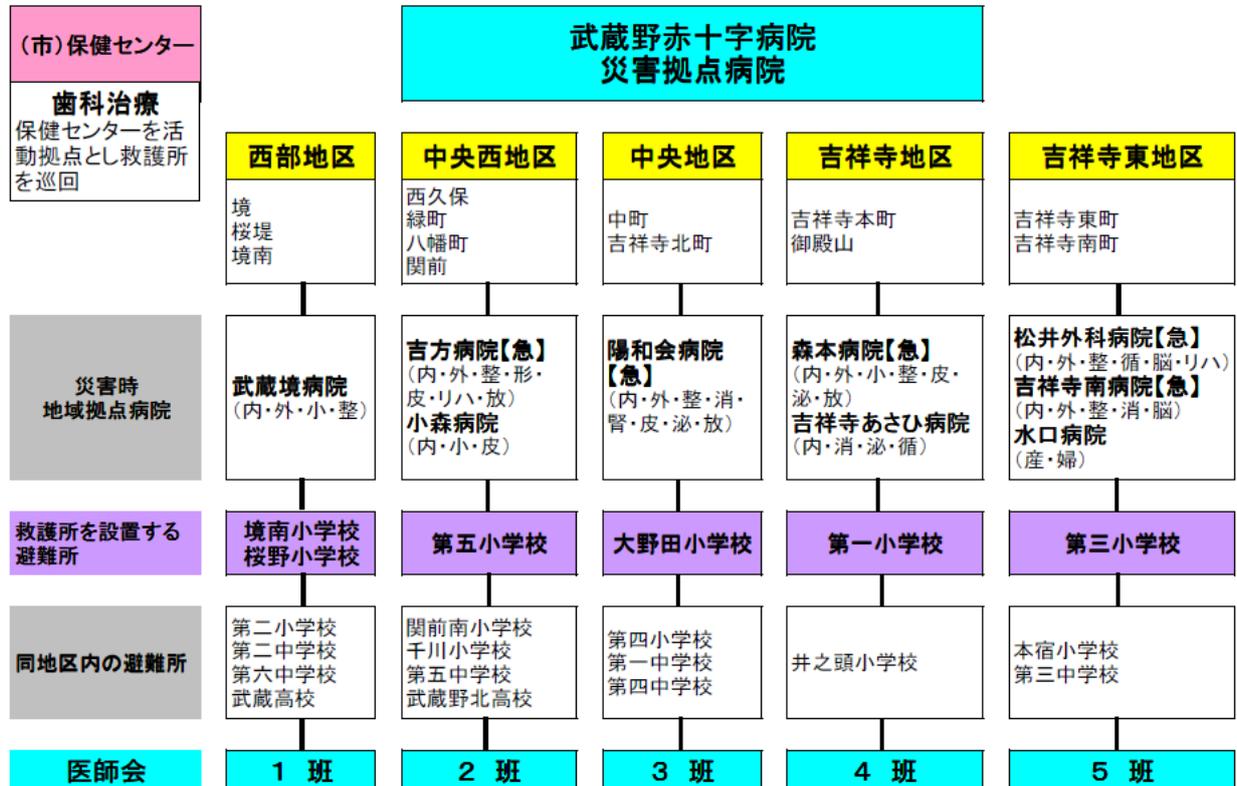
〔課題・分析・評価〕

- ① 3月11日の震災の教訓を踏まえ、武蔵野市として地域防災計画に医療救護本部（仮称）の設置を検討する。現在、武蔵野市医師会、武蔵野赤十字病院と協議を進めている。また、東京都は災害時に医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、災害医療コーディネーターを配置した。
- ② 覚書により、各機関の基本的な役割を確認したが、医療救護所の設置基準や、医療機関の再開時期など、具体化していく必要性が明らかになった。
- ③ 関係機関に「通信の確実性」のある情報伝達手段を整備する必要がある。
- ④ 人工呼吸器などを使用している在宅療養の方への支援について関係機関と協議が必要である。
- ⑤ 3月11日の震災では、急性期の医療だけでなく、避難所・福祉施設への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も重要であることが明らかになった。今後は、医療・福祉の連携が必要である。
- ⑥ 被災者や災害活動従事者に対するメンタルヘルスケアの重要性が改めて浮き彫りになったことから、こころのケアの仕組みづくりが必要である。

〔今後の対応の方向性〕

- 1 武蔵野赤十字病院に医療救護本部（仮称）を設置する方向で、医師会、武蔵野赤十字病院等の関係機関と引き続き協議を進める。また、医療救護本部（仮称）の具体的な役割については、都の動きを注視しつつ研究を進める。【緊急】
- 2 三層構造の災害時医療救護体制（次ページ図3参照）を基本としつつ、医療救護所の設置基準や初動期の体制など具体的な仕組みづくりを検討していく。【計画】
- 3 関係機関に「通信の確実性」のある衛星携帯電話やMCA無線などの配備を検討する。【計画】
- 4 人工呼吸器などを使用している在宅療養の方に対する支援の仕組みづくりを関係機関と連携しながら進めていく。【計画】
- 5 避難所・福祉施設への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討する。【計画】
- 6 被災者や災害活動従事者に対するこころのケアチームの体制を検討する。【計画】

図3 災害時における医療救護体制



災害時地域拠点病院：武蔵野赤十字病院を除く市内9病院をいう。

【課題8 災害に強い都市基盤の整備】

震災当日には、ブロック塀等の倒壊、屋根瓦の破損、公共施設の非構造部材に一部被害等が発生し、市職員、消防団、建設業協会等で市内調査や危険箇所については安全確保等を行った。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 市や消防団は、市内パトロールを実施し、ブロック塀等の倒壊などに対し、安全確保を実施した。また、武蔵野建設業協会の協力も得て、交通に対する支障物等の撤去作業を行った。震災後、危険と思われる市内のブロック塀等500箇所の調査を実施している。
- ② 公共施設の天井の一部等の「非構造部材」に被害が生じた。震災後、非構造部材の調査を実施している。また、民間建築物の屋根瓦が落下する被害が生じた。
- ③ 今回の地震では、全半壊した建物はなかったが、被災証明の発行に至る一部損壊等が29件発生した。木造密集地域においては、家屋の倒壊、火災による市街地火災などの二次災害につながる危険性が高い。また、人的被害発生の報告はなかったが、屋内では、食器類の落下が見られた。
- ④ 今回の地震では避難所を開設しなかったが、発災後避難所の開設が必要となった場合、開設前に応急危険度判定を迅速に行い、市民を誘導する必要がある。また、一部の民間住宅では、市の職員が応急危険度判定を実施した。

〔課題・分析・評価〕

- ① 老朽化したブロック塀等について、人命確保の観点からも早急に改善する必要があるため、ブロック塀等調査結果に基づき危険なブロック塀等の改修を促す必要がある。また、民間団体との連携を強化し災害時の応急対策に備える必要がある。
- ② 公共施設は、全て耐震化されているが、耐震整備の対象外であった非構造部材や設備機器等について、安全点検を実施し、必要に応じて改善を行う。民間建築物の瓦、看板等については、適切な転倒・落下防止対策を更に普及させる必要がある。
- ③ 平成20年3月に「武蔵野市耐震改修促進計画」を策定し、これに基づき住宅及び防災上重要な市有建築物、民間特定建築物の耐震化を促進してきたが、市民や事業者に対し、さらなる意識啓発が必要である。木造住宅密集地域においては、建替えを誘導する。また、家具転倒防止など屋内における安全対策の重要性を引き続き周知していく必要がある。
- ④ 都の防災ボランティアに登録されている応急危険度判定員に、安全点検スタッフとして避難所の点検を依頼しているが、発災後、迅速に避難所を立ち上げる必要があるため、判定員との連絡体制の確保や、避難所等の安全点検マニュアルの作成が必要である。

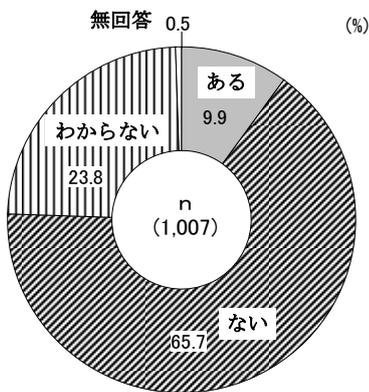
〔今後の対応の方向性〕

- | | |
|----------|--|
| 1 | ブロック塀等の改修を促進するため、接道部緑化に対する助成やブロック塀等改善補助金制度の周知啓発活動を強化する。【緊急】また、災害時に民間団体と協働で応急対応するために平常時から、随時講習・実習等を行い連携を広げる。【計画】 |
| 2 | 公共施設について、優先性と改善費用を考慮した検討を行い、改善を実施していく。【緊急】民間建築物は、建築物所有者に対し、安全対策や落下防止策の普及啓発を図る。【計画】 |
| 3 | 現在の耐震診断・耐震改修に対しての補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。【緊急】家具転倒防止については、高齢者等を対象とした家具転倒防止器具助成事業などの制度を拡充していく。【計画】 |
| 4 | 迅速に避難所を開設するため、応急危険度判定員との連絡体制の強化と安全点検マニュアル作成の検討を進める。【緊急】 |

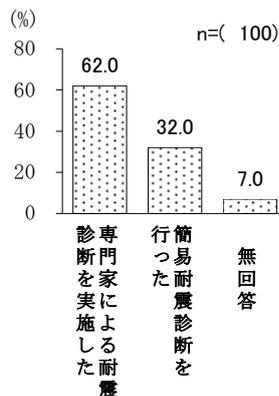
参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

住宅の耐震診断実施の有無

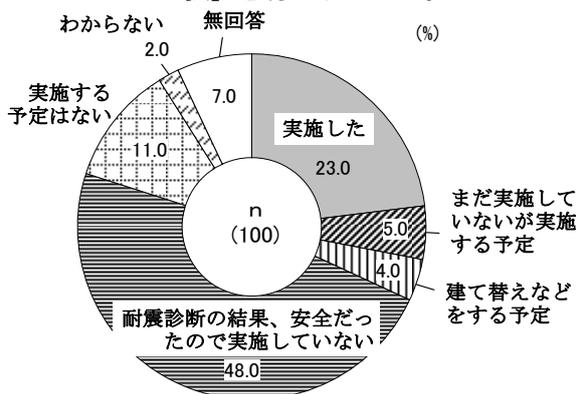
Q21 あなたは、これまでに自分が住んでいる住宅の耐震診断をしたことがありますか。



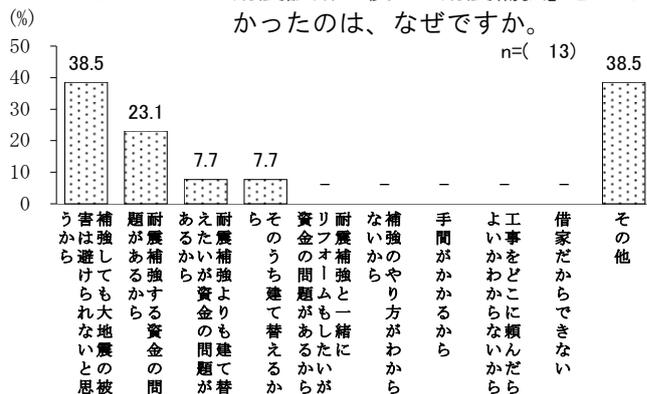
(Q21で「1 ある」と回答された方に) S Q21-1 どのような耐震診断をしましたか。



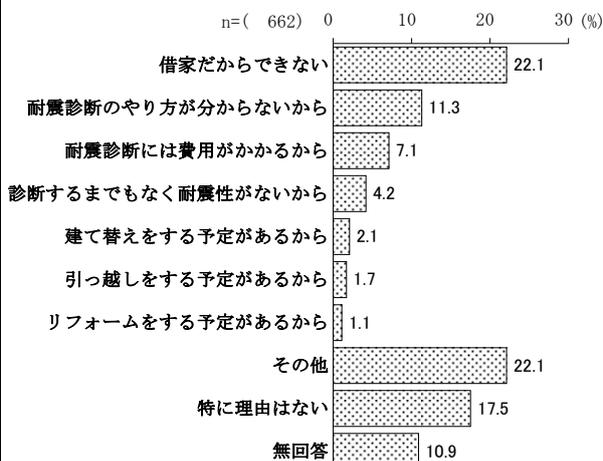
(Q21で「1 ある」と回答された方に) S Q21-2 あなたは耐震診断の後に「耐震補強」を行いましたか。



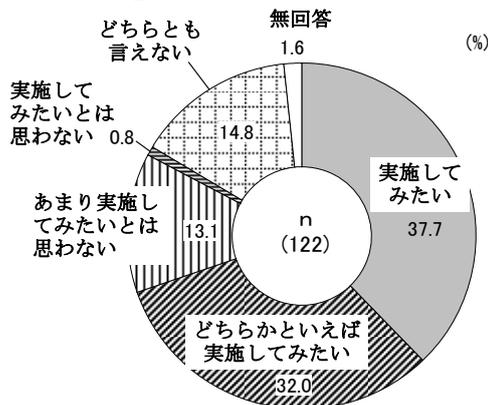
(前問S Q21-2で「5 実施する予定はない」「6 わからない」と回答された方に伺います) S Q21-2-1 耐震診断の後に「耐震補強」をしなかったのは、なぜですか。



(S Q21-3は、Q21で「2 ない」と回答された方にお伺いします) S Q21-3 あなたが耐震診断を実施しないのはどのような理由ですか。



(S Q21-4は、S Q21-3で「4 耐震診断のやり方がわからないから」「5 耐震診断には費用がかかるから」と回答された方にお伺いします) S Q21-4 あなたは、市の相談窓口や補助を利用して耐震診断を実施してみたいと思いますか。



【課題9 ライフラインの災害対策】

平成23年9月現在、公園等に災害用トイレが207基、避難所となる小中学校の内5校に下水道直結型災害用トイレが50基設置されている。また、給水拠点となる災害用井戸が14か所ある。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 地震により、ガスの安全装置が作動し、ガスが遮断されたことによる市民から復旧方法などの問い合わせに対応した。また、計画停電に対し、信号機滅灯対策として投光器の設置や警戒活動を行った。
- ② 被災地では多くの地区でライフラインの被害が生じ、水道施設も被災し、広域で断水が発生した。
- ③ ガソリン等燃料不足が問題となった。武蔵野赤十字病院から市に対し、被災地へ医療救護班を派遣するためのガソリンの要請があった。市は災害時における石油等の供給に関する協定に基づき、燃料を供給した。
- ④ エレベーターが緊急停止したため、閉じ込めが1件発生し、消防隊が救助した。エレベーターの停止したマンションでは、高層階に住む高齢者・障害者等は、地上との行き来が困難になった。
- ⑤ 停電等により、一部地域を対象にした下水ポンプ場からの下水道排水が停止することが考えられる。(井の頭ポンプ場)
- ⑥ 被災地では、避難所等で、水洗トイレが使用できず、トイレ不足が発生し、衛生状態が悪化した。また、避難所に対して設備面で、その他の対策の必要性が想定される。

〔課題・分析・評価〕

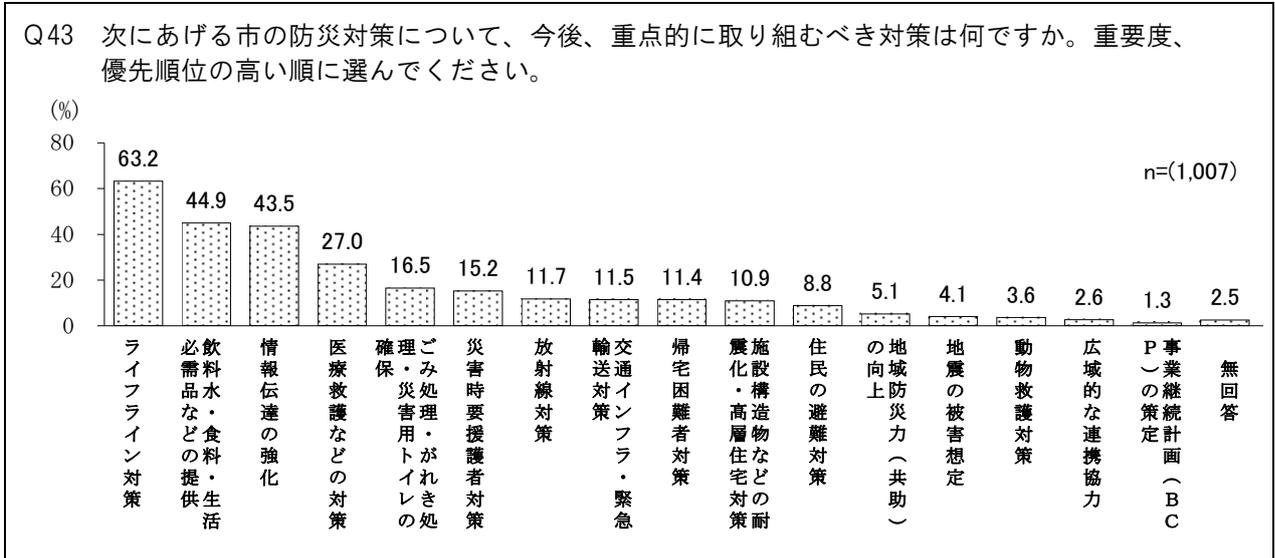
- ① ライフライン途絶に対して、発電設備の整備検討や、市民に対しガス・電気などのライフライン対策を啓発する必要がある。
- ② 地震が発生しても給水が続けられるよう、耐震管路への更新を進めるとともに、水源に自家発電装置を設置し非常災害用給水施設として、応急給水体制を強化する必要がある。また、避難所等の災害時重要施設からの排水機能の確保や主要な下水道管に対する耐震対策が必要である。
- ③ 災害時の燃料に関する協定の重要性が明らかになった。関係団体と協定を充実する必要があるとともに、燃料確保のあり方に対してさらなる検討をする必要がある。
- ④ 集合住宅のエレベーター対策や自主防災組織設立等を促進するとともに、高層住宅特有の災害対策について検討し、居住者へ啓発を図る必要がある。
- ⑤ 停電時にも下水ポンプ場が稼働できるよう、緊急対応として自家発電施設を整備する。
- ⑥ 避難所に下水道直結型の災害用トイレの整備を推進するとともに、自家発電設備や太陽光発電への蓄電機能追加などの整備を検討する必要がある。また、公園に設置されている災害用トイレについては、さらなる市民周知が必要である。

〔今後の対応の方向性〕

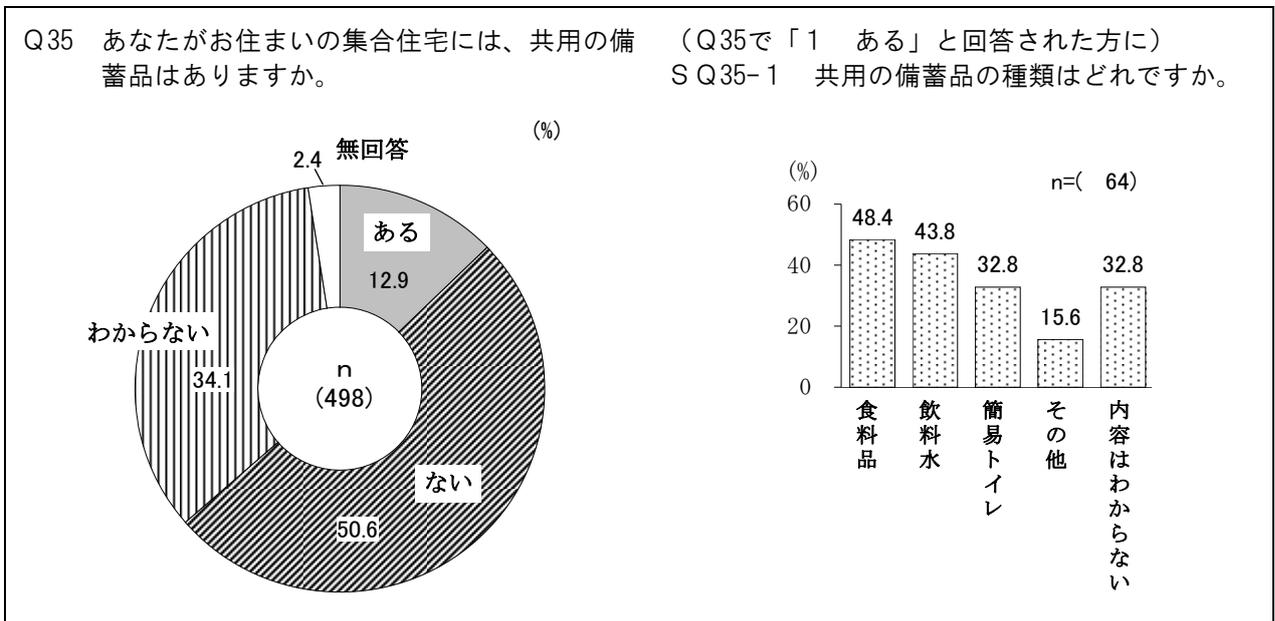
- 1 カセットガスボンベや太陽光を活用した発電設備の整備を検討するとともに、市民に対しガス・電気対策として、懐中電灯、電池、カセットガスコンロ、ガスボンベなどの備蓄を啓発する。【緊急】
- 2 水道管の耐震管路への更新を継続し、断水地域の縮小を図る。水源に自家発電装置を設置し応急体制を強化していく。また、避難所等の災害時重要施設からの排水機能の確保や主要な下水道管に対する耐震対策を実施する。【緊急】
- 3 災害時における燃料の優先確保に関する災害協定についてさらに充実させる。また、燃料確保のあり方に対して研究する。【計画】
- 4 集合住宅について、エレベーター閉じ込め防止装置の設置や自主防災組織設立等を促し、さらに高層住宅には一定階層ごとに防災倉庫の設置を促す。また、長周期地震動等高層住宅特有の防災対策の検討を進め、高層住宅用災害対策マニュアルを作成する。【計画】
- 5 下水道排水機能を確保し日常生活に支障をきたさないよう、下水ポンプ場における自家発電施設を整備する。【緊急】
- 6 避難所に下水道直結型の災害用トイレの整備を推進するとともに、自家発電設備や太陽光発電の蓄電装置等の整備を検討する。また、公園に設置されている災害用トイレについては、さらなる市民への周知を推進する。【計画】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

防災対策で重点的に取り組むべき対策



集合住宅での共用の備蓄品の有無



【課題10 地域防災力の向上による避難対策の充実】

防災情報マップでは、自宅に倒壊、火災の危険が少ない場合は、自宅待機を促している。

一時集合場所・避難所は現在、居住する町丁目、番地ごとに決めておらず、市内20ヶ所の避難所（市立小中学校18ヶ所、都立高校2ヶ所）のどこに避難してもよいことになっている。

現在、第一小、第三小、大野田小、境南小の4ヶ所の避難所では地域住民による運営組織が設立されている。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 発災当日、自宅が無事であっても、余震などで不安なために公的施設に避難した市民がいた。落ち着くまで一時避難してもらい、帰宅を促した。大規模災害時には、避難所に避難者が殺到し、収容人数を超えてしまうことが予想される。
- ② 震災後、自分が行くべき避難所についての問い合わせが相次いだ。8月1日に防災情報マップを全戸配布し、近くの避難所を周知した。
- ③ 交通網のマヒにより帰宅困難者が大量に発生した。このため学校・保育園などでは、両親が帰宅できない児童・園児の預かり・引き取りを翌朝まで実施した。特に学校では学童クラブやあそべえの児童の対応、遠足中の児童の安否確認なども実施した。
- ④ 東日本大震災以後、第四小、本宿小、井之頭小、第三中などで地域住民による避難所運営組織の設立準備が進められている。
- ⑤ 被災地では指定避難所以外の公的な施設や大規模な建物に避難者が押し寄せ、避難所となった。
- ⑥ 被災地では、学校を避難所として利用するため、学校再開までに時間がかかった。被災地では授業再開まで1ヶ月以上かかった場合もあった。

〔課題・分析・評価〕

- ① 家屋の耐震化や家具転倒防止の普及により、避難所ではなく自宅での生活を促す。それでも一人でいることに不安を感じる人や、情報や食料、水などが必要で避難所に来る人も多く見込まれる。自宅で生活してもらうために、情報、食料、水などを提供できる仕組みを検討する。
- ② 現行では避難所について、避難対象地域の指定を行っていないが、地域住民による避難所運営組織の設立を促進するためにも、ある程度居住する町丁目などを指定する必要がある。
- ③ 学校では児童引き渡しなど学校としての対応と、避難者受入れを両立することが求められる。また、学童クラブやあそべえの活動への対応も必要になる。
- ④ 地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立を支援するとともに、市、学校、避難所運営組織で、情報を共有し、連携を強化する必要がある。
- ⑤ コミュニティセンターなど、学校以外の主な公共施設について、災害時の役割について、検討を進める。
- ⑥ 避難所開設の長期化に伴い、学校活動再開が大幅に遅れる恐れがある。学校再開までのプロセスを整理するべきである。

〔今後の対応の方向性〕

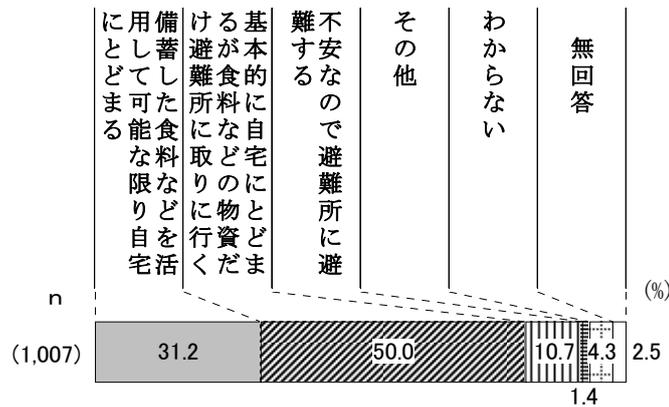
- 1 避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。家屋の耐震化や家具転倒防止の普及を図るとともに、情報・食料・水などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討する。また、広域的な避難を要しない区域として、「地区内残留重点エリア（仮称）」の指定を検討する。【計画】
- 2 避難所ごとに対象となる居住地域を原則的に指定することを検討する。【緊急】
- 3 各学校における児童引き渡しに至る対応と避難者対応を両立するマニュアルの整備をする。【緊急】
- 4 地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立を支援し、市、学校、避難所運営組織で情報を共有、連携を強化する。【緊急】
- 5 災害時におけるコミュニティセンターを補完的避難所として位置づけることを検討する。これに伴い、必要なマニュアルの整備や指定管理協定の整備などを検討する。【計画】
- 6 学校再開までの手順を整備する。【計画】

※地区内残留重点エリア…地域の耐震化や不燃化が進んでおり、大規模な延焼火災の恐れがない地域

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

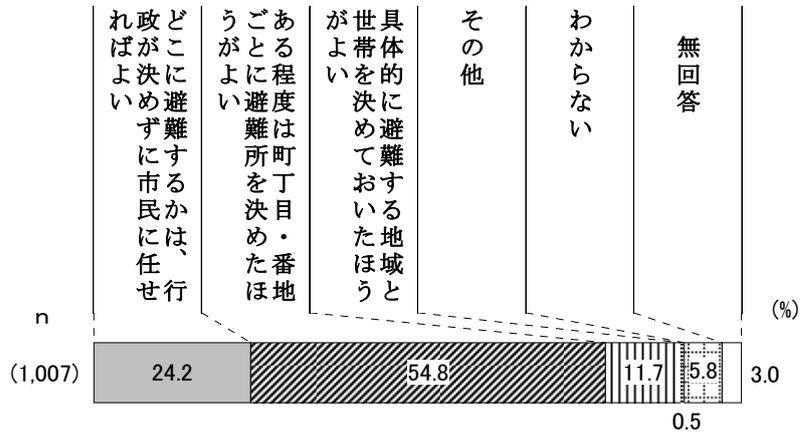
自宅に倒壊や火災延焼の危険がない場合の避難

Q22 大地震発生時に、電気・ガス・水道などの供給が停止したものの、ご自宅が倒壊や火災延焼の危険がない場合、あなたはどのような行動をしますか。



一時集合場所・避難所が地区ごとに決められていないことについて

Q24 武蔵野市では、現在、お住まいの町丁目・番地ごとに決められた「一時集合場所・避難所」はなく、市内の「一時集合場所・避難所」20か所のどこに避難しても良いことになっています。あなたはこのことについてどのように思いますか。



【課題11 避難者の多様なニーズに対応した支援】

要介護高齢者や乳幼児などへの対応として、おむつ、お粥缶、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品などの備蓄をしている。避難者のプライバシー確保のために、間仕切りやプライベートルームの備蓄をしている。

「災害時のペット対策検討委員会」より提言を受け、ペットの救護活動については市と獣医師会で災害協定を平成23年11月に締結した。

〔東日本大震災での事象・対応〕

- ① 市では3月11日帰宅困難者一時滞在施設を開設した際に、配慮が必要な避難者のために、別室を用意するなどの対応をした。
- ② 被災地では多くの世帯が仕切りのない体育館で避難生活を送っていたため、間仕切りを設置するなどして対応をしたが、授乳や着替えのスペースが確保できないこともあった。
- ③ 被災地では多くの乳幼児が一般の人と同じ避難所で生活していた。避難生活は子どもにもストレスを与える。また幼児が泣いたり、騒ぐことにより、周囲の避難者へのストレスにもなる。
- ④ 被災地では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や震災のストレスで配偶者・子どもへの暴力がひどくなった、アルコール依存症が増加したなどの事例があり、こころのケアの相談窓口の設置が必要であった。
- ⑤ 震災後、市民からペットの避難先などの問い合わせがあった。被災地では避難所や仮設住宅にペットが持ち込まれ、鳴き声や臭いが原因のトラブルが起きた。そのため、ペット用スペースの整備、飼育教室を開催して、トラブル防止や飼育マナーの向上を図った。また石巻地区では「動物救援センター」が設置された。

〔課題・分析・評価〕

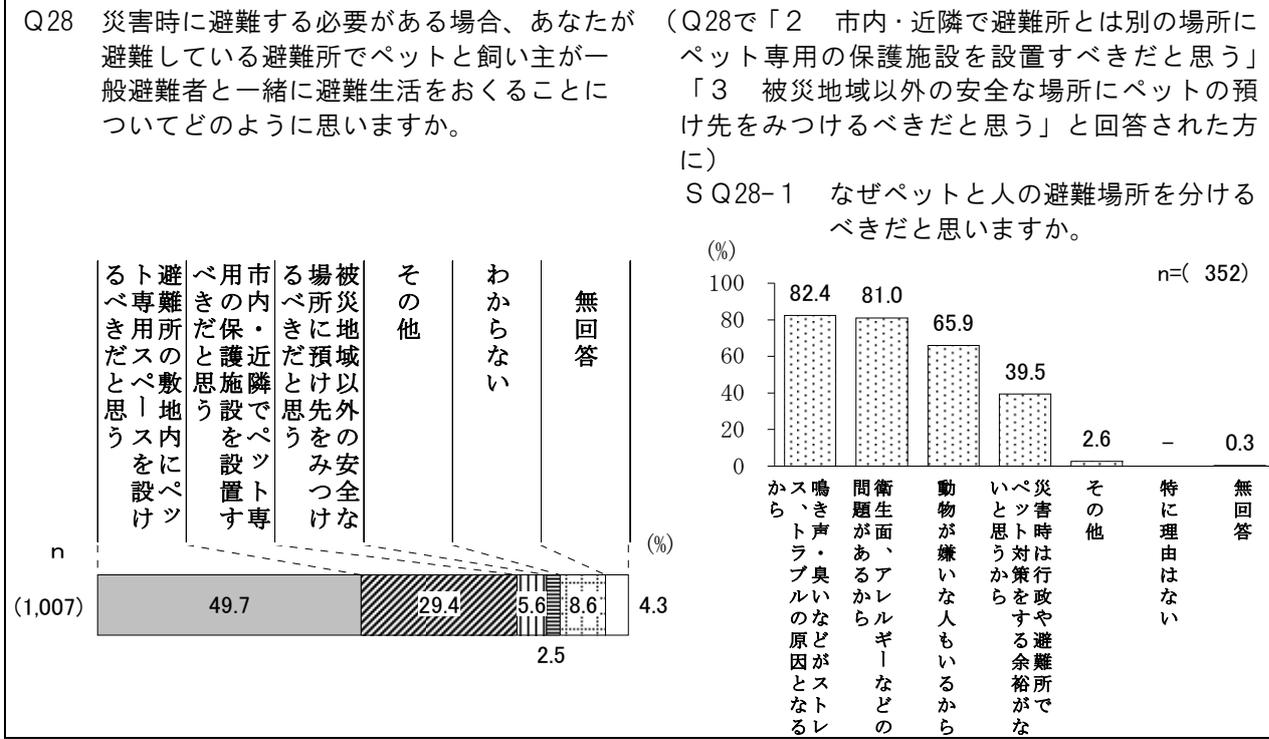
- ① 高齢者や障害者・妊婦など、専門的なケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難者スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）（P93図2参照）を設置する必要がある。
- ② 避難生活のプライバシー確保は難しい状況であるが、女性の着替えや授乳にスペースの確保が必要である。トイレは、女性用・男性用で分けることが望ましい。避難所運営に男女共同参画の視点や子育てニーズが反映される仕組みが必要である。
- ③ 乳幼児の発育のため、また避難者のストレス軽減のためにも、乳幼児がいる家庭用の避難スペースや避難所が必要である。
- ④ 避難生活のストレスからDV（ドメスティック・バイオレンス）が発生することも考えられる。特に女性や子どもを暴力被害から守るための配慮が必要である。
- ⑤ 被災地では飼い主の精神的な支えとして、ペットの同行避難を認めている場合が多い。本市は現在、同行避難を推奨していないが、同行避難を前提に対策を検討する必要がある。また、ペットアレルギー等、動物が苦手な方への配慮も必要であるため、避難可能とする動物の種類や、ペットのしつけなど、同行避難のルール作りが必要である。

〔今後の対応の方向性〕

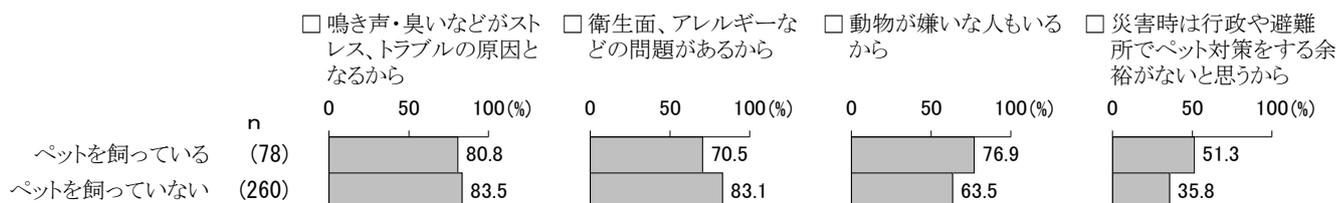
- 1 高齢者や障害者・妊婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難所スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）（P93図2参照）を設置する。【計画】
- 2 ①避難者のプライバシーの確保、②避難生活の安全面の確保、③避難所運営に男女共同参画の視点や子育てニーズが反映される仕組み等を踏まえ、避難所運営の手引きの充実・改訂を行う。【計画】
- 3 乳幼児がいる家庭のための避難所として、公立保育園等を活用することを検討する（P93図2参照）。【計画】
- 4 PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談窓口の設置について、こころのケアチームと連携し検討する。【計画】
- 5 原則として避難所でペットの同行避難を受け入れる方向で、獣医師会など関係団体と連携し、対策を検討する。また、同行避難できるペットの種類、適正飼育のルール化、避難所にペット用スペースの確保などを検討する。さらに、「動物救援センター」（仮称）の設置を検討する。【計画】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

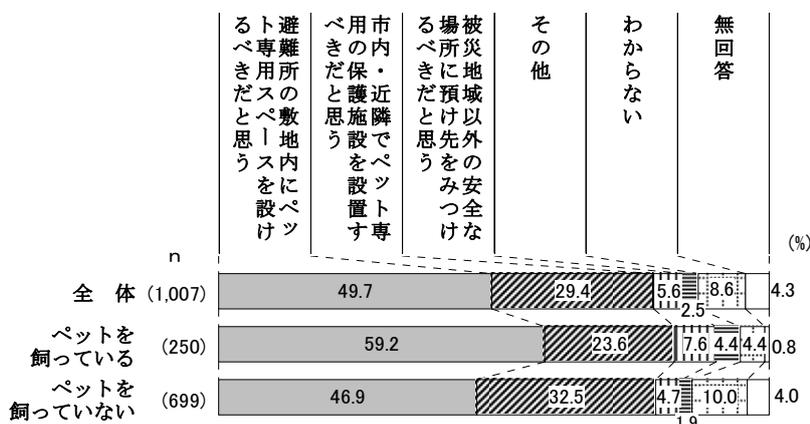
ペットと飼い主の避難場所について



ペットと人の避難場所を分けるべき理由 <ペットの有無別>



ペットと飼い主の避難場所について<ペットの有無別>



【課題12 原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する対策の推進】

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範な地域に拡散し、大量の避難者や放射性物質による土壌汚染、農畜産物への影響など、様々な被害を及ぼした。

〔東日本大震災での事象・対応〕

〔課題・分析・評価〕

- ＜事故発災初期＞
- ① 東京電力福島第一原子力発電所の損傷により、大気中に放射性物質が放出された。（3月12日1号機、14日3号機、15日2号機で水素爆発が発生）
 - ② 原発事故情報窓口を開設した。（環境政策課に関連4課4名を併任）
- ＜事故継続期＞
- ③ 都金町浄水場から、乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える濃度の放射性ヨウ素が検出され、飲料水を配布した。【水】
 - ④ 専門業者による、水道水、土壌、給食食材、プール水、公園、クリーンセンターでの放射性物質測定や定点による空間放射線量測定を開始した。【空気・水・食品・土】
 - ⑤ 放射線に関するプロジェクトチームを立ち上げた。（関連12課15名で構成）
- ＜事故収束期（放射線量レベル：低線量）＞
- ⑥ 市民向け、職員向けにそれぞれ講演会を実施した。【空気・食品】
 - ⑦ 武蔵野市の空間放射線量低減に向けた基本方針を策定した。市独自の放射線量基準値[毎時0.23マイクロシーベルト]を設定。子ども施設など公共施設78か所や市道雨水排水枡等での空間放射線量を測定し、基準値を超過した場合には除染を実施した。【空気】
 - ⑧ 小型の簡易空間放射線量測定器を購入し、希望する市民への貸出を開始した。【空気】
 - ⑨ 放射線ヨウ素被ばく対策として、安定ヨウ素剤備蓄に関する陳情が意見付きで採択。
 - ⑩ 事故発災初期・継続期・収束期に応じた対応を実施した。
- ※上記の事象・対応の文末【 】は対応対象物

- ① 原子力発電所の事故により、大気中に放射性物質が放出されることを想定し、市民の安全・安心を守るための対策を検討する必要がある。
- ② 休日・夜間等に高濃度、広範囲な放射性物質による汚染が発覚した場合の対応について整備する必要がある。
- ③ 水道水について、継続的に放射性物質の測定を実施。測定結果は、市HPに掲載している。いずれも指標値を下回っており、1歳未満の乳児を含め問題はない。
- ④ 市民や保護者の不安を低減するため、出来るだけ早い時期に測定値の公開等の対応を行ってきた。
- ⑤⑥放射性物質について、正確な知識や認識を市職員や市民が有する必要があるため、研修、啓発の充実が必要。
- ⑦ 国や東京都の対策を踏まえつつ、本市の空間放射線量低減に向けた基本方針等について、必要に応じて見直していく。また、基準値等の市民周知を強化する。
- ⑧ 市民に測定器を貸し出すことにより不安の払拭を図ることができ、今後も貸出を継続することで安全安心の確保が担保できる。
- ⑨ 7区26市を対象に行った、本市の調査では、安定ヨウ素剤を備蓄している自治体は皆無であった。東京都も現状、備蓄はしていない。
- ⑩ 事故発災初期・継続期・収束期（低線量）という災害ステージに応じた対応の整理が必要であるとともに、対象物（空気・水・食品・土等）に応じた対応の整理を行う必要がある

〔今後の対応の方向性〕

- 1 放射性物質対策の抜本的な強化を国に働きかける。国や東京都などの対策を踏まえ、本市の基本方針に基づき、市民の不安の払拭に向けた対策を充実する。【計画】
- 2 休日・夜間等の緊急対応が必要な場合に備え、東京都、警察、消防等の関係機関、庁内の連絡体制を強化する。【計画】
- 3 除染については、平成24年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、本市でも必要に応じて対応する。【計画】
- 4 局所的汚染については、文部科学省が平成23年10月に策定した「放射線測定に関するガイドライン」や環境省が平成23年12月に策定した「除染等の措置に係るガイドライン」等を踏まえて、具体的な測定方法や、周辺より放射線量が高い箇所への対応を行う。【計画】
- 5 空間放射線量の測定や放射性物質の検査に係る体制の強化を図る。【計画】
- 6 安定ヨウ素剤については、内閣府原子力安全委員会の提言等、専門機関の動向に注視するとともに、医療関係者と協議し、備蓄や配布等について検討する。【計画】
- 7 放射性物質に関する対応策について、時間軸・対象軸を整理した検討を図る（図4参照）。【計画】

参考 「防災に関する市民意識調査」 関連質問<抜粋>

放射線対策の市の取り組みの認知度

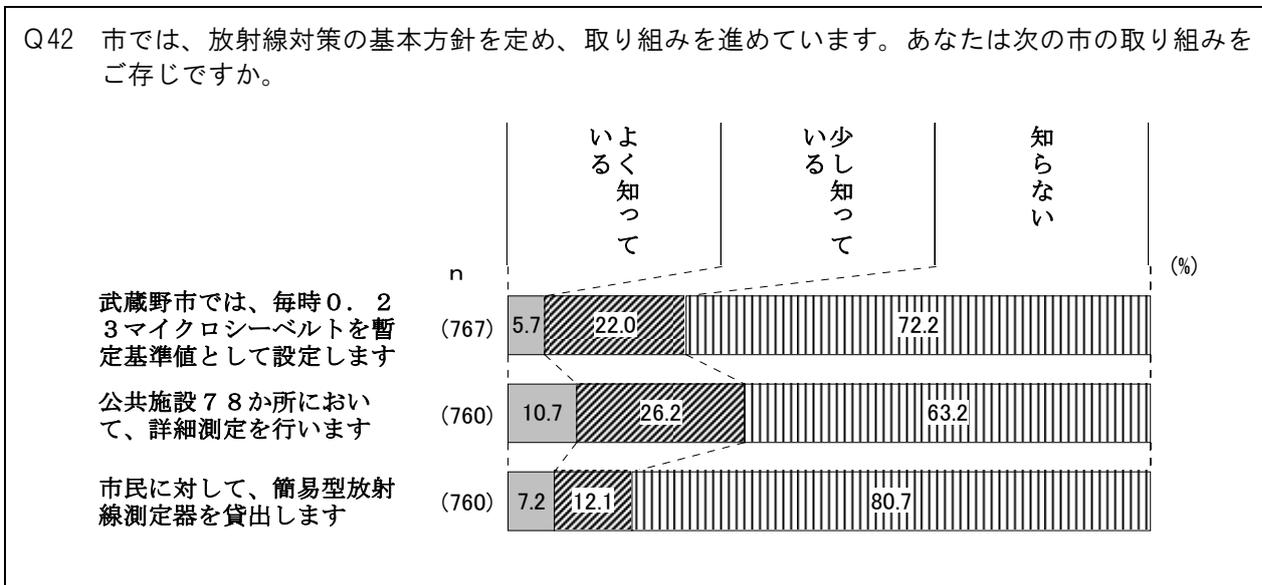
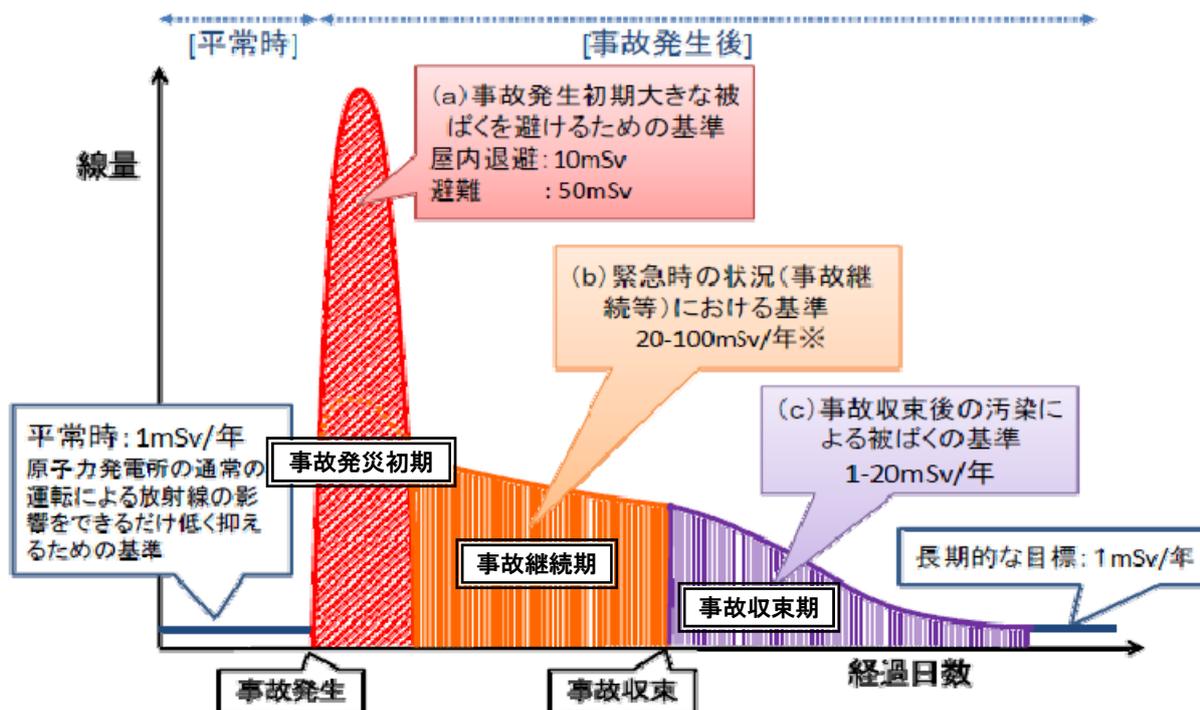


図4 放射性物質に関する対応の時間軸

放射性物質に関する対応の時間軸



<資料「放射線防護の線量の基準の考え方(原子力安全委員会)」を基に作成>

第4章 今後の防災対応指針

第4章 今後の防災対応指針

1 防災対応指針の基本的視点

市は東日本大震災に対して「自治と連携」の視点に立って、様々な関係機関や市民とともに多種多様な取り組みを重ねてきた。こうした経験は、武蔵野市の抱える防災上の課題が浮き彫りとなり、基礎自治体として果たすべき責務や役割、地域コミュニティのあり方、広域連携の重要性などをあらためて認識することとなった。

そこで、東日本大震災の教訓を踏まえ、次の基本的な視点に基づき、課題を整理し、武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を目指すこととする。

(1) あらゆる事態に備えた事前対応の充実と応急対応力の強化

いかなる災害が発生しても、迅速かつ的確な対応ができるよう、日頃からハードとソフトの両面から「減災」へ向けて事前対応を充実させ、応急対応力を高める必要がある。

< 課題 >

- ・的確な情報伝達手段の確保
- ・初動態勢の強化
- ・災害対策本部機能の充実
- ・災害に強い都市基盤の整備
- ・ライフラインの災害対策
- ・原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する対策の推進

(2) 地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

大災害に対応するためには、「自助」「共助」「公助」それぞれの取り組みを強化するとともに、多様な主体の連携を深める必要がある。

< 課題 >

- ・帰宅困難者対策の充実
- ・災害時要援護者対策事業の見直し・拡充
- ・福祉避難所機能の充実
- ・災害時医療救護体制の充実
- ・地域防災力向上による避難者対策の充実
- ・避難者の多様なニーズに対応した支援

2 今回の課題整理により明確化した方向性と優先順位

第3章で整理した課題1～12における今後の対応の方向性について、大地震の切迫性を考慮し、「地域防災計画の見直しを待たず緊急に取り組むべき事項」「国や東京都の動向を踏まえ今後地域防災計画見直しの中で検討すべき事項」に分類して優先順位をつけ、今後の防災対応の指針とする。

2-1. 緊急に取り組むべき事項

課題項目	対応の方向性	地域防災計画に位置づける体系
的確な情報伝達手段の確保	防災行政無線難聴地域の解消へ向け、防災行政無線の屋外スピーカーを増設する。また、屋内で受信することができる補完代替手段を検討する。	災害予防 災害応急
	防災・安全メールやむさしのFMサイマル放送について市民周知を強化する。また、通信の確実性が高いエリアメール（携帯向け地域限定配信メール）の整備を検討する。	災害予防 災害応急
	災害時を想定した実践的な情報伝達・通信訓練を実施する。	災害予防
初動態勢の強化	初動要員の緊急初動態勢については、従来は休日夜間に限定していたが、平日も出動対象とする。初動要員の研修・訓練・装備品を充実する。	災害予防 災害応急
	非常配備態勢に帰宅困難者対策班を新設する。また、震災時の職員の帰宅に関し、職場待機を原則としたルールを確立する。	災害応急
	初動要員に「帰宅困難者対策担当」、「災害時要援護者安否確認担当」、「情報提供担当」を増員配置し、緊急初動態勢を充実させる。	災害応急
	基準震度の見直しを行う。 ※P87「表1」のとおり ①「災害対策本部設置【原則5弱】」②「初動要員の出動【5弱】」③「休日夜間等の全職員参集【5弱予定】」など	災害応急
対策本部機能の充実	業務継続計画（BCP）震災編を適宜更新する。	災害予防
	災害協力協定を締結している関係団体と連絡会議を設立するとともに、災害時の連絡手段を確保するなど連携を強化する。	災害応急
帰宅困難者対策の充実	民間事業者、学校等へは「一斉帰宅行動の抑制」、「従業員等の備蓄品は、事業所内で備蓄」等を協力依頼していく。また、吉祥寺駅周辺に災害用備蓄倉庫を整備する。	災害応急
	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会（関係機関相互）内の情報連絡体制の仕組みについて、さらなる検討を行う。また、現地本部（情報提供拠点）の設置を検討する。	災害応急
災害時要援護者対策事業の見直し・拡充	要援護者対策事業の発動震度は、防災行政無線自動放送基準に合わせ、震度5弱とする。	災害応急
	安否確認情報の情報集約方法・場所を明確化する。	災害応急
	救護・避難が必要になった場合の具体的な対応など「振り分け基準」を検討し、支援者の基本行動フローの追加など既存の支援者マニュアルを改訂・充実していく。	災害応急
福祉避難所機能の充実	福祉避難所運営マニュアルを作成し、福祉避難所運営の支援を行う。	災害応急
災害時医療救護体制の充実	武蔵野赤十字病院に医療救護本部（仮称）を設置する方向で、医師会、武蔵野赤十字病院等の関係機関と引き続き協議を進める。また、医療救護本部（仮称）の具体的な役割については、都の動きを注視しつつ研究を進める。	災害応急
災害に強い都市基盤の整備	ブロック塀等の改修を促進するため、接道部緑化に対する助成やブロック塀等改善補助金制度の周知啓発活動を強化する。	災害予防
	公共施設について、優先性と改善費用を考慮した検討を行い、改善を実施していく。	災害予防
	現在の耐震診断・耐震改修に対する補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。	災害予防
	迅速に避難所を開設備営するため、応急危険度判定員との連絡体制の強化と安全点検マニュアル作成の検討を進める。	災害応急

課題項目	対応の方向性	地域防災計画に位置づける体系
ライフラインの災害対策	カセットガスボンベや太陽光を活用した発電設備の整備を検討するとともに、市民に対しガス・電気対策として、懐中電灯、電池、カセットガスコンロ、ガスボンベなどの備蓄を啓発する。	災害予防 災害応急
	水道管の耐震管路への更新を継続し、断水地域の縮小を図る。水源に自家発電装置を設置し応急体制を強化していく。また、避難所等の災害時重要施設からの排水機能の確保や主要な下水道管に対する耐震対策を実施する。	災害予防
	下水道排水機能を確保し日常生活に支障をきたさないよう、下水ポンプ場における自家発電施設を整備する。	災害予防
地域防災力の向上による避難対策の充実	避難所ごとに対象となる居住地域を原則的に指定することを検討する。	災害応急
	各学校における児童引き渡しに至る対応と避難者対応を両立するマニュアルの整備をする。	災害応急
	地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立を支援し、市、学校、避難所運営組織で情報を共有、連携を強化する。	災害予防

2-2. 地域防災計画見直しの中で検討すべき事項

課題項目	対応の方向性	地域防災計画に位置づける体系
的確な情報伝達手段の確保	防災行政無線・防災用MCA無線・衛星携帯電話・市HP・防災WEB・防災安全メール・広報車・ツイッター等の災害時に利用可能な情報伝達手段を多角複合的に活用するとともに、公共施設の掲示板を活用したアナログ的な情報提供手法を検討する。	災害応急
	インターネットを活用した情報伝達機能を整理・強化するため、市HPと防災WEBの役割分担やアクセス集中対策を検討する。	災害応急
	衛星携帯電話を活用した友好都市や防災関係機関等との連絡体制構築を検討する。駅周辺等への臨時公衆電話の設置について、NTT（日本電信電話株式会社）と協議検討する。	災害応急
初動態勢の強化	地域防災計画見直し後、「災害応急対策職員ハンドブック（平成12年版）」を改訂する。	災害応急
対策本部機能の充実	被害調査や被災証明書発行に係る業務を効率化するため、東京都が開発を進めている「被災証明書発行システム」の導入を検討する。	災害応急
	市民対応を強化するため、災害時特設コールセンターの設置を検討する。	災害応急
	市内・近隣在住の市職員OBを活用するための人材登録制度を検討する。また、嘱託職員の災害時の役割・対応を検討する。	災害応急
帰宅困難者対策の充実	滞留者・帰宅困難者への対応は、まちぐるみ・社会全体で行っていくため、一時滞在施設としての事前指定・協力依頼（協定書の締結等）を民間事業者等に対して行う。	災害予防 災害応急
	帰宅困難者への情報提供は、ブルーキャップ等を活用し、正確な情報を迅速に周知できる方法を検討する。また、市外にいる市民への防災・安全メール等による情報提供体制を検討する。	災害応急
	行政や民間事業者等の災害時における役割分担や地域特性に応じた対策などを定めた「吉祥寺ルール」を作成する。また、三鷹駅・武蔵境駅へ対策の拡充を図る。	災害応急

課題項目	対応の方向性	地域防災計画に位置づける体系
災害時要援護者対策事業の見直し・拡充	介護サービス事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、民生児童委員などの関係機関・関係部署の災害時における役割を明確化し、相互の連携を図る。	災害応急
	乳幼児、妊婦、外国人に対する情報提供体制や相談体制などの対策について、子ども協会や国際交流協会など関係機関を含めて検討を進める。	災害応急
	援護が必要な在宅の高齢者や障害者に対する支援の仕組みづくりを関係機関と連携しながら進めていく。	災害応急
福祉避難所機能の充実	福祉避難所連絡会議から市へ要望されている要援護者用食料備蓄の分散化、発電機や送迎車用燃料の確保などについて引き続き検討していく。	災害応急
	災害時に福祉資機材を福祉避難所に提供できるように、介護用品取扱業者などと協定を締結する。	災害応急
	福祉避難所と地域（福祉の会など）との連携や、災害ボランティア制度などを検討する。	災害応急
	一般避難所と福祉避難所の連携を図るとともに、避難所に開設するおもしろルーム（福祉避難室）と福祉避難所の対象者を分類する介護トリアージ（仮称）について、引き続き研究を進める（P93図2参照）。	災害応急
災害時医療救護体制の充実	三層構造の災害時医療救護体制（P95図3参照）を基本としつつ、医療救護所の設置基準や初動期の体制など具体的な仕組みづくりを検討していく。	災害応急
	関係機関に「通信の確実性」のある衛星携帯電話やMCA無線などの配備を検討する。	災害応急
	人工呼吸器などを使用している在宅療養の方に対する支援の仕組みづくりを関係機関と連携しながら進めていく。	災害応急
	避難所・福祉施設への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討する。	災害応急
	被災者や災害活動従事者に対するこころのケアチームの体制を検討する。	災害応急
災害に強い都市基盤の整備	災害時に民間団体と協働で応急対応するために平常時から、随時講習・実習等を行い連携を広げる。	災害予防
	民間建築物は、建築物所有者に対し、安全対策や落下防止策の普及啓発を図る。	災害予防
	家具転倒防止については、高齢者等を対象とした家具転倒防止器具助成事業などの制度を拡充していく。	災害予防
ライフラインの災害対策	災害時における燃料の優先確保に関する災害協定についてさらに充実させる。また、燃料確保のあり方に対して研究する。	災害応急
	集合住宅について、エレベーター閉じ込め防止装置の設置や自主防災組織設立等を促し、さらに高層住宅には一定階層ごとに防災倉庫の設置を促す。	災害予防
	長周期地震動等高層住宅特有の防災対策の検討を進め、高層住宅用災害対策マニュアルを作成する。	災害予防
	避難所に下水道直結型の災害用トイレの整備を推進するとともに、自家発電設備や太陽光発電の蓄電装置等の整備を検討する。また、公園に設置されている災害用トイレについては、さらなる市民への周知を推進する。	災害予防 災害応急
地域防災力の向上による避難者対策の充実	避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。家屋の耐震化や家具転倒防止の普及を図るとともに、情報・食料・水などを避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討する。また、広域的な避難を要しない区域として、「地区内残留重点エリア（仮称）」の指定を検討する。	災害応急
	災害時におけるコミュニティセンターを補完的避難所として位置づけることを検討する。これに伴い、必要なマニュアルの整備や指定管理協定の整備などを検討する。	災害応急
	学校再開までの手順を整備する。	災害応急

課題項目	対応の方向性	地域防災計画に位置づける体系
避難者の多様なニーズに対応した支援	高齢者や障害者・妊婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難所スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）（P93図2参照）を設置する。	災害応急
	①避難者のプライバシーの確保、②避難生活の安全面の確保、③避難所運営に男女共同参画の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを踏まえ、避難所運営の手引きの充実・改訂を行う。	災害予防
	乳幼児がいる家庭のための避難所として、公立保育園等を活用することを検討する（P93図2参照）。	災害応急
	PTSDや避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談窓口の設置について、こころのケアチームと連携し検討する。	災害応急
	原則として避難所でペットの同行避難を受け入れる方向で、獣医師会など関係団体と連携し、対策を検討する。また、同行避難できるペットの種類、適正飼育のルール化、避難所にペット用スペースの確保などを検討する。さらに、「動物救援センター」（仮称）の設置を検討する。	災害応急
原子力発電所事故に伴う放射性物質に関する対策の推進	放射性物質対策の抜本的な強化を国に働きかける。国や東京都などの対策を踏まえ、本市の基本方針に基づき、市民の不安の払拭に向けた対策を充実する。	災害応急
	休日・夜間等の緊急対応が必要な場合に備え、東京都、警察、消防等の関係機関、庁内の連絡体制を強化する。	災害応急
	除染については、平成24年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、本市でも必要に応じて対応する。	災害応急
	局所的汚染については、文部科学省が平成23年10月に策定した「放射線測定に関するガイドライン」や環境省が平成23年12月に策定した「除染等の措置に係るガイドライン」等を踏まえて、具体的な測定方法や、周辺より放射線量が高い箇所への対応を行う。	災害応急
	空間放射線量の測定や放射性物質の検査に係る体制の強化を図る。	災害応急
	安定ヨウ素剤については、内閣府原子力安全委員会の提言等、専門機関の動向を注視するとともに、医療関係者と協議し、備蓄や配布等について検討する。	災害応急
	放射性物質に関する対応策について、時間軸・対象軸を整理した検討を図る（P105図4参照）。	災害応急

3 今後、新しい知見や広域的な視点で整理すべき課題

3-1. 地震の規模や被害の想定の見直し等に関すること

今後発生が予想される地震の規模や被害想定の見直し等については、現在様々な分析が行われている。そのため、それらについては国や東京都の動向・検討結果や新しい知見を踏まえ、広域的な視点や統一的な枠組みの中で具体的な検討を行う。

資料編

- 1 武蔵野市防災対応指針策定年表 ～東日本大震災からの取り組み～
- 2 武蔵野市 防災に関する市民意識調査結果の概要（速報）
- 3 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会 吉祥寺ルール（案）
- 4 非常配備態勢の組織と役割＜武蔵野市地域防災計画（平成20年修正）抜粋＞
- 5 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議設置要綱
- 6 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議名簿
- 7 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議ワーキングチーム名簿

資料編

1 武蔵野市防災対応指針策定年表 ～東日本大震災からの取り組み～

※計画＝武蔵野市地域防災計画

日時	会議名／行事名	備考（構成メンバーなど）
平成18年3月	武蔵野市直下型地震被害想定を実施	
平成20年4月	武蔵野市地域防災計画（平成20年修正）を武蔵野市防災会議が承認	
平成23年		
3月11日	東日本大震災発災	
3月14日	計画停電開始 ※武蔵野市内は16日に一部地域で計画停電実施	
3月17日	原発事故情報窓口を開設	市関係部署4課
3月22日	金町浄水場の水道水から、乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える放射性ヨウ素が検出（武蔵野市は独自測定により、3月24日に市水道水安全宣言を発表）	
4月21日	第1回停電等に伴う連絡会議	関係機関9団体、副市長他部課長13名
4月25日	むさしの避難者サポートニュースを発行開始（毎月2号発行：平成24年2月現在 継続中）	
5月9日	東京電力及び庁内の健康福祉関係部局と連絡会議	東京電力 市関係部署5課
5月21日	水防訓練（地震対策ひろばを併設：被災地支援パネルなど）	
5月30日	東日本大震災に伴う業務対応状況等の調査【業務継続計画震災編】を実施（庁内各課を対象）	防災課・総務課 共同
6月1日	災害時要援護者対策検討庁内推進会議第3回を開催（議長：健康福祉部長、副議長：防災安全部長）※震災前より実施	市関係部署の 部課長8名
6月29日	武蔵野市防災会議にて、計画見直しのポイント（7項目）を承認（会長：邑上市長）	防災関係機関 の長 28名
7月1日	防災・安全メールを配信開始	
7月5日	放射線に関するプロジェクトチームを設置	市関係部署9課
7月15日	第一回放射線に関するプロジェクト会議	市関係部署9課
7月25日	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会第1回幹事会を開催（会長：吉祥寺活性化協議会会長、副会長：JR吉祥寺駅駅長）	吉祥寺活性化協議会・JR等11団体
8月5日	平成23年度第1回 自主防災組織情報交換会を開催	自主防災組織19 組織
8月21日	武蔵野市総合防災訓練（震災の経験と課題：市民の参加・体験型訓練）	
8月25日	第二回放射線に関するプロジェクト会議	市関係部署10 課
8月30日	災害時要援護者対策検討庁内推進会議第4回を開催	市関係部署の 部課長8名
9月1日	総合防災訓練（予知対応型訓練：防災行政無線スピーカーのサイレン吹鳴、消防団ポンプ車の広報）	
9月18日	たい肥等の放射性物質についての検討会	市関係部署4課
10月7日	家具転倒防止器具等支給事業（3,720世帯配布） ※平成21年から3カ年事業で合計8,421世帯に配布	14日まで受付
10月7日	第1回避難所運営検討委員会を開催	市関係部署の 課長5名
10月7日	平成23年度第2回 自主防災組織情報交換会を開催	自主防災組織 17組織

日時	会議名／行事名	備考（構成メンバーなど）
10月28日	第三回放射線に関するプロジェクト会議	市関係部署12課
10月29日	東京都・四市合同総合防災訓練（初動地域訓練も同時実施）	
11月4日	災害時における動物救護活動に関する協定書を締結（東京都獣医師会武蔵野三鷹支部）	
11月10日	第2回停電等に伴う連絡会議	関係機関12団体、市関係部課長11名
11月14日	計画策定庁内推進会議を設置、第1回計画策定庁内推進会議を開催（議長：井上副市長、副議長：会田副市長）	災害対策本部26名
11月22日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチームを設置、第1回ワーキングチーム全体会議を開催	市関係部署の部課長30名
11月28日	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会第2回幹事会を開催	吉祥寺活性化協議会・JR等14団体
11月30日	福祉避難所連絡会全体会を開催	各福祉避難所施設長
12月2日	防災に関する市民意識調査を実施（20歳以上、無作為2000名を対象）	12月16日まで調査実施
12月12日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（本部機能・情報伝達部会）会議第1回を開催	市関係部署の部課長11名
12月20日	杉並区との「災害時における相互協力に関する協定」を締結	
	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（防災都市基盤整備部会）会議第1回を開催	市関係部署の部課長10名
12月22日	災害時要援護者対策検討庁内推進会議第5回及び計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（医療・福祉部会）会議第1回を同時開催	市関係部署の部課長8名
	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（避難所運営・地域防災力向上部会）会議第1回を開催	市関係部署の課長9名
12月26日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（放射能対策部会）会議第1回を開催	市関係部署の課長8名
平成24年		
1月14日	ボランティア訓練（被災地大船渡市社会福祉協議会職員の講演あり）	
1月18日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（本部機能・情報伝達部会）会議第2回を開催	市関係部署の部課長11名
	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（医療・福祉部会）会議第2回を開催	市関係部署の課長6名
1月19日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（放射能対策部会）会議第2回を開催	市関係部署の課長8名
	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（避難所運営・地域防災力向上部会）会議第2回を開催	市関係部署の課長9名
1月20日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム（防災都市基盤整備部会）会議第2回を開催	市関係部署の部課長10名
1月30日	練馬区との「災害時における相互応援に関する協定」を締結	
2月1日	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会第3回幹事会を開催	吉祥寺活性化協議会・JR等16団体
2月2日	防災に関する市民意識調査結果の概要（速報）を総務委員会で行政報告	
2月3日	福祉避難所連絡会の意見・要望書を收受	
2月7日	計画策定庁内推進会議 部会別ワーキングチーム部会長会議を開催	部会長5名
2月17日	第2回計画策定庁内推進会議を開催（武蔵野市防災対応指針について協議）	災害対策本部26名

* 上記のほか、防災安全部ワーキングチーム・事務局会議を12回実施

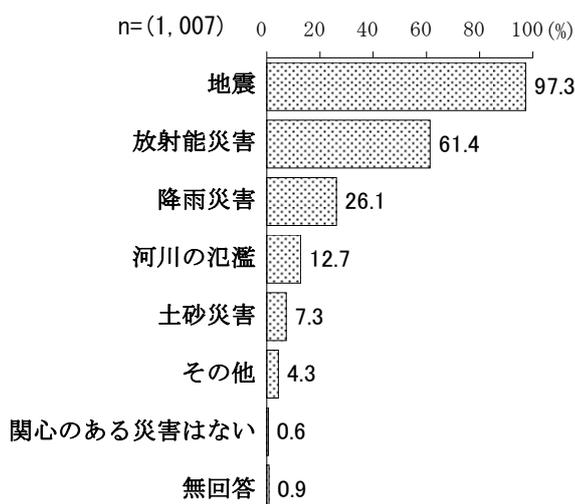
2 武蔵野市 防災に関する市民意識調査結果の概要（速報）

[調査実施の概要]

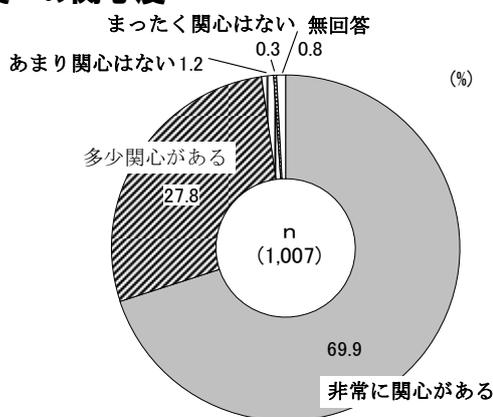
武蔵野市民の東日本大震災での経験や課題、防災に対する意識や要望などをうかがい、今後の武蔵野市地域防災計画見直しのための基礎資料とするため、「防災に関する市民意識調査」を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査期間 平成23年12月1日～平成23年12月16日 ● 調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した満20歳以上の男女 2,000人 ● 調査方法 郵送調査法 ● 有効回収 1,007件（有効回収率 50.4%）
---	---

地震風水害への関心度

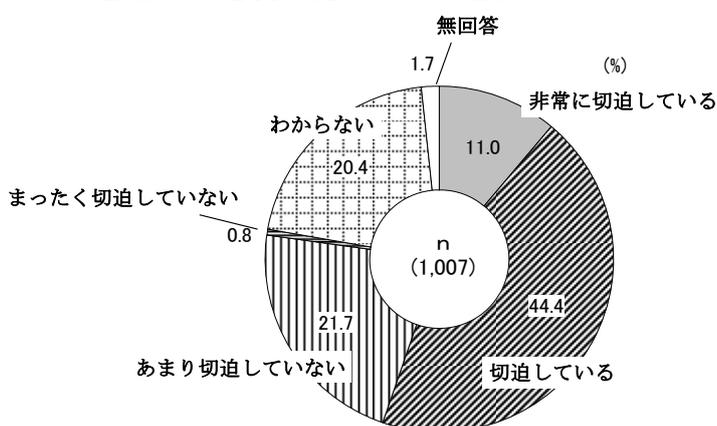
○関心のある災害(複数回答・いくつでも)



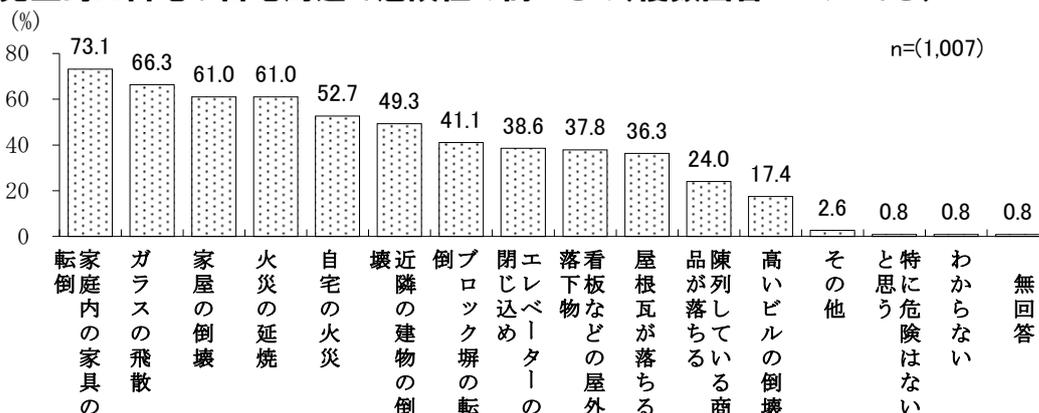
○地震への関心度



○地域で大地震が発生する切迫性

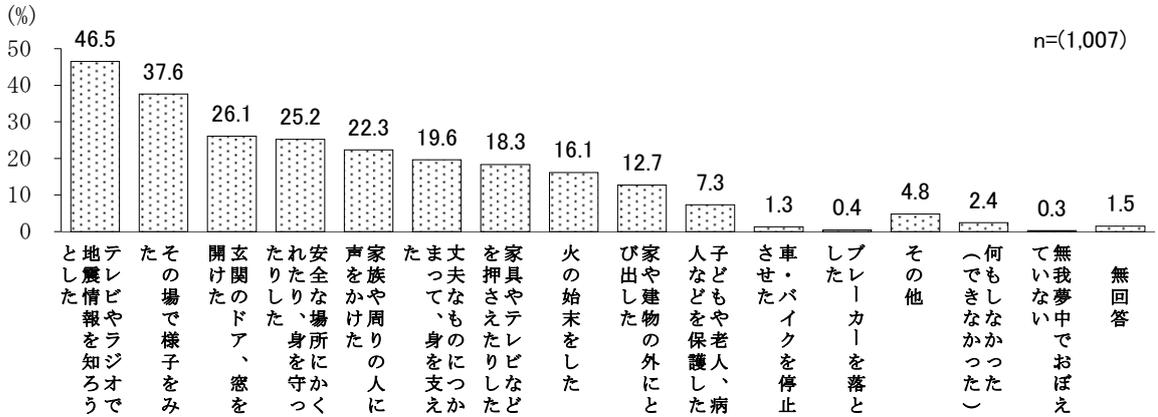


○地震発生時に自宅や自宅周辺で危険性の高いもの(複数回答・いくつでも)

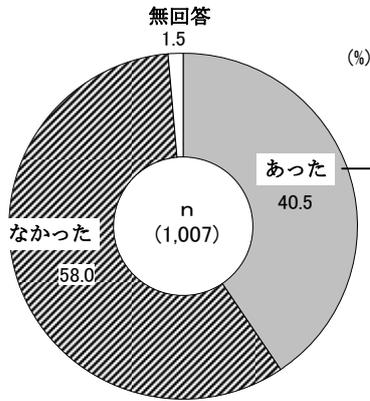


東日本大震災の経験

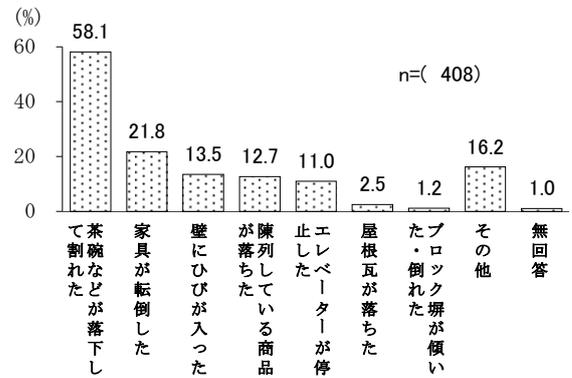
○地震が起きた時(揺れている間と直後)に行ったこと(複数回答・いくつでも)



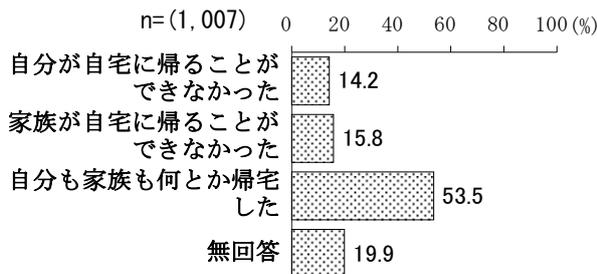
○自宅の被害状況



○被害内容(複数回答・3つまで)

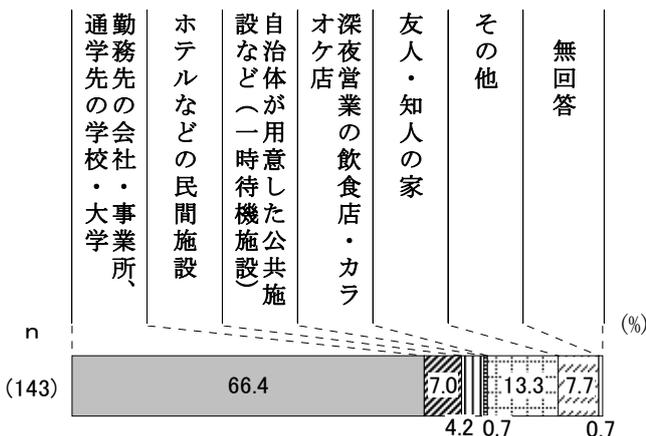


○帰宅困難の状況(複数回答・いくつでも)

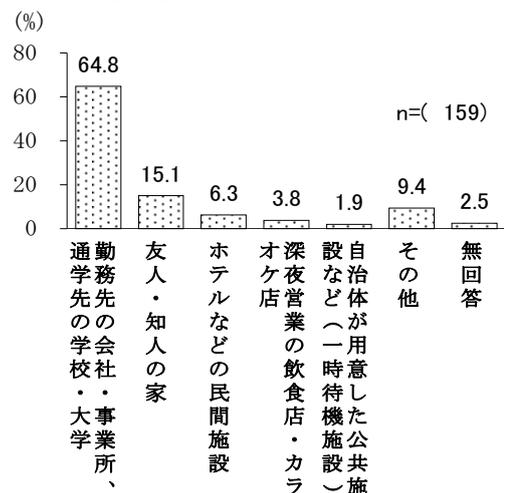


○帰宅困難時の宿泊先

[本人]

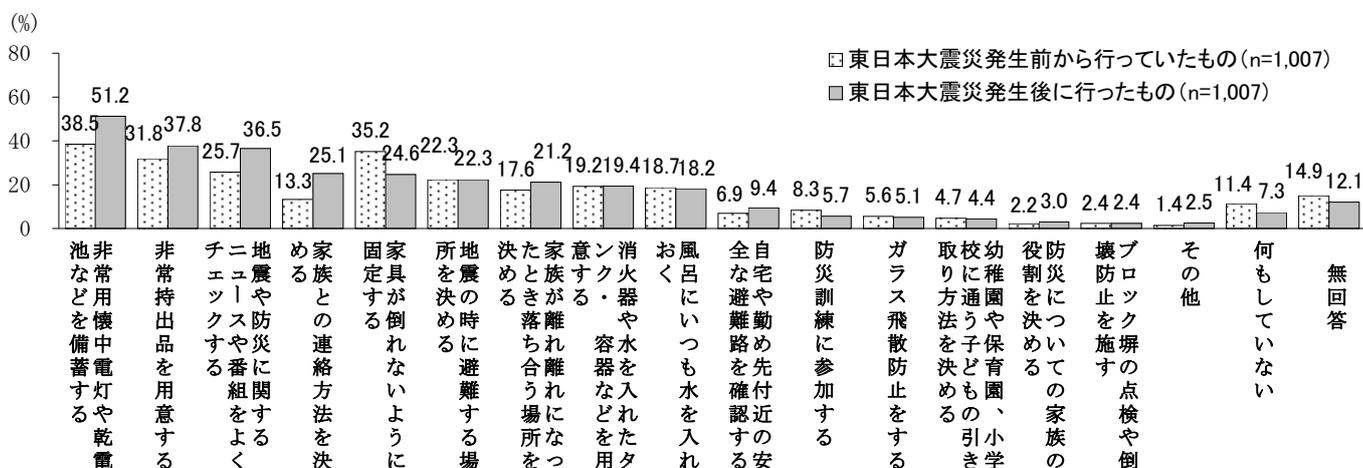


[同居の家族] (複数回答・いくつでも)

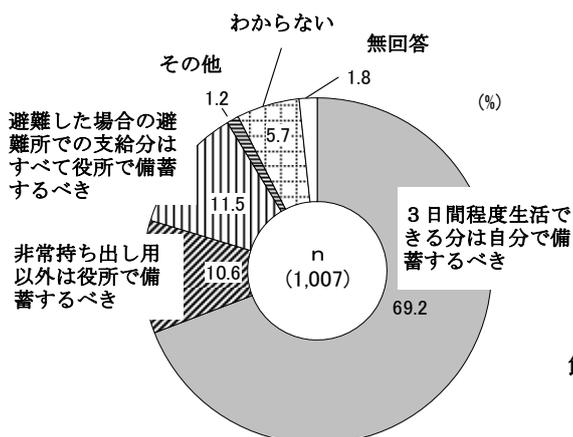


日頃の防災対策

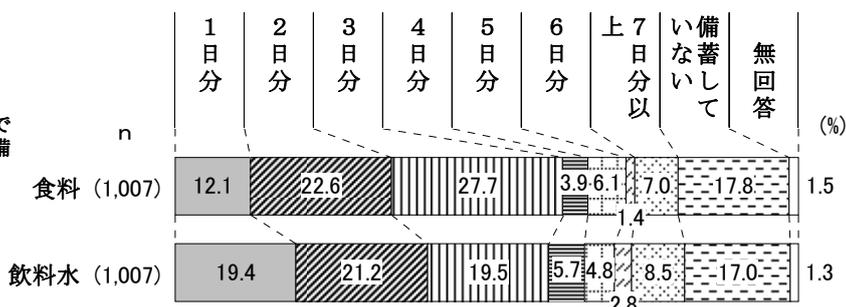
○行っている地震対策(東日本大震災発生前/後)(複数回答・いくつでも)



○備蓄方針についての考え

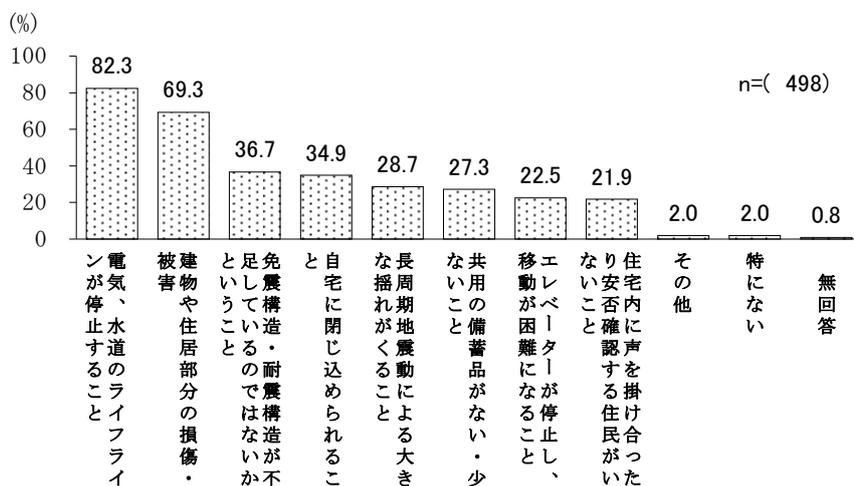


○家庭の備蓄状況(食料・飲料水)



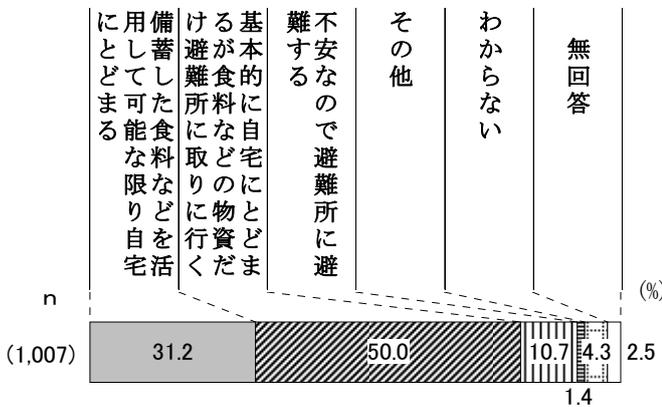
住居の防災対策

○集合住宅に住んでいて災害時に不安なこと(複数回答・いくつでも)

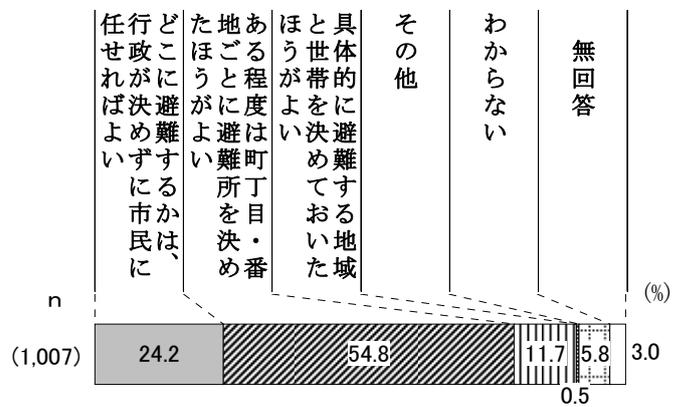


災害時の避難

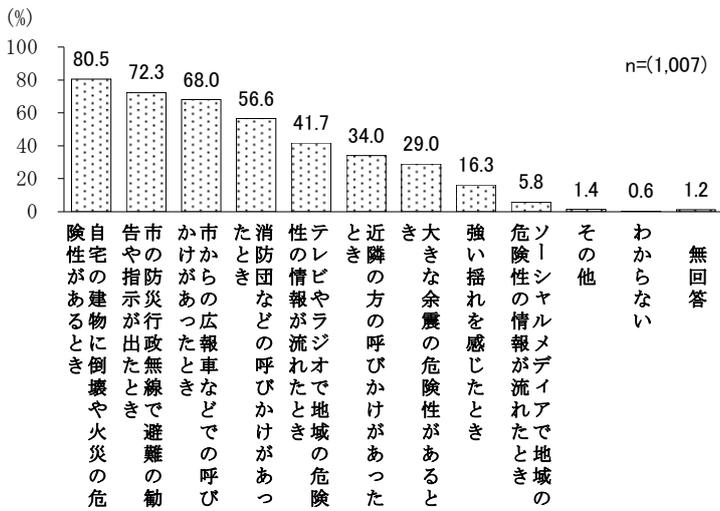
○自宅倒壊・火災延焼の危険がない場合の避難



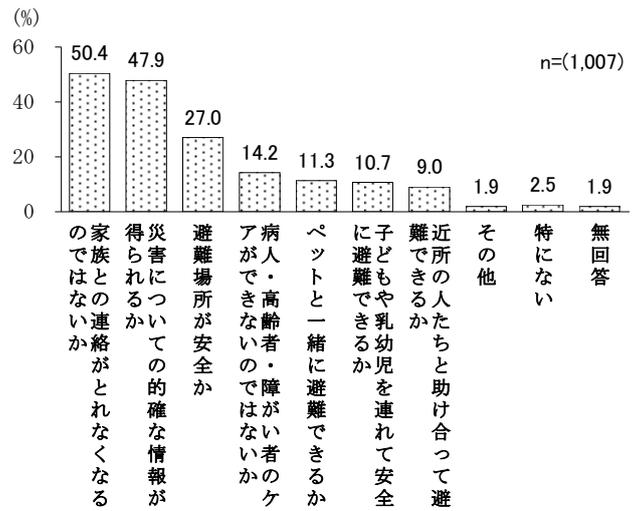
○一時集合場所・避難所の地区別の取り決めについて



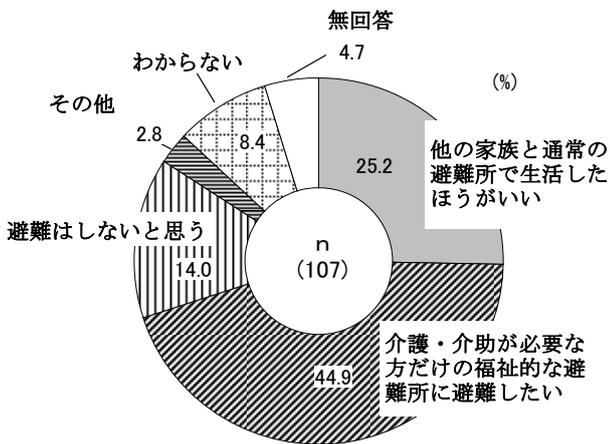
○大地震発生時に避難しようと思うきっかけ (複数回答・いくつでも)



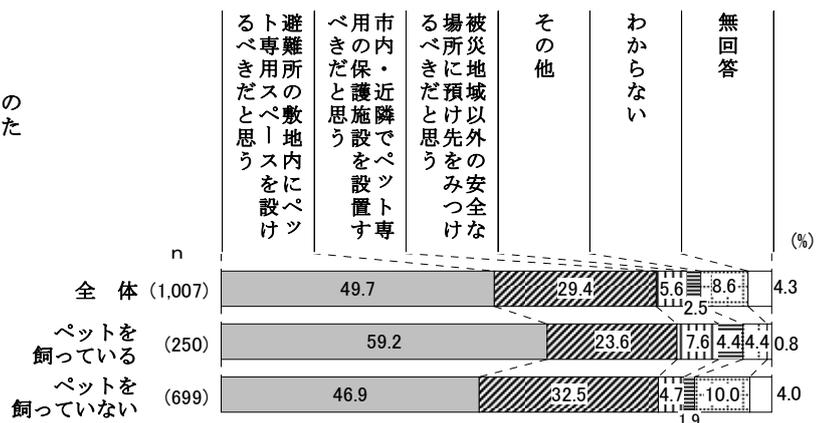
○災害時に避難が必要な際に心配なこと (複数回答・2つまで)



○福祉避難所の必要性

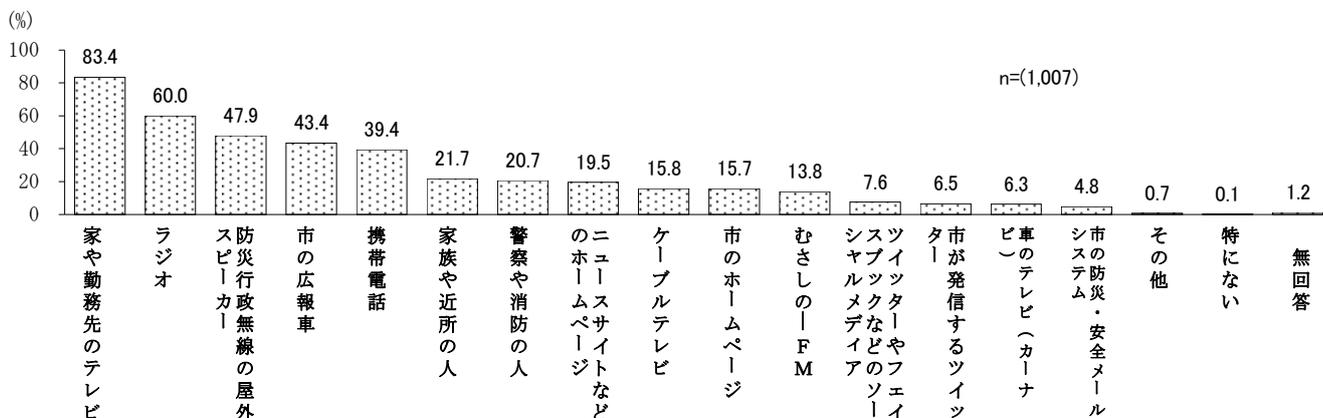


○ペットと飼い主の避難場所について (複数回答・いくつでも)



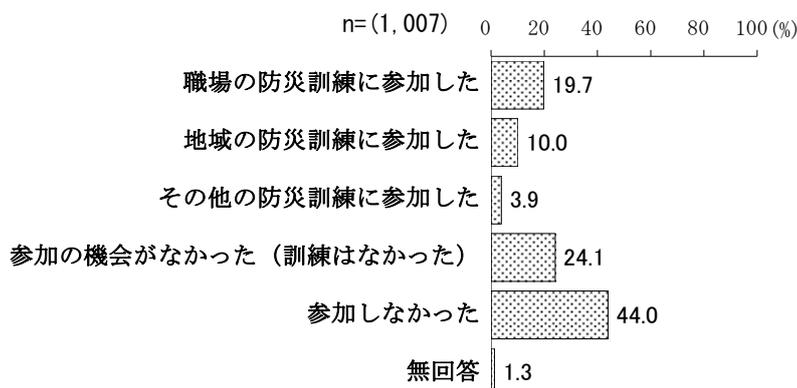
災害に関する各種情報

○災害時に災害情報を得るための情報媒体(複数回答・いくつでも)

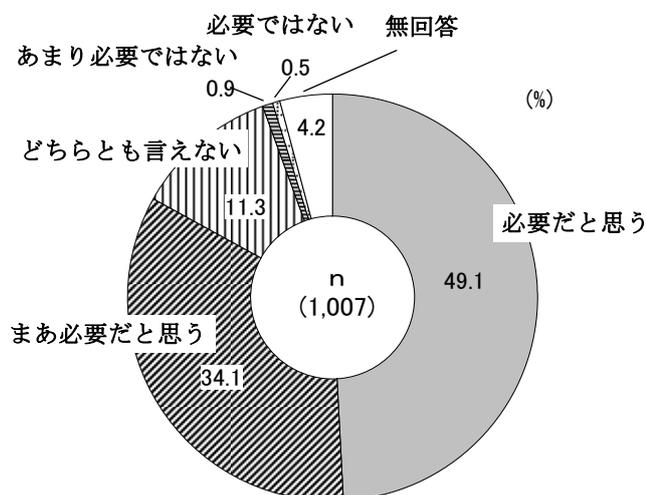


防災訓練・地域の組織

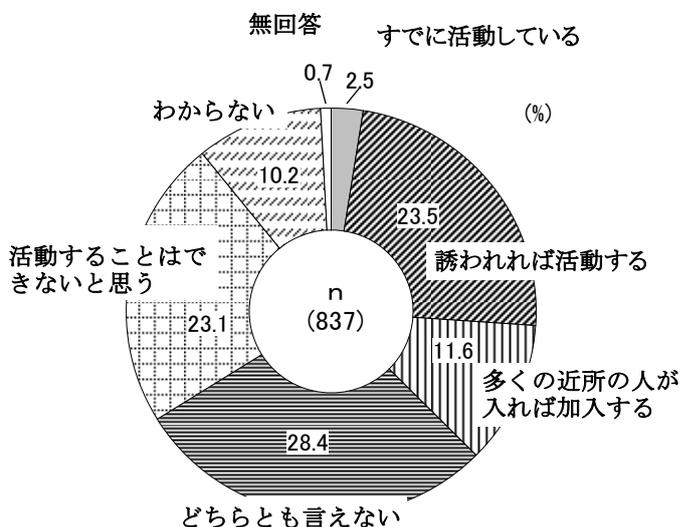
○地震防災訓練への参加状況(複数回答・いくつでも)



○自主防災組織の必要性

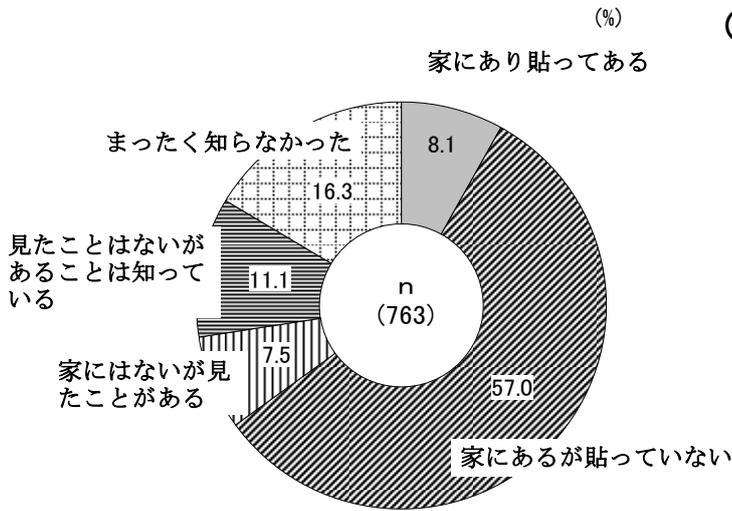


○自主防災組織での活動意向

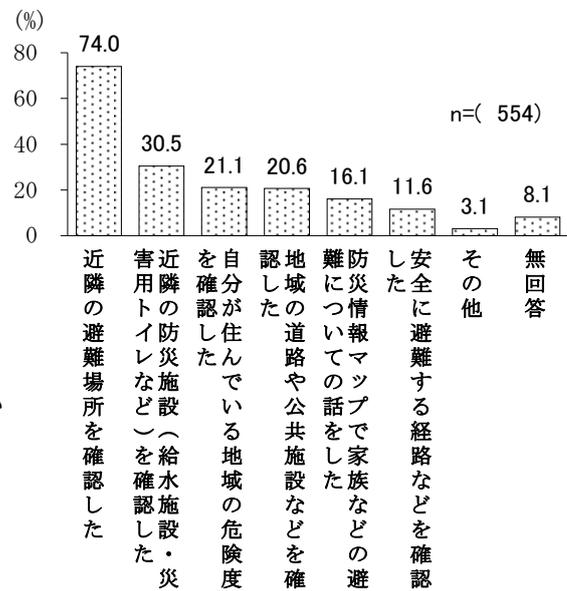


市の施策について

○防災情報マップの認知度



○防災情報マップの活用方法
(複数回答・いくつでも)

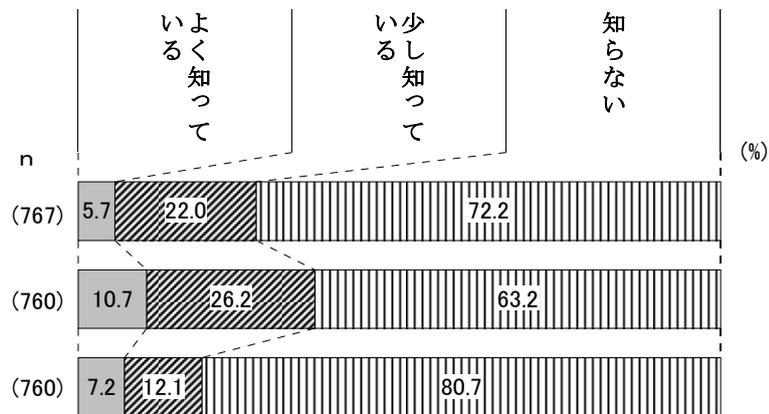


○放射線対策の認知度

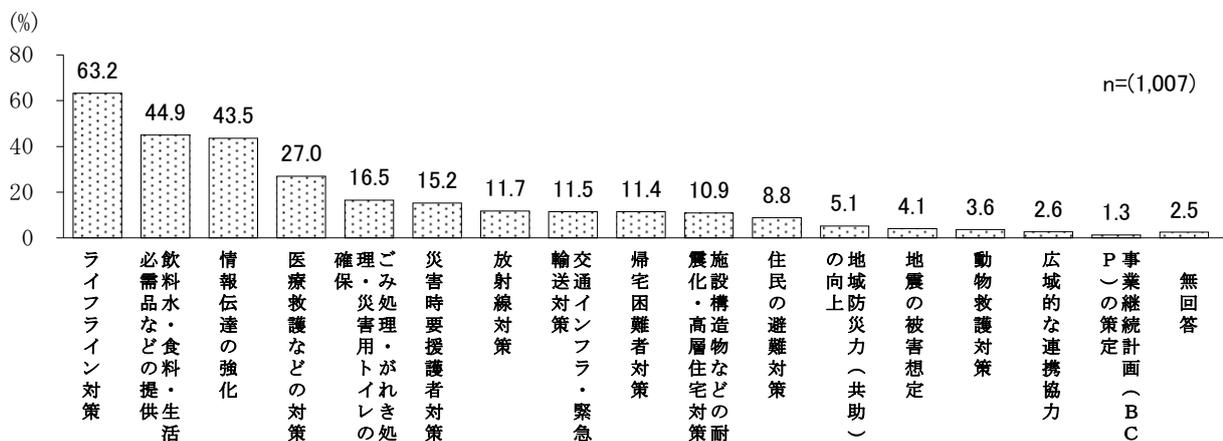
武蔵野市では、毎時0.23マイクロシーベルトを暫定基準値として設定します

公共施設78か所において、詳細測定を行います

市民に対して、簡易型放射線測定器を貸出します

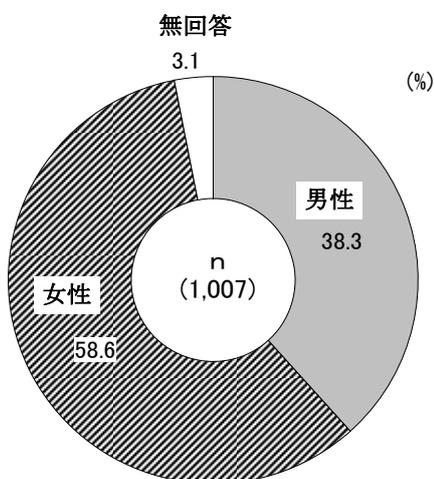


○重点的に取り組むべき防災対策(複数回答・3つまで)

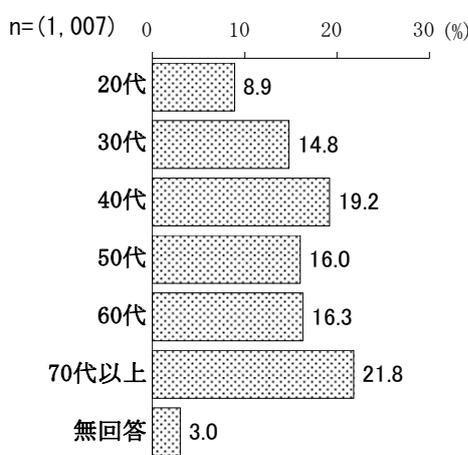


回答者の属性

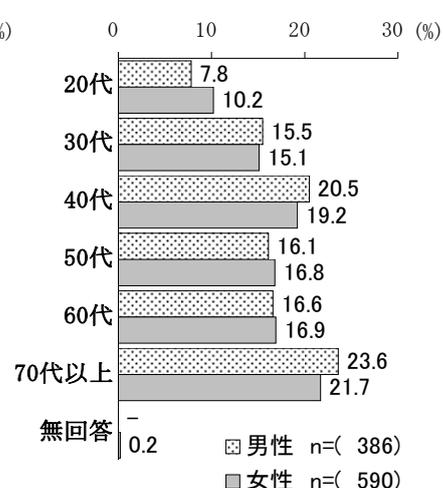
○性別



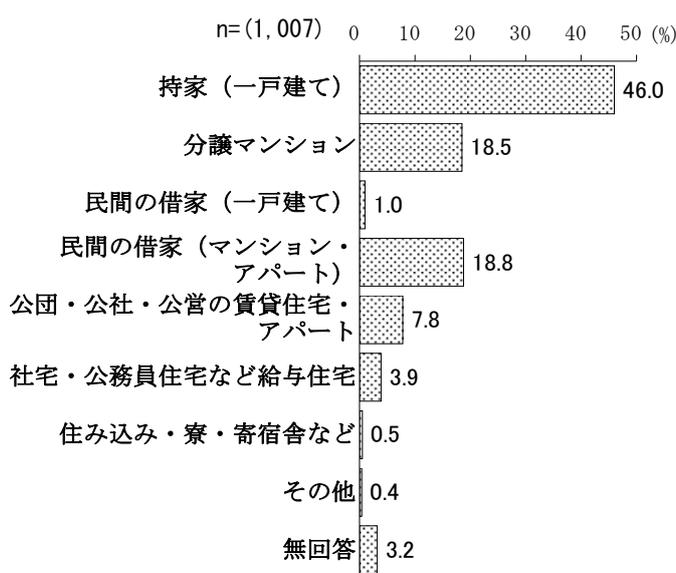
○年齢別



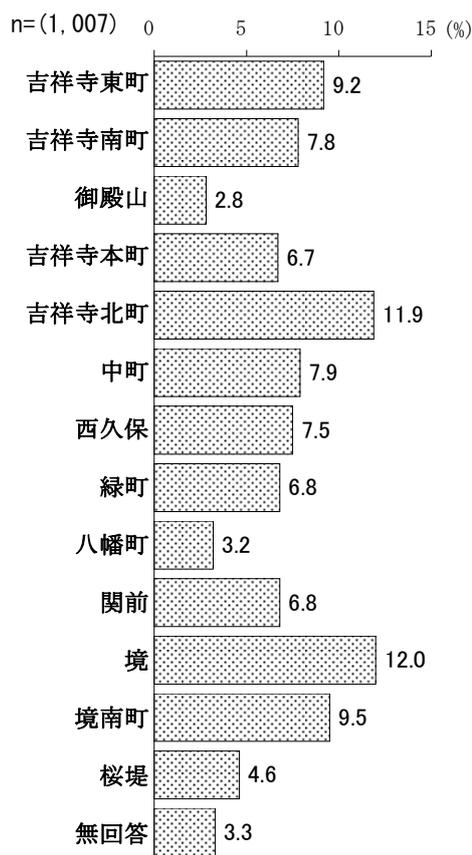
○性／年齢別



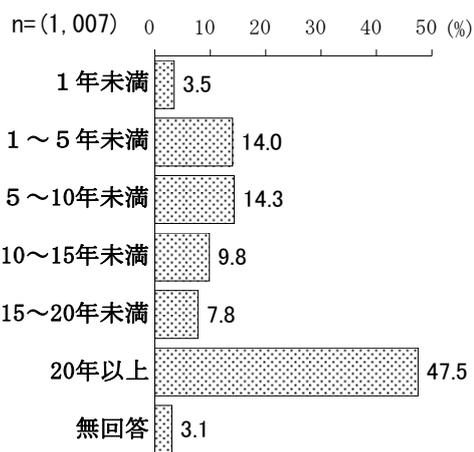
○居住形態別



○居住地域別



○居住年数



● グラフ内の数字は、有効回答者を100%として集計した比率です。
 ● 集計の都合上、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。
 ● 複数回答の場合は、合計が100%を超えることがあります。
 ● 「無回答」は設問事項について回答がなかったものをさします。

3 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会 吉祥寺ルール（案）

吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会 吉祥寺ルール（案）

背景と目的

- 東日本大震災（武蔵野市 震度5弱）において、吉祥寺駅周辺に2,000人以上の駅前滞留者や、帰宅困難者が発生。
- 会社、学校を離れた理由として最も多かったのは、「会社（学校）の管理者から帰宅するよう指示があったため」（35%）※東京府「東日本大震災時の帰宅困難者対策の実態調査」より
- 膨大な数の帰宅困難者への対応は行政による「公助」だけでは限界があり、まちぐるみでの総合的な対応が不可欠。

地域特性

- 吉祥寺駅は、2事業者3路線の鉄道が結ぶるとともに、比較的大きなバスターミナルを持つ公共交通ターミナルとなっている。

（JR=中央線 総武線 東武=東武東上線 西武=西武多摩川線）

- ※1日平均乗降客数
- 吉祥寺 (JR) 282,628人 (京王) 145,197人
- 三鷹 (JR) 179,342人
- 武蔵境 (JR) 123,340人 (西武) 28,289人

- 吉祥寺駅は、現在改修が進んでおり、近い将来、従来よりも安全で快適な都市空間の創出が見込まれている。

駅周辺の事業者等を構成員とする協議会が中心となり、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、関係機関が協力して「吉祥寺ルール」を策定し、まちぐるみで混乱防止に取り組む。

＜武蔵野市＞
 ◆駅前滞留者 12.3万人
 ◆帰宅困難者 3.0万人
 ※「首都圏下地盤による東京の被害想定 報告書」による⇒ハイパーソントリップ調査の検証結果により変動の可能性あり。

- 多様な形態の商業施設が集積しており、子どもから高齢者まで日常的に賑わっている。
- 多様な公共施設（公会堂、美術館、図書館、市政センター、コセン、シアター等）が存在。
- デパート・映画館・ホテル等の大規模な集客施設が点在している。
- 予備校や学習塾等が、駅周辺に数多くある。
- 広域避難場所（井の頭恩賜公園）が駅近くにある。
- 駅か少し離れて大宇がある。（成蹊大学、東京女子大学）
- むさしのFM、武蔵野三鷹ケーブルTVが存在し、地域の身近な情報を発信している。
- 駅周辺の各商店街に放送設備が整備され、放送が可能。



吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会

- 平成20年8月に、吉祥寺活性化協議会、JR吉祥寺駅、関東バス武蔵野営業所、武蔵野警察署、東京都西部公園緑地事務所、市防災安全部を構成員とし、設立準備会が発足。
- その後、3回の準備会を経て、平成21年5月28日に協議会を設立。
- 平成22年、23年には、東京都総合防災部主催の駅前滞留者対策協議会連絡会に事務局参加。
- 平成23年度に準備会の構成員を中心とした幹事会を3回開催し、吉祥寺駅の駅前滞留者・帰宅困難者対策について、検討を行ってきた。

ルール（策定案）

◆地域の事業者等は、相互に連携し、駅周辺の混乱防止のため、次のルール（策定案）を主体的に進める。行政はこれを支援する。

ルール① 一斉帰宅の抑制

事業者・学校等は、一斉帰宅行動を抑制。二次災害防止のため、従業員、学生等に「むやみに移動を開始しない」を周知、徹底する。また、正しい情報により安全な帰宅が可能となるか、交通機関が機能し始めるまでの間、屋内等の安全な場所で一時待機を行う。帰宅できない従業員、学生等は、引き続き、交通機関が機能するまでの間、安全な場所に留まる。

ルール② 待機に必要な3日分の備蓄

事業者・学校等における備蓄の一層の充実が必要。従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。施設内に待機する従業員や、遠距離帰宅者等には、あらかじめ備蓄していた物品を提供し、支援を行う。

ルール③ 来街者等の保護

事業者・学校等は、来街者等に「むやみに移動を開始しない」ことを広報。各施設で発生した負傷者の応急措置を実施。また、まちぐるみで相互に連携し、駅前滞留者・帰宅困難者に対し、情報提供と飲料水・食料等を提供する。帰宅困難者の一時滞在施設を開設後は、開設情報の提供、施設へ誘導を実施。

ルール④ 官民の連携による正確な情報提供

協議会は、発災後速やかに、市災害対策本部へ連絡。駅周辺、道路の被災状況などの情報を収集し、対策本部へ伝達。帰宅困難者、民間事業者等に対しては、むさしのFM、武蔵野三鷹ケーブルTV等で情報提供を行う。情報提供手段として、サンロード、ダイヤ街、平和通り等の商店街の緊急放送設備や、吉祥寺駅の南北通路に開設予定の情報ステーションも活用する。

ルール⑤ まちぐるみで帰宅困難者用一時滞在施設の確保

大規模事業所、公的機関等は、一時滞在施設としてスペースを積極的に提供する。一時滞在施設の運営は、各施設で自主的、臨機応変に行う。交通機関の再開や、バス等による代替輸送の開始等まで待機。市備蓄品の提供（毛布、グラブカー、水等）と情報提供を行う。

4 非常配備態勢の組織と役割<武蔵野市地域防災計画(平成20年修正)抜粋>

初動活動期	災害発生直後から2~3日程度
応急活動期	災害発生後2~3日後から1~2週間程度
復旧活動期	災害発生後1~2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初 動	応 急	復 旧
本部管理部 (防災安全部長)	情報班(防災課長) 防災安全部 防災課 安全対策課	1 本部長室の庶務に関する事	●		
		2 非常配備態勢その他本部長命令の伝達に関する事	●		
		3 災害情報の収集、提供及び報告の受理に関する事	●		
		4 東京都、防災関係機関等との連絡調整に関する事	●		
		5 防災情報システムの維持管理に関する事	●		
		6 自衛隊及び応援部隊の対応に関する事	●		
		7 他の市区町村との連絡調整及び相互協力に関する事	●		
		8 災害情報の集約及び通信連絡の統括に関する事	●		
		9 震度観測並びに気象情報の收受及び伝達に関する事	●		
		10 防災行政無線の統制及び活用に関する事	●		
		11 他の部との連絡調整に関する事	●		
		12 防災会議の庶務に関する事	●		
		13 その他災害対策の総合調整に関する事		●	
	庶務班(総務部総務課長) 総務部総務課 企画政策室 秘書課 議会事務局	1 本部管理部の庶務に関する事	●		
		2 緊急通行車両の確認申請事務に関する事	●		
		3 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事	●		
		4 災害視察者、見舞者等への対応に関する事		●	
		5 市議会の対応に関する事			
	配置班(人事課長) 総務部 人事課	1 職員の動員及び配備に関する事	●		
		2 職員の安否の確認に関する事	●		
		3 災害対策従事職員の服務及び給与又は賃金に関する事		●	
		4 災害対策従事職員の健康管理に関する事			
	広報班(広報課長) 企画政策室 広報課 総務部 情報管理課	1 広報活動に関する事	●		
		2 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事	●		
		3 報道機関への放送の要請に関する事	●		
		4 避難の勧告、指示等の伝達に関する事	●		
		5 災害の記録に関する事		●	
		6 各種情報の処理に関する事	●		
		7 電子計算機の保守及び復旧に関する事	●		
	記録班(企画調整課長) 企画政策室 企画調整課 総務部 自治法務室	1 避難の勧告又は指示に関する事務に関する事	●		
		2 災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法規の適用に関する事務に関する事	●		
		3 災害対策本部の活動記録の作成に関する事	●		
		4 家屋、公共施設等の被害状況の把握に関する事		●	
		5 被災者の生活の状況の把握に関する事		●	
		6 災害復旧及び災害復興の状況の把握に関する事		●	
		7 災害復興本部に関する事		●	
		8 災害復興に係る総合調整に関する事		●	

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初 動	応 急	復 旧
	財務班(管財課長) 財務部 管財課 財政課 施設課	1 庁舎及び車両の維持管理に関する事	●		
		2 災害対応職員の寝食に関する事	●		
		3 物資の調達及び契約事務に関する事	●		
		4 災害対策に係る予算その他財務に関する事		●	
		5 徴収金(市税を除く。)の減免又は徴収猶予に関する事		●	
		6 災害復興のための財政措置に関する事		●	
		7 避難所その他市の施設の被害の調査及び応急修繕に関する事	●		
	会計管理班(会計管理課長) 会計管理室 会計管理課	1 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関する事	●		
		2 義援金品の集約及び記録に関する事		●	
		3 災害見舞金の支払に関する事		●	
避難者対策部 (教育部長)	庶務班(教育企画課長) 教育部 教育企画課 幼稚園	1 避難者対策部の庶務に関する事	●		
		2 各種報告、要請等の受理に関する事	●		
		3 本部長室との連絡に関する事	●		
		4 避難所対策部各班の人員の調整に関する事	●		
		5 避難所施設の維持管理に関する事	●		
		6 避難所の開設期間の延長及び閉鎖並びに統廃合に関する事		●	
		7 学用品の調達及び支給に関する事		●	
		8 被災した学校施設の復旧に関する事		●	
	避難所班(指導課長) 教育部 指導課 教育支援課 給食課 学校給食 生涯学習スポーツ課 図書館 子ども家庭部 子ども家庭課 児童青少年課 保育課	1 一時集合場所・避難所の開設及び運営に関する事	●		
		2 児童及び生徒の保護に関する事	●		
		3 避難所における活動の記録に関する事	●		
		4 避難者名簿の整理に関する事	●		
		5 避難所の資器材に関する事	●		
		6 避難所における救援物資の受入れに関する事		●	
		7 避難者の生活に関する事 (1) 避難者のプライバシーの保護に関する事 (2) 生活環境の改善に関する事 (3) 入浴施設の設置に関する事			●
8 救護所の運営に関する事	●				
9 避難所におけるボランティア活動に関する事	●				
10 避難所の衛生対策に関する事		●			
11 避難者等への食事の提供に関する事		●			
12 給食調理場の運用に関する事		●			
13 応急教育の実施及び学校教育の再開に関する事		●			
14 教職員の処遇に関する事		●			
15 教育相談に関する事		●			

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初 動	応 急	復 旧	
		16 応急保育の実施及び保育園の再開に関する事		●		
		17 児童に係る相談に関する事		●		
		18 要救助者及び遺体の捜索及び搬送に関する事	●			
		19 遺体収容所の開設及び運営に関する事	●			
		20 遺体の収容及び安置に関する事	●			
		21 遺体の火葬場への搬送等に関する事		●		
		22 身元不明の遺体及び遺骨に関する事		●		
		23 遺体収容所の開設期間の延長及び閉鎖に関する事		●		
		救助救出班(納税課長) 財務部 納税課 市民税課 資産税課	1 市内の被害情報の収集及び連絡に関する事	●		
			2 駅周辺の避難誘導と混乱防止に関する事	●		
			3 帰宅困難者対策への協力に関する事	●		
			4 家屋及び住家の被害状況調査		●	
			5 全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握		●	
	6 非住家の被害状況調査			●		
	7 調書の作成に関する事			●		
	8 租税の徴収猶予及び減免措置			●		
	9 災害に係る住宅の被害認定			●		
	10 税務相談窓口の設置			●		
	福祉対策部 (健康福祉部長)	庶務班(生活福祉課長) 健康福祉部 生活福祉課	1 福祉対策部の庶務に関する事	●		
			2 各種報告、要請等の受理に関する事	●		
			3 本部長室との連絡に関する事	●		
			4 福祉対策部各班の人員の調整に関する事	●		
			5 二次避難所施設の維持管理に関する事	●		
6 福祉団体等との連絡調整に関する事			●			
7 ボランティア活動に関する事				●		
8 義援金品の募集、受付及び配分に関する事				●		
9 災害援護資金に関する事				●		
10 被災者生活再建支援金に関する事				●		
11 生活福祉資金の貸付に関する事				●		
12 市民生活の復興に関する事				●		
要援護者対策班 (高齢者支援課長) 健康福祉部 高齢者支援課 障害者福祉課 (社福) 武蔵野 (財) 福祉公社		1 災害要援護者の安否の確認、救護、避難誘導その他安全の確保に関する事	●			
		2 二次避難所の開設及び運営に関する事	●			
		3 二次避難所施設の入所者の保護に関する事	●			
		4 二次避難所における活動の記録に関する事	●			
		5 二次避難所生活者名簿の整理に関する事	●			
		6 社会福祉施設の復旧及び再開に関する事		●		
		7 福祉サービスの提供に関する事		●		
		8 被災した災害用援護者の生活の支援に関する事		●		
		9 福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関する事		●		
		10 仮設住宅等に入居した災害要援護者への支援に関する事			●	

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初動	応急	復旧
	医療班(健康課長) 健康福祉部 健康課 (財)健康開発事業団	1 医師会等の医療関係団体及び医療機関との連携及び調整に関すること	●		
		2 医療資器材、医薬品等の管理及び調達に関すること	●		
		3 医療救護に関すること	●		
		4 妊産婦への対応に関すること	●		
		5 医療救護所の設置及び運営に関すること	●		
		6 被災者の健康管理、感染予防等に関すること		●	
		7 医療救護に関する応援の要請に関すること		●	
	ボランティア班 (市民社協管理職) 環境生活部 交流事業課 (社福)武蔵野市民社会福祉協議会 (財)文化事業団 (社)シルバー人材センター (財)開発公社 他派遣職員	1 ボランティアセンターの開設及び運営に関すること	●		
		2 ボランティア団体等との連絡調整に関すること	●		
		3 ボランティアの受入れに関すること	●		
		4 ボランティアのニーズの把握及び調整に関すること	●		
		5 ボランティアへの情報提供に関すること	●		
		6 ボランティアの活動状況の把握に関すること	●		
		7 外国人への対応に関すること	●		
		8 東京都の災害ボランティア等との連携に関すること		●	
物資対策部 (選挙管理委員会 事務局長)	庶務班 (選挙管理委員会事務局長) 選挙管理事務局 監査委員事務局	1 物資対策部の庶務に関すること	●		
		2 各種報告、要請等の受理に関すること	●		
		3 本部長室との連絡に関すること	●		
		4 物資対策部各班の人員の調整に関すること	●		
		5 食料、生活必需品その他必要な物資の情報の収集に関する こと	●		
		6 救援物資の援助の要請に関すること	●		
	物資管理班(環境政策課長) 環境生活部 環境政策課 (財)スポーツ振興事業団	1 緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関すること	●		
		2 備蓄物資及び調達物資の管理に関すること	●		
		3 必要な資機材及び物資の調査に関すること	●		
		4 救援物資の受入れ、仕分け及び配分に関すること	●		
		5 食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関すること	●		
		6 防疫活動に関すること		●	
		7 毒物及び有害化学物質を保管する事業所の状況に関する こと		●	
		8 飼育動物に関すること		●	
	搬送班・衛生班 (ごみ総合対策課長) 環境生活部 ごみ総合対策課	1 備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること	●		
		2 車両その他輸送手段の確保に関すること	●		
		3 必要な仮設トイレの調査及び調達に関すること	●		
		4 し尿の収集及び処理に関すること		●	
		5 災害廃棄物の収集及び処理に関すること		●	
		6 住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関すること		●	
	クリーンセンター班 (クリーンセンター所長) 環境生活部 クリーンセンター	1 クリーンセンターの維持管理に関すること	●		
		2 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること		●	

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初動	応急	復旧	
給水対策部 (水道部長)	庶務班(水道部総務課長) 水道部 総務課	1 給水対策部の庶務に関する事	●			
		2 各種報告、要請等の受理に関する事	●			
		3 本部長室との連絡に関する事	●			
		4 給水対策部各班の人員の調整に関する事	●			
		5 給水資器材の調達及び契約事務に関する事	●			
		6 水道等に関する被害状況及び給水活動の広報に関する事	●			
		7 東京都水道局との連絡調整に関する事	●			
		8 水道関係団体との連絡調整及び応援の要請に関する事	●			
		9 応急給水を行う地区の選定に関する事	●			
		10 応急給水拠点の開設及び運営に関する事	●			
		11 非常用給水施設の点検に関する事	●			
		12 仮設給水所の設置に関する事	●			
		13 運搬給水場所の選定及び搬送に関する事	●			
復旧班(水道部工務課長) 水道部 工務課		1 水道施設の被害状況の調査に関する事	●			
		2 被害を受けた水道施設の応急復旧等に関する事		●		
		3 水道施設の点検及び復旧に関する事	●			
		4 浄水場の点検、整備、復旧等に関する事	●			
		5 宅地内給水装置の復旧の受付に関する事		●		
土木対策部 (都市整備部長)	庶務班 (まちづくり推進課長) 都市整備部 まちづくり推進課	1 土木対策部の庶務に関する事	●			
		2 本部長室との連絡に関する事	●			
		3 土木対策部各班の人員の調整に関する事	●			
		4 土木資器材の調達に関する事	●			
		5 都市の復興に関する事		●		
	土木施設班(道路課長) 都市整備部 道路課 交通対策課 緑化環境センター 下水道課		1 公共土木施設の応急点検及び被害状況の調査に関する事	●		
			2 緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の開通に関する事	●		
			3 公共土木施設の応急復旧に関する事		●	
			4 各道路管理者との連絡調整に関する事	●		
			5 財団法人東京建設業協会その関係団体との連絡調整に関する事	●		
		6 マンホール等への応急仮設トイレの設置に関する事	●			
		7 公園の管理及び利用に関する事		●		
		8 交通の規制に関する事	●			
		9 公共交通機関との連絡調整に関する事	●			
		10 公共土木施設の復旧に関する事		●		
建物調査班(建築指導課長) 都市整備部 建築指導課 住宅対策課 用地課 吉祥寺まちづくり事務所 武蔵境開発事務所 武蔵野市土地開発公社		1 市内全体(市の施設を除く。)の被害状況の調査に関する事	●			
		2 民間住宅の応急危険度判定に係る実施本部の設置及び実施計画の立案等に関する事	●			
		3 民間住宅の応急危険度判定の実施に関する事		●		
		4 被災宅地の危険度判定の実施に関する事		●		
		5 危険建築物、危険区域等の安全対策に関する事		●		
		6 被災住宅の応急修理に関する事		●		
		7 一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に関する事		●		
		8 住宅に関する相談窓口の設置及び運営に関する事		●		

初動活動期	災害発生直後から2～3日程度
応急活動期	災害発生後2～3日後から1～2週間程度
復旧活動期	災害発生後1～2週間後から1ヶ月程度

部 (部長)	班(班長) 行政組織	所掌事務	初動	応急	復旧	
安否対策部 (環境生活部長)	庶務班 (生活経済課長) 環境生活部 生活経済課	1 安否対策部の庶務に関する事	●			
		2 本部長室との連絡に関する事	●			
		3 安否対策部各班の人員の調整に関する事	●			
		4 安否情報の収集及び処理に関する事	●			
		5 安否情報システムの維持管理に関する事	●			
		6 商業、工業及び農業に関する被害の調査に関する事		●		
		7 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事		●		
		8 雇用の状況の調査に関する事		●		
		9 商業、工業及び農業に関する融資等に関する事		●		
		10 産業の復興に関する事		●		
	市民対応班 (市民協働推進課長) 企画政策室 市民協働推進課	1 行方不明者等に関する相談窓口の開設及び運営に関する事			●	
		2 広聴活動に関する事			●	
		3 被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事			●	
		4 コミュニティセンターの運用に関する事			●	
		5 市民生活の復興に関する事			●	
	安否情報処理班 (保険課長) 環境生活部 保険課 市民課 市政センター	1 避難所、二次避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事	●			
		2 被災者台帳の整備に関する事	●			
		3 被災証明書の発行に関する事		●		
		4 死亡届の受理、埋葬及び火葬の許可並びに火葬に関する事		●		
		5 身元不明の遺骨等の引継ぎに関する事				●
		6 市政センター窓口の開設に関する事			●	
		7 住民基本台帳、戸籍及び外国人登録に関する受付及び証明書等の交付に関する事			●	
		8 国民健康保険に関する事			●	
		9 被災住宅における居住者数及び世帯数の把握に関する事			●	

5 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市の地域において地震その他の災害の予防対策並びに応急及び復旧対策並びに震災復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産における安全を確保する体制を総合的に検討し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する市町村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の策定を推進するため、武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域防災計画策定の推進に関すること。
- (2) 地域防災計画に係る部課への連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域防災計画策定を推進するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、前条に掲げる事項を協議及び検討するため必要と認める者を任命し、又は委嘱することができる。

(議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長各1人を置き、議長は防災安全部を担任する副市長の職にある者をもって充て、副議長は防災安全部を担任する副市長以外の副市長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて議長が招集する。

2 推進会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進会議は、会議に必要な資料の作成その他推進会議の補佐をするため、推進会議にワーキングチームを置くことができる。

2 推進会議は、ワーキングチームに課題別部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、防災安全部防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長
企画政策室長
企画政策室参事（秘書担当）
企画政策室市民協働担当部長
総務部長
総務部参事
防災安全部長
財務部長
財務部税務担当部長
環境生活部長
環境生活部環境政策担当部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
都市整備部長
都市整備部参事（まちづくり調整担当）
都市整備部参事（建設調整担当）
会計管理者
水道部長
教育部長
議会事務局長
企画政策室広報課長
防災安全部安全対策課長
防災安全部防災課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長

6 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議名簿

所 属・役 職	氏 名
副市長	◎井上 良一
副市長	○会田 恒司
企画政策室長	小森 岳史
企画政策室参事（秘書担当）	秋山 真弘
企画政策室市民協働担当部長	大杉 由加利
総務部長	五十嵐 修 ※平成23年12月31日まで 竹内 道則 ※平成24年1月1日より就任
総務部参事	竹内 道則 ※平成23年12月31日まで
防災安全部長	笹井 肇
財務部長	高橋 良一
財務部税務担当部長	小峰 弘仲
環境生活部長	加藤 伸也
環境生活部環境政策担当部長	渡部 敏夫
健康福祉部長	三澤 和宏
子ども家庭部長	青木 稔
都市整備部長	堀井 建次
都市整備部参事（まちづくり調整担当）	恩田 秀樹
都市整備部参事（建設調整担当）	笠原 篤
会計管理者	平岡 正之
水道部長	名古屋 友幸
教育部長	萱場 和裕
議会事務局長	丹羽 斉
企画政策室広報課長	佐々木 岳
防災安全部安全対策課長	小林 秀綱
防災安全部防災課長	西川 和延
選挙管理委員会事務局長	守矢 利雄
監査委員事務局長	盛田 隆平

※ 敬称略。◎は議長、○は副議長。

7 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議ワーキングチーム名簿

部 会	所 属・役 職	氏 名
本部機能・情報伝達 部会	防災安全部防災課長	◎西川 和延
	総務部長兼人事課長	竹内 道則 ※平成24年1月1日より就任
	総務部参事兼人事課長	竹内 道則 ※平成23年12月31日まで
	企画政策室広報課長	佐々木 岳
	総務部総務課副参事	森安 恵里子
	総務部情報管理課長	樋爪 泰平
	防災安全部安全対策課長	小林 秀綱
	財務部管財課長	小島 麻里
	財務部資産税課長	小山 聡
	環境生活部生活経済課長	大杉 洋
	環境生活部交流事業課長	関根 龍一
	環境生活部市民課長	天野 裕明
医療・福祉部会	健康福祉部生活福祉課長	◎鎌田 浩康
	防災安全部防災課長	西川 和延 (併任)
	健康福祉部高齢者支援課長	渡邊 昭浩
	健康福祉部高齢者支援課地域支援担当課長	大平 高司
	健康福祉部障害者福祉課長	山田 剛
	健康福祉部健康課長	中野 健史
防災都市基盤整備部会	都市整備部参事兼まちづくり推進課長	◎恩田 秀樹
	環境政策担当部長兼ごみ総合対策課長	渡部 敏夫
	都市整備部参事兼下水道課長	笠原 篤
	防災安全部防災課長	西川 和延 (併任)
	財務部施設課長	堀内 誠
	都市整備部住宅対策課長	山中 洋次
	都市整備部建築指導課長	早川 千秋
	都市整備部道路課長	山家 恭介
	都市整備部緑化環境センター所長	荻野 芳明
水道部工務課長	高橋 茂	
避難所運営・地域防災 力向上部会	教育部教育企画課長	◎内山 欣也
	企画政策室市民協働推進課長	森安 東光
	企画政策室市民協働推進課男女共同参画 担当課長	大野 正雄
	総務部総務課長	小島 一隆
	防災安全部防災課長	西川 和延 (併任)

部 会	所 属・役 職	氏 名
	環境生活部環境政策課長	新井 浩
	子ども家庭部児童青少年課長	齋藤 尚志
	子ども家庭部保育課長	伊藤 英穂
	教育部指導課長	吉原 健
放射能対策部会	環境生活部環境政策課長	◎新井 浩(併任)
	防災安全部安全対策課長	小林 秀綱(併任)
	防災安全部防災課長	西川 和延(併任)
	環境生活部生活経済課長	大杉 洋(併任)
	健康福祉部健康課長	中野 健史(併任)
	子ども家庭部保育課長	伊藤 英穂(併任)
	教育部教育企画課長	内山 欣也(併任)
水道部工務課長	高橋 茂(併任)	

※ 敬称略。◎は部会長。

※ (併任) は複数の部会を併任。

[武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議・ワーキングチーム 事務局]

部 会	所 属・役 職	氏 名
総合調整	防災安全部防災課長	◎西川 和延
	防災安全部安全対策課長	○小林 秀綱
	防災安全部防災課消防防災係主任	丸山 貴文
	防災安全部防災課消防防災係主事	曾我 宣之
本部機能・情報伝達 部会	防災安全部防災課消防防災係主事	曾我 宣之(併任)
	防災安全部防災課消防防災係主事	石田 尚史
医療・福祉部会	防災安全部防災課消防防災係長	中村 涉
	防災安全部防災課消防防災係主任	丸山 貴文(併任)
	健康福祉部生活福祉課総務係地域福祉担当 係長	増田 美照
防災都市基盤整備部会	防災安全部防災課消防防災係長	中村 涉(併任)
	防災安全部防災課消防防災係主任	大石 和正
	都市整備部まちづくり推進課主任	小池 鉄哉
避難所運営・地域防災 力向上部会	防災安全部防災課消防防災係主任	大石 和正(併任)
	防災安全部防災課消防防災係主任	水野 健吾
	防災安全部防災課消防防災係主事	鈴木 礼子
	教育部教育企画課課長補佐	中川 健一
放射能対策部会	防災安全部安全対策課安全対策係危機管理 担当係長	岡村 浩之
	防災安全部防災課消防防災係主事	石田 尚史(併任)
	環境生活部環境政策課公害係主任	谷津田 敬子

※ 敬称略。◎は事務局長、○は副事務局長。(併任) は複数の部会を併任。

東日本大震災に対する武蔵野市の取り組みと
今後の防災対応指針
～武蔵野市地域防災計画の見直しへ向けて～
平成24年2月

発行 武蔵野市防災安全部防災課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話 0422-60-1820 (直通)